

水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして

富山県大規模行為の景観づくり基準解説書

はじめに



わたしたちのふるさと富山は、
まとまりのある地形の中に、
立山連峰などの山並みの眺望、
砺波散居村や黒部川扇状地などの平野の眺望、
海越しに立山連峰や能登半島が望める富山湾の眺望など、
山、里、海の多彩で変化に富んだ景観を有しています。
これらの優れた景観は、
先人の営みと自然との関わりの中で
かたちづくられ、親しまれ、守られてきたものです。
しかしながら、今日の多様な価値観を伴う産業活動や人々の生活の中で、
景観への配慮が十分になされているとは必ずしも言えません。
このため、優れた景観を保全、創造し、
よりよい姿で次代に伝えていくために、
平成14年9月に富山県景観条例を制定しました。
そして、平成15年10月には、
大規模な建築物等の新增改築等や土地の区画形質の変更などの大規模行為を行う際に、
景観づくりに関して配慮すべき事項を定めた
富山県大規模行為の景観づくり基準を策定しました。
この富山県大規模行為の景観づくり基準解説書は、
基準の考え方を分かり易く示すために作成したものです。
景観づくりに関する基本的な事項のほか、
大規模行為の種類ごとに配慮すべき事項を
できる限り具体的に記述しています。
また、住宅の外観の検討など、
大規模行為以外の景観づくりにも活用できる内容となっています。
県民各位をはじめ事業者や設計者の皆さんには、
この解説書を様々な場面で活用いただき、
大規模行為の景観づくり基準についての理解を一層深め、
そして、富山の優れた景観を守り、
育てていただきますようお願いいたします。

平成15年11月

(表紙写真)

上段：富山湾越しに見る立山連峰からの日の出
中段：富山城址公園に隣接する大手町地区の建築物
下段：夕日に染まる春の砺波平野の散居村

目次

第Ⅰ章 富山県の景観特性

■ 県土の景観構造	2
■ 圏域ごとの景観特性	5

第Ⅱ章 景観づくりと大規模行為の届出制度

■ 条例の体系と大規模行為に関する届出制度	24
■ 景観づくりの基本方針	28

第Ⅲ章 「大規模行為の景観づくり基準」の解説

■ 解説書の使い方	32
■ 景観づくり基準と配慮事項	33
1 基本事項	33
2 個別事項	36
1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	36
2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	55
3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）	73
4 屋外における物品の集積又は貯蔵	76
5 鉱物の掘採又は土石の類の採取	78
補足資料	81
■ 景観づくり色彩ガイドライン（概要）	81
■ 樹種・草種特性概要一覧表	88

条例・規則・方針・基準

■ 富山県景観条例及び規則	96
■ 景観づくりの基本方針	108
■ 大規模行為の景観づくり基準	111
■ 大規模行為届出様式	113
■ 大規模行為の景観づくり基準チェックシート	117

I

第 I 章 富山県の景観特性

■ 県土の景観構造	2
■ 圏域ごとの景観特性	5

富山は自然の円形劇場

三方を立山連峰等の急峻な山々に囲まれ、その中に緑豊かな富山平野が広がり、富山湾の広大な海原へと開けているまとまりのある景観が、富山の景観構造の大きな特徴となっています。

このように県土全体を一望できるまとまりのある景観の中に、四季により変化する水田や桜などの樹木、海岸線の白い砂浜や松原、水を湛えた河川やダム湖、港や運河、歴史的町並みや近代的な市街地、新興住宅団地など、様々な眺めが散りばめられている様は、多くの個性的な役者が演技を競い合っている、舞台装置の整った円形劇場に例えられます。



深い緑に包まれた山あいの菅沼合掌集落



緑の田園が一面に広がる砺波平野



雨晴海岸から富山湾越しに見る立山連峰



三方を馬蹄形に囲む山々

立山連峰の3,000m級の山々をはじめ、岐阜県境の飛騨山地や石川県境の宝達丘陵の山々が県土の三方を馬蹄形に囲んでおり、県内のいたる所から雪を頂いた山稜や緑の山稜を望むことができます。

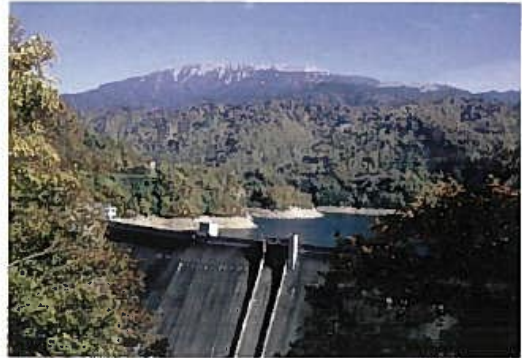
これらの山々を流れる河川は、豊かな緑の森を育み、急流による深い渓谷を刻んでおり、周辺には多くの美しい滝やダム湖が点在しています。



立山黒部アルペンルート
立山ロープウェイ



弥陀ヶ原台地から流れ落ちる称名滝



雪を頂いた薬師岳の山並みと有峰ダム



みくりが池に映る立山連峰

平坦で広がりのある平野部

周囲の山々から一気に流れ下る多くの河川がつくり出す扇状地が複合して平野部が形成されています。

これらの平野部には、一部に河岸段丘等が見られるほかは起伏が少なく、比較的平坦で広がりのある景観を呈しています。ほとんどが水田として利用され、その中に多くの個性ある都市や集落が形成されています。



一面に咲き誇る砺波平野のチューリップ



富山湾に注ぐ黒部川河口付近



菜の花畑の背後に広がる丘陵地



夕陽に染まる砺波平野の散居村

ゆったりと湾曲する海岸線



城山公園から見た海岸線

湾岸部は、扇状地が複合して形成された沖積平野の末端が連なって形づくられ、東西の県境部では山々が海にまで達しています。

海岸線は、なだらかに湾曲した形状を呈しており、沿岸からは長く延びる海岸線の砂浜や松原のほか、富山湾越しに対岸の山々や市街地などを眺めることができます。



浜黒崎の松林と立山連峰



日本の渚百選にも選ばれているヒスイ海岸

様々に表情を変える自然

田植えが始まり新緑が芽生える春、野や山が深い緑に包まれる夏、稲穂が実り田が黄金色に変わる秋、山や野やまちが雪に覆われる冬と、季節により様々に変化する景観があります。また、これらの眺めは、朝焼けや夕映えなど時間の流れによっても様々な変化を見せます。

このようなときの移ろいに伴う自然の変化も富山の景観の重要な要素となっています。

朝焼けにシルエットを映す野尻池の白鳥



黒部川河口から見る富山湾に沈む夕日



紅葉に彩られる弥陀ヶ原



一面が雪景色に覆われた相倉合掌集落

県土を4つの広域圏に分けて景観特性をまとめます。

■ 4つの広域圏

圏域名	構成市町村
新川地域 面積/924.55km ²	魚津市、黒部市、宇奈月町、入善町、朝日町
富山地域 面積/1844.01km ²	富山市、滑川市、大沢野町、大山町、舟橋村、上市町、立山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村
高岡・射水地域 面積/682.11km ²	高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町（高岡地区） 新湊市、小杉町、大門町、下村、大島町（射水地区）
砺波地域 面積/795.82km ²	砺波市、城端町、平村、上平村、利賀村、庄川町、井波町、井口村、福野町、福光町



①新川地域



自然

新川地域は、その大部分を朝日岳、白馬岳、僧ヶ岳、毛勝山等に代表される北アルプス北端部の山岳地が占めています。

その山々を黒部川や片貝川、早月川等の急流が流れており、特に黒部川は、北アルプスの最奥部を源流として、立山連峰と後立山連峰の間に深く険しい渓谷を刻んでいます。

これらの河川は、谷を出ると海に向かって扇状地を形成し、これらが連なって新川地域の平野部がかたちづくられ、扇状地のほとんどは水田として利用されています。扇状地を流れる伏流水は、扇状地末端の海岸近くで湧水として湧き出し、入善町の湧水群内には杉を主体とした沢スギと呼ばれる自然林を見ることができます。

また、黒部川などの河岸段丘斜面には多くの緑が残るほか、海岸部には、宮崎海岸の鹿島樹叢など海岸に迫った山の緑や海岸線に多くの松林が見られます。

海岸線は砂利浜となっており、宮崎海岸はヒスイの原石が打ち上げられることから「ヒスイ海岸」と呼ばれ、日本の渚百選にも選ばれています。また、魚津の海岸線からは海に浮かぶ蜃気楼を見ることができます。



ヒスイ海岸(朝日町)
日本の渚百選にも選ばれた自然海岸



杉沢の沢スギ(入善町)
全国唯一、遊水池での杉の自然林



黒部峡谷(宇奈月町)
立山連峰と後立山連峰に挟まれた大峡谷



蜃気楼(魚津市)
富山湾の神秘現象として知られる蜃気楼

歴史

新川地域では、急流河川による水害が多かったにもかかわらず、縄文時代住居跡である不動堂遺跡、平安前期の荘園の穀倉があったじょうべのま遺跡等の遺跡が数多く残っています。

江戸時代に入り、この地域には北陸街道が整備されて人々の往来や物資の流通が盛んになり、加賀藩の境関所が置かれました。黒部川は水かさの増す夏には、上流の舟見、愛本、浦山と山麓を通る上街道が、水かさの減る冬には、下流の入善を通る下街道が利用され、これらの街道沿いには宿場町が形成されるなど、現在の市街地の原型となっています。旧街道沿いの朝日町境地区では、切妻造妻入りの民家が連なる雪国には珍しい特色ある町並みを見ることができます。

その他、江戸末期に幕府が命じて加賀藩につくらせた黒部市の生地台場、南北朝時代の仏像のレリーフのある石棺のような北野の石籠、室町時代の磨崖仏である嘉例沢の石仏などがあるほか、旧下山発電所が美術館として残されています。

また、朝日町宮崎城址、入善町舟見城址、魚津市松倉城址などが、地域の歴史を残す象徴として親しまれています。



不動堂遺跡(朝日町)
縄文時代の住居跡



じょうべのま遺跡(入善町)
荘園時代の穀倉と荘園管理所



旧下山発電所(入善町)
大正時代に建てられた水力発電所を改装し、美術館として利用



境の町並み(朝日町)
切妻造妻入りの民家が連なる町並み

生活・文化

新川地域では、黒部川等の扇状地における稲作に加え、チューリップやスイセン等の花卉栽培が行われています。

黒部川の谷あいには、県内最大の温泉地である宇奈月温泉があり、宇奈月温泉駅前には温泉を使った噴水が温泉街らしい情緒を醸し出しています。上流の黒部峡谷にはトロッコ電車が走り、沿線には宇奈月ダムや出平ダム等のほか、川原に湧出する鐘釣温泉など多くの温泉も点在し、変化のある美しい景観を見ることができます。

水が特に豊富なこの地域では、黒部川扇状地末端にあたる黒部市生地地区などで伏流水が湧出し、これらを利用して設置された共同洗い場が日常生活の中で生かされている風景を見ることができます。また、宇奈月町の墓ノ木自然公園、入善町の扇状地湧水公苑、黒部市の高橋川など、水を活用したうおいのある施設のほか、宇奈月温泉駅前には温泉を使った噴水が整備されています。

朝日町宮崎地区では、初夏の風物詩として砂利浜では灰付ワカメを干す光景が見られます。漁業が盛んなこの地域では、魚津市のたてもん祭りや黒部市のゑびす祭りなど、海にまつわる行事も多く行われています。



宇奈月温泉駅(宇奈月町)
駅前に置かれた温泉の噴水



高橋川(黒部市)
隣接する黒部市総合公園からの親水性に配慮した整備



生地湧水施設(黒部市)
湧水を利用した共同洗い場



黒部峡谷(黒部市)
黒部川を走るトロッコ電車

たてもん祭り(魚津市)
地元の青年が大万燈を引き回し、大漁と海上安全を祈願する祭り



■新川地域の主な景観資源

【自然資源】

- 山稜、丘陵
- 海岸、河川
- 樹林、並木
- その他

朝日岳・白馬岳など後立山連峰の山並み、僧ヶ岳・毛勝山等の山並み など
 ヒスイ海岸、石田浜、黒部川及び黒部峡谷、片貝川、高橋川、笹川七重滝など
 杉沢の沢スギ、宮崎鹿島樹叢、舟川堤の桜、宮野山運動公園の桜、魚津運動公園の桜 など
 蜃気楼、僧ヶ岳雪絵 など

【歴史的資源】

- 遺跡、史跡
- 城址、神社仏閣
- 産業
- 町並み、建築物

不動堂遺跡、じょうべのま遺跡、境関所跡、生地台場、嘉例沢の石仏、北野の石籠、旧沢崎家住宅、黒部川霞堤 など
 宮崎城址、舟見城址、松倉城址、天真寺庭園 など
 旧下山発電所、十二貫野用水 など
 境の町並み など

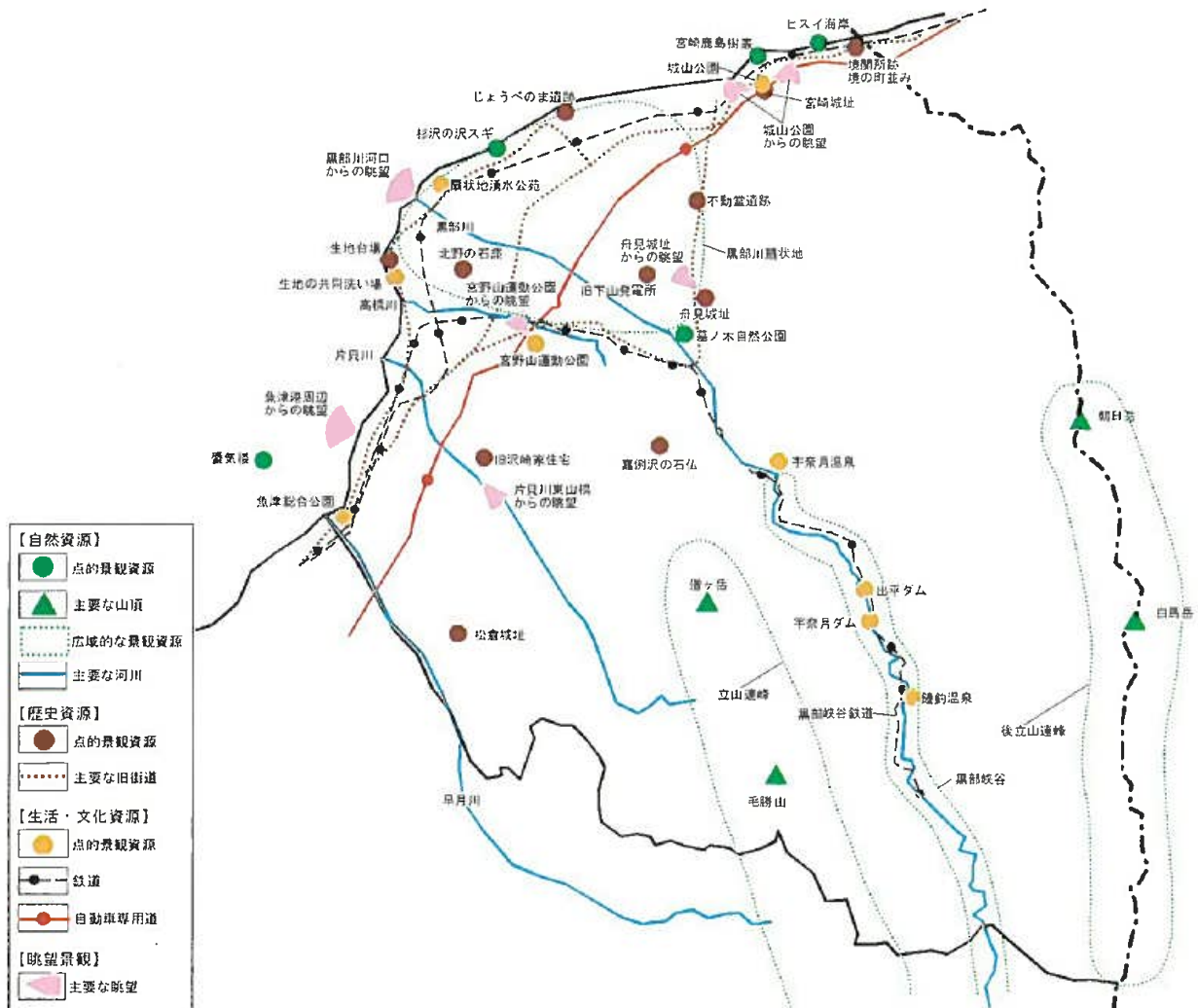
【生活・文化資源】

- 交通
- 産業
- 公園、公共的施設
- 町並み
- 行事、風物

黒部峡谷鉄道、愛本橋、新山彦橋、生地中橋、北陸道宮野切通しの陸橋群 など
 生地漁港、経田漁港、宇奈月ダム、出平ダム、入善チューリップ、新川育成牧場、生地鼻灯台 など
 生地の共同洗い場、扇状地湧水公苑、宇奈月温泉駅前温泉噴水、墓ノ木自然公園、宮野山運動公園、宇奈月国際会館・セネ美術館、黒部市国際文化センター など
 黒部川扇状地の散居村、魚津駅前通り、宇奈月温泉街おもかげ通り など
 たてもん祭り、ゑびす祭り、たいまつ祭り、宮崎海岸の灰付ワカメ天日干し、生地の地曳網、鐘釣温泉など

【眺望景観】

城山公園からの新川海岸線、黒部川河口からの富山湾、舟見城址や宮野山運動公園からの黒部川扇状地と富山湾、魚津港周辺からの富山湾の蜃気楼、片貝川東山橋からの毛勝山等の山並み など



②富山地域



自然

富山地域は、雄山、劔岳、薬師岳といった立山連峰の主峰を含む急峻な山稜や、弥陀ヶ原や五色ヶ原など高山植物や紅葉が美しい高原等の広大な山岳地を有しています。

立山連峰から流れ出る常願寺川は大きな流下勾配をもち、平野部に出て大きな扇状地を形成して天井川となっており、その上流に落差日本一の称名滝や立山カルデラ等があります。また、飛騨山地を源とする神通川は、片路峡に代表される神通峡を刻み、飛騨山地から北に延びる丘陵地や呉羽丘陵に沿って北流し、富山湾に注いでいます。

平野部は、その大部分が緩やかな勾配を持つ扇状地からなり、地域全体が立山連峰を仰ぎ見る地形となっています。

富山県の中央を画するように南北に伸びる呉羽山は富山平野に残る貴重な緑であり、東側は急斜面で立山連峰への絶好の眺望点となっており、西側は比較的緩勾配で梨畑が広がっています。

また、松川の桜並木や大山町の殿様林の松並木などは、水辺のうるおいのある景観をつくりだしています。

海岸部は砂浜が多く、富山市の浜黒崎海岸は長く伸びる松林越しに立山連峰を眺めることができます。また、滑川市の海では、春に群有するホタルイカが見られ、海面が天然記念物に指定されています。



神通川(大沢野町)
神通川から望む雪の立山連峰



伊折谷(上市町)
早月川と劔岳



ホタルイカ
神秘的な光を放つホタルイカ



浜黒崎海岸(富山市)
海岸から望む立山連峰



呉羽山(富山市)
一面に広がる西側斜面の梨畑



松川(富山市)
松川沿いの桜並木

歴史

富山地域には、北代遺跡、本江遺跡、勅使塚古墳など多くの遺跡があり公園として整備されており、富山市の舟橋の跡や細入村猪谷の関所跡など、北陸道や飛騨街道の遺構も見られます。

立山町には、岩峯寺の雄山神社、日本最古の山荘である立山室堂山荘のほか地蔵や祠などがあり、立山信仰に関する遺構として大切に保存されています。

婦中町の安田城址は戦国末期の堀・土塁をよく残しており、また、再建された富山城は富山の町のシンボルとなっています。

富山市岩瀬では、北前船の回船問屋である旧森家住宅など、往時の繁栄をしのばせる町並みの名残を見ることができます。このほか、八尾町では井田川と久婦須川に挟まれた河岸段丘上に浄土真宗聞名寺の門前町が形成され、諏訪町等では歴史的町並みが住民の努力により保存再生され、井田川沿いの斜面地の石垣は独特の景観を見せています。

常願寺川周辺には、安政の大洪水により流出した数々の大転石のほか、災害や治水に関する遺構も多く残っています。また、神通川沿いの富岩運河は富山の近代化を支えた施設であり、中島閘門は国の重要文化財に指定されています。この運河の開削土を利用して造成された旧神通川跡地に建設された富山県庁舎本館や富山電気ビルの風格ある姿も富山の近代化を象徴する景観上重要な施設です。



中島閘門(富山市)
昭和初期の土木技術を
駆使した施設

富山城(富山市)
郷土博物館として使用される地域のシンボル



諏訪町の町並み(八尾町)
日本の道百選になっている



安田城址(婦中町)
堀と土塁の形態が明確な戦国末期の平城



富山県庁舎本館(富山市)
昭和10年に建設された重厚な建築物

生活・文化

富山市は、県内で最も都市集積が進んだ地域であり、富山駅周辺、西町・総曲輪等の中心市街地、掛尾周辺等の郊外商業地など、都市的景観が形成されています。

特に、市役所から富山城址にかけては、ビル群の街路にケヤキ並木の緑が溢れる都市景観が形成されています。また、富山駅北地区では、広々としたプールパールの両側に形態や色彩に配慮された近代的建築物が建ち並び、その先に富岩運河を活用した環水公園が整備されています。

神通川の河川敷には富山空港があり、神通川の横を離発着する飛行機を見ることができます。また、富山市街地を走る路面電車は、都市の中のアクセントとなっています。

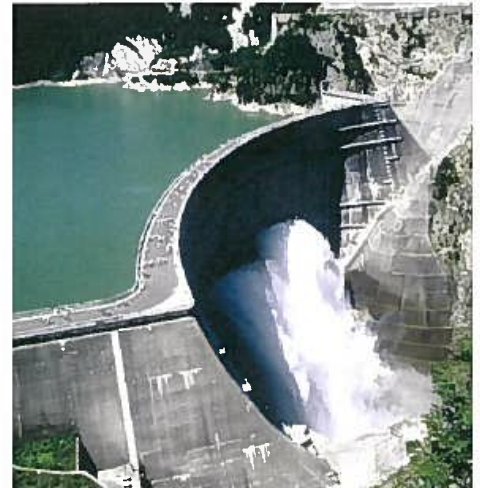
山岳地には、豊富な水を利用した水力発電のために整備された黒部川の黒部ダム、常願寺川支流の熊野川の有峰ダム、神通川第一ダムなどが緑に囲まれたダイナミックな景観を呈しています。また、これらとともに水力発電所が設けられているほか、常願寺川を中心に多くの砂防ダムが設置されています。

富山市の中心市街地で毎春開催されるチンドン祭り、岩瀬の曳山祭りのほか、情緒ある町並みの中で開催される八尾町のおわら風の盆、上市町の大岩山日石寺の滝修行も特徴のある行事です。

この地域は、富山の売薬さんで親しまれる家庭配置薬業の中心地であり、昔の姿を残す旧岡岡家住宅が保存されているほか、富山駅前には行李を担いだ売薬さんの像が設置されています。



本宮砂防ダム(立山町)
国登録有形文化財に指定されている昭和初期の砂防ダム



黒部ダム(立山町)
深い緑に包まれたダイナミックな景観



富山駅北地区(富山市)
環水公園と一体となった町並み



富山城址公園(富山市)
富山城を中心に、水と緑に包まれた都心のオアシス



泉庁前公園(富山市)
雪と親しむ「雪美の庭」



おわら風の盆(八尾町)
地域を特徴づける伝統の祭り

■富山地域の主な景観資源

【自然資源】

- 山稜、丘陵 雄山・剣岳・薬師岳など立山連峰の山並み、立山カルデラ、呉羽丘陵、弥陀ヶ原、五色ヶ原、白木峰、尖山 など
- 海岸、河川 浜黒崎海岸、岩瀬浜、黒部川、常願寺川、神通川と神通峡、松川、称名滝、常虹の滝、黒部湖、有峰湖 など
- 樹林、並木 浜黒崎の古志の松原、松川・磯部堤の桜、常西用水の桜、殿様林の松並木、塩の千本桜、立山寺のトガ並木、平和通りのイチヨウ並木、呉羽丘陵の梨畑 など
- その他 ホタルイカ、常願寺川の大転石 など

【歴史資源】

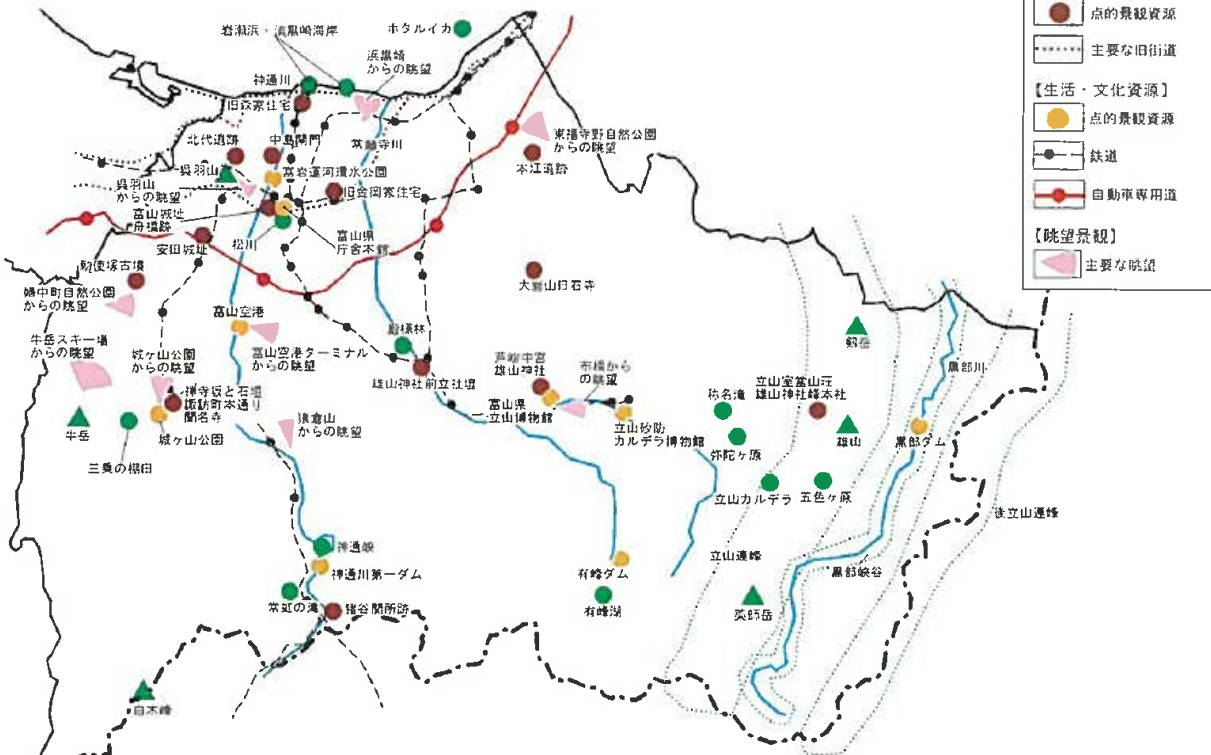
- 遺跡、史跡 北代遺跡、本江遺跡、勅使塚古墳、安田城跡、佐々堤、猪谷関所跡、舟橋跡、布橋 など
- 城址、神社仏閣 富山城址、雄山神社、大岩山日石寺、聞名寺、長慶寺の五百羅漢 など
- 産業 富岩運河と中島閘門、桜橋、笹津橋 など
- 町並み、建築物 諏訪町本通り、岩瀬大町通り、禅寺坂と石垣、旧森家住宅、浮田家住宅、旧金岡家住宅、旧内山家住宅、立山室堂山荘、富山県庁舎本館、富山電気ビル など

【生活・文化資源】

- 交通 富山空港、立山黒部アルペンルート、富山空港線、立山大橋、立山ロープウェイ、富山の市内電車 など
- 産業 富山港、四方漁港、黒部ダム、有峰ダム、神通川第一ダム、三乗の棚田、古洞池、常西用水、牛ヶ首用水、丘の夢牧場、越中反魂丹「池田屋」 など
- 公園、公共的施設 富山城址公園、富岩運河環水公園、県庁前公園、東福寺野自然公園、ほたるの里農村公園、穴の谷の霊場、立山玉殿湧水、富山県水墨美術館、富山国際会議場、富山県立山博物館、立山カルデラ砂防博物館、立山駅、ほたるいかにミュージアム など
- 町並み ウッドタウン八尾・上野かざみ台、蛭川ニュータウン、城址大通り、ブルーパール、大手モール など
- 行事、風物 八尾おわら風の盆、岩瀬曳山祭り、富山チンドン祭り、ねぶた流し など

【眺望景観】

東福寺野自然公園からの新川平野と富山湾、浜黒崎海岸からの松林と立山連峰、呉羽山や富山空港ターミナルビルからの立山連峰、猿倉山からの神通峡と富山平野、城ヶ山公園・婦中町自然公園・牛岳スキー場からの富山平野と富山湾 など



③高岡・射水地域



自然

高岡・射水地域は、射水平野や砺波平野、氷見平野等の平坦地と比較的なだらかな丘陵地からなり、急峻な山岳景観を特徴とする富山県の中では穏やかな景観を有する地域です。

庄川や小矢部川の流れは緩やかで、庄川では秋になると多くの鮭が溯上し、桜うぐい漁は小矢部川の春の風物詩となっています。

海岸線は砂浜が多く、雨晴海岸、島尾海岸、松太枝浜など遠浅の海岸が続き、背後の松林とあいまって美しい渚景観をつくり出しています。更に西側の県境にかけての海岸は山が迫った磯浜となるなど、変化に富んだものとなっています。

また、この地域のほぼ中央に位置し、圏内のほとんどの場所から眺めることができる二上山は「ふたがみさん」の呼び名で地域の人々に親しまれ、二上山や氷見沿岸部から富山湾越しに見る立山連峰の眺めは、富山を代表する景観といえます。

水郷の面影を残す十二町潟周辺地域、乾田化が進んだ広大な射水平野の水田、小矢部市の稲葉山からの散居村の風景など、それぞれ特徴的な田園景観を有しています。

大小の滝や淵が連続する宮島峡、灌漑のため池が点在する射水丘陵、ゆったりと流れる小矢部川に沿った稲葉山から二上山にかけての丘陵地など、里山の景観も特色あるものです。

また、氷見海岸の暖流系の植物、小矢部市城山、福岡町岸渡川、氷見市朝日山、高岡市古城公園等の桜、勝興寺のカタクリ群落、高岡市西田や小杉町黒河の竹林等、多彩な植生が見られます。



射水平野(小杉町)
射水平野から見る二上山



小矢部川(高岡市)
二上山から見る緩やかな流れの小矢部川



二上山(高岡市)
二上山から氷見方面を望む



宮島峡(小矢部市)
瀬や淵が連続する変化に富んだ流れ



氷見市からの立山連峰(氷見市)
海越しに立山連峰を望む

歴史

高岡・射水地域は、古代からの歴史が息づく地域であり、富山県内でも歴史的景観の重要性が高い地域です。

朝日貝塚、大境洞窟住居跡等の住居遺構、小杉丸山遺跡の飛鳥時代の工房跡、柳田布尾山古墳、桜谷古墳等の古墳遺構など、古代の生活の歴史が風景として残されています。

石川県境の倶利伽羅峠は、麓の殖生護国八幡宮とともに源平の古戦場として知られ、その倶利伽羅峠から富山へ抜ける旧北陸街道等の街道沿いには、今も町家や土蔵、塚など往時のたたずまいを残している町並み等が多く見られます。

高岡市には一時加賀藩の高岡城が設けられ、城跡には今も堀の遺構がよく残り、緑豊かな古城公園として親しまれています。また、中世には国府や国分寺が置かれ、勝興寺、気多神社等の多くの寺社仏閣が点在し、特に、瑞龍寺は典型的な禅宗様式の大伽藍を持ち国宝にも指定され、加賀藩2代藩主の前田利長墓所へ続く八丁道とあわせて、落ち着いた町並みを形成しています。

また、高岡城築城にあたり鑄物職人を集めたことを起源とする金屋町の古い町並みや、かつての商人の町として栄えた土蔵造りの町家が残る山町筋、隆盛を誇った海運を背景に形成された伏木や吉久などの歴史的町並みのほか、これらに混じって旧高岡共立銀行本店等の明治後期から昭和初期の洋風意匠の建築物や高岡大仏など、特色ある建造物も見られます。



瑞龍寺(高岡市)
前田利長公の菩提寺



八丁道(高岡市)
瑞龍寺前から前田利長墓所へのひる歴史性のある道



高岡城址(高岡市)
高岡城址の広大な濠が残る公園



金屋町の町並み(高岡市)
千本格子の風情ある家並み



山町筋(高岡市)
土蔵造りの町並みと
御車山祭り

生活・文化

高岡・射水地域は、富山高岡新産業都市建設に伴い、放生津潟や射水水郷地域を中心に従来の景観が大きく変化しました。富山新港の開港により大規模な港湾地域と工業地域が出現し、港の埋立地や射水丘陵地には、整然とした町並みの住宅団地のほか、海王丸パークなどのおいのあるレクリエーション施設が整備されています。また、富山新港から新湊市街地を貫流して海に通じる内川は両岸に漁船が係留され、風情のあるたたずまいを見せています。

氷見市の上庄川河口に架かる斜張橋の比美乃江大橋は、富山湾越しに見える立山連峰と一体になった優美な姿が町の新しいシンボルとなっています。

高岡市のえんじゅ通りとこれに面する御旅屋西通り地区、市立美術館周辺の建築群、氷見市海浜植物園や大島町絵本館等の公共建築物のほか、高岡市のおとぎの森公園、氷見市の十二町潟水郷公園、小矢部市の稲葉山牧場、小杉町の薬勝寺池公園なども貴重な景観資源となっています。

また、高岡市と新湊市を結ぶ万葉線を走る路面電車や、高岡市から氷見市の海岸線を走る氷見線の列車、新港港口や小矢部川右岸の如意の渡し船等も景観を構成する要素となっています。

高岡御車山祭り、伏木、新湊、石動等の曳山祭り、津沢の夜高行灯祭り、氷見のまるまげ祭り、新湊、石動の獅子舞、下村のやんさんま祭り等の伝統行事のほか、福岡町のつくりもん祭り等の特色ある行事も行われています。



海王丸パーク(新湊市)
ベイエリアのレクリエーション施設



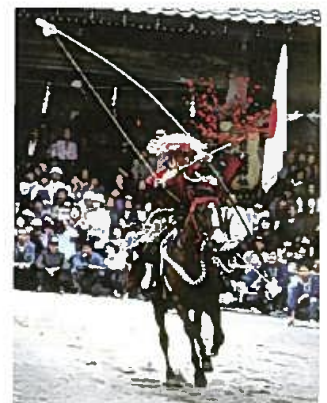
比美乃江大橋(氷見市)
地域のシンボルとなる斜張橋



十二町潟水郷公園(氷見市)
十二町潟の貴重な自然と歴史を表現する公園



内川(新湊市)
市街地の中の情緒のある流れ



やんさんま祭り(下村)
加茂神社の大祭で見られる勇壮な流鏝馬

■高岡・射水地域の主な景観資源

【自然資源】

- 山稜、丘陵
- 海岸、河川
- 樹林、並木
- その他

雄山・劔岳・薬師岳など立山連峰の山並み、二上山、稲葉山、呉羽丘陵 など
 雨晴海岸、松太枝浜、島尾海岸、庄川、小矢部川、内川、十二町瀧、宮島峡 など
 西田・黒河の竹林、朝日山公園・岸渡川・城山公園の桜、上日寺の大イチョウ、専念寺傘松、氷見の大つばき など
 義経岩、雨晴の女岩・男岩、蛇が島 など

【歴史資源】

- 遺跡、史跡
- 城址、神社仏閣
- 産業
- 町並み、建築物

朝日貝塚、大境洞窟住居跡、小杉丸山遺跡、串田新遺跡、桜谷古墳、柳田布尾山古墳、俱利伽羅峠古戦場、前田利長墓所 など
 高岡城跡、阿尾城跡、瑞龍寺、勝興寺、射水神社、埴生護国八幡宮、気多神社、櫛田神社、加茂神社、高岡大仏 など
 海王丸、伏見港灯明台、清水町配水塔 など
 金屋町通り、八丁道、山町筋、旧高岡共立銀行本店、佐伯家住宅、旧秋元家住宅 など

【生活・文化資源】

- 交通
- 産業
- 公園、公共的施設
- 町並み
- 行事、風物

二上山万葉ライン、比美乃江大橋、内川の橋梁群、如意の渡し、万葉線、氷見線 など
 富山新港、氷見漁港、子撫川ダム、五位ダム、長坂の棚田、稲葉山牧場、氷見沖の大敷網 など
 高岡古城公園、十二町瀧水郷公園、太閤山ランド、海王丸パーク、おとぎの森公園、薬勝寺池公園、クロスランドおやべ、高岡市美術館、氷見市海浜植物園、大島町絵本館 など
 太閤山ニュータウン、伏木タウンハウス、高岡えんじゅ通り など
 高岡御車山祭、伏木・新湊・石動の曳山祭り、やんさんま祭り、氷見まるまげ祭り、津沢夜高あんどん祭り、越中大門凧祭り、高岡万葉まつり、つくりもん祭り、福岡の菅笠天日干し など

【眺望景観】

二上山守山城跡からの立山連峰と射水平野、雨晴義経岩付近・阿尾城址からの海越しの立山連峰、稲葉山からの散居村、クロスランドタワーからの散居村と立山連峰、太閤山ランド展望塔からの呉羽丘陵と立山連峰 など



④ 砺波地域



自然

砺波地域は、東西と南側の三方を300～1,800m級の山々で囲まれ、その中に砺波平野の水田が広がる、北側に開いた盆地状の景観を有する地域です。

地域の南部は急峻な山地で、小矢部川と庄川、その支流の利賀川等が美しい狭谷をつくり、小牧ダム、刀利ダム、利賀川ダム等のダム湖や桂湖のほか、縄ヶ池、赤祖父湖、桜ヶ池など、水と緑の豊かな景観を見せています。

庄川と小矢部川がつくり出す扇状地は、複合して砺波平野を形成しています。平野部は比較的平坦で一面が水田となっており、カイニョと呼ばれる屋敷林を伴った農家が点在する散居村の風景が一带に広がっています。また、周囲の山間部にある夢の平、閑乗寺公園、医王山、八乙女山等の展望地からは、散居の田園風景のほか、立山連峰、二上山等の眺望を楽しむことができます。

植生としては、井口村のブナの原生林、城端町の縄ヶ池ミズバショウ群生地等が周囲の山々に彩りを添えており、井口村のブナの原生林は林野庁の水源の森百選にも指定されています。



散居村の風景(砺波市)
水田と屋敷林が作る特徴的な景観



桂湖(上平村)
庄川上流のレクリエーション拠点であるダム湖



縄ヶ池のミズバショウ群生地(城端町)
南限となっている大規模群生地



夢の平(砺波市)
一面に咲き誇るコスモス



ブナの原生林(井口村)
林野庁の水源の森百選に
選ばれている

歴史

砺波地域では、中世から近世にかけて浄土真宗の寺院を中心とした門前町が形づくられ、井波町の瑞泉寺や城端町の善徳寺が今も往時の姿をとどめているほか、瑞泉寺の門前町である八日町通りでは歴史的な町並みが良く残っています。また、城端町では、道路拡幅により古い町並みが取り壊されましたが、建替え時に伝統的な意匠を取り入れるなど、歴史的町並みを再生する町づくりが進められています。

また、平村、上平村、利賀村で構成される五箇山では、合掌造りの住宅が残っています。特に多くの合掌造り住宅が残る平村の相倉集落や上平村の菅沼集落は、山々の風景と調和した美しい山村の景観を見ることができ、岐阜県の白川郷とともに世界文化遺産として登録されています。

散居の形態が残る平野部には、カイニョと呼ばれる屋敷林に囲まれた、格子組み漆喰塗りの妻壁と大きな瓦屋根を特徴とするアズマダチと呼ばれる美しい住宅が見られます。

このほか、藩政時代に設けられた松川除と呼ばれる松並木のある堤は、治水の歴史を物語る重要な景観資源となっているほか、平安時代の遺跡である高瀬遺跡、中世の山城の典型である砺波市増山城址や、富山県での明治期の代表的な木造学校建築である旧富山県立農学校本館（福野高校厳浄閣）などが残っています。



相倉集落(平村)
山並みと調和した合掌造りの集落



瑞泉寺(井波町)
中世の一向宗の中心的寺院



八日町通り(井波町)
瑞泉寺の門前町としての歴史的町並み



アズマダチ住宅(砺波市)
カイニョに囲まれた大屋根と妻壁が特徴的な住宅



伝統的意匠等により再生された町並み(城端町)

生活・文化

砺波地域は、農地が広がる農業が主体の地域で、その中心地である砺波市は商工が調和した都市として、近年、商業施設や文化施設の集積が進んでいます。

砺波平野では主に稲作、花卉の栽培が盛んで、チューリップは日本有数の生産高となっており、4月下旬から5月上旬には、散居の田園の中にチューリップの花が一面に咲く風景が見られます。

また、井波町では欄間などの木彫が盛んで、八日町通りには木彫を営む店舗が並び、看板などに彫刻を生かした町づくりが進められています。

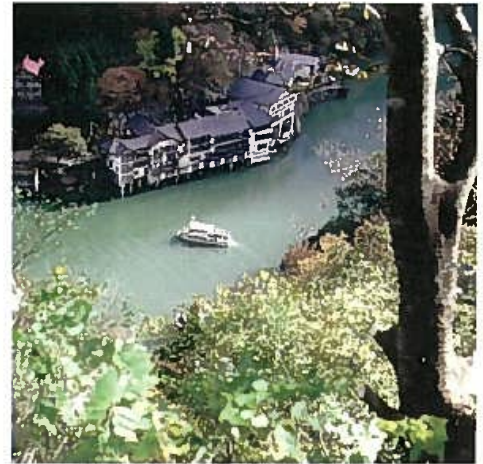
庄川水系の自然や文化、産業を紹介する庄川町水記念公園、新たな舞台芸術の場としての富山県利賀芸術公園のほか、井波彫刻総合会館、城端曳山会館・城端町史館「蔵回廊」、郷土ゆかりの芸術家の作品を見ることができる福光町立福光美術館等の文化施設があり、それぞれの地域文化を示す拠点として重要な景観要素となっています。

建設当時は東洋一の規模を誇った小牧ダムがつくるダム湖では、大牧温泉等と連絡する船が景観を構成する重要な要素となっています。

五箇山のこきりこ祭り、大きな行燈をかつぐ福野町の夜高祭り、城端町のむぎや祭りや曳山祭り、庄川町の厄払い鯉の放流等の特色ある行事も行われ、地域文化として重要な景観要素となっています。



砺波平野(砺波市)
色鮮やかな花が咲き誇るチューリップ畑



庄川峡(庄川町)
大牧温泉への交通手段として親しまれている観光遊覧船



蔵回廊(城端町)
城端曳山祭り等の資料展示館



富山県利賀芸術公園(利賀村)
周囲の自然と調和した芸術の拠点



夜高祭り(福野町)
大きな行燈を担いで町中をめぐり祭り

■砺波地域の主な景観資源

【自然資源】

- 山稜、丘陵
- 河川
- 樹林、並木
- その他

医王山、赤祖父山、人形山、八乙女山、金剛堂山 など
 庄川と庄川峡、小矢部川、桜ヶ池、縄ヶ池、桂湖、赤祖父湖 など
 赤祖父ブナ原生林、夢の平コスモス、縄ヶ池ミズバショウ、庄川右岸江戸彼岸桜 など
 人形山雪絵、平村天柱石 など

【歴史資源】

- 遺跡、史跡
- 城址、神社仏閣
- 産業
- 町並み、建築物

高瀬遺跡、流刑小屋 など
 増山城址、高瀬神社、千光寺、安居寺、瑞泉寺、善徳寺、行徳寺、西勝寺 など
 庄川松川除の松並木、旧井波駅 など
 相倉合掌集落、菅沼合掌集落、八日町通り、旧富山県立農学校本館(福野高校蔵浄閣)、村上家合掌造住宅、岩瀬家合掌造住宅、入道家アズマダチ住宅 など

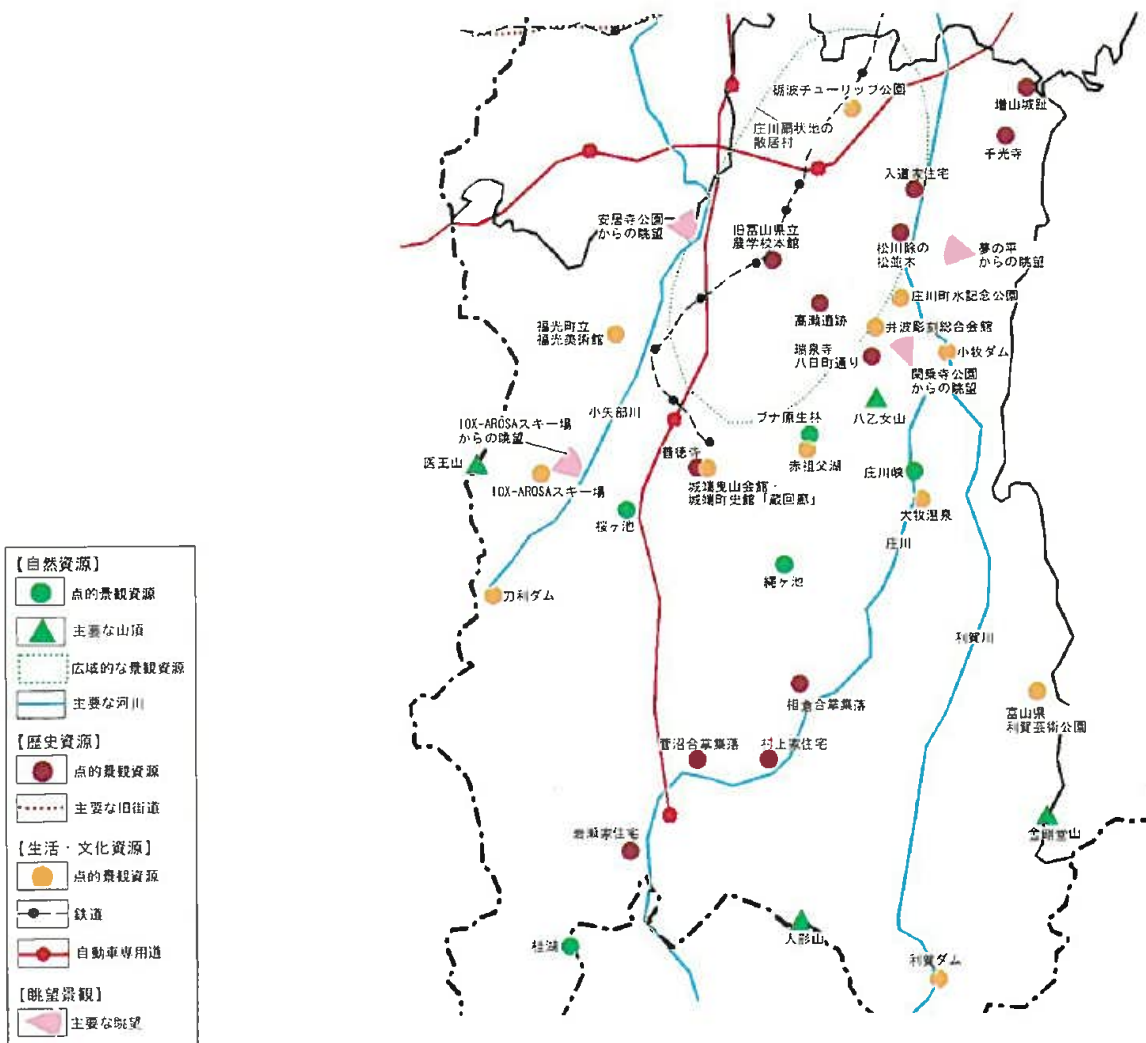
【生活・文化資源】

- 交通
- 産業
- 公園、公共的施設
- 町並み
- 行事、風物

庄川峡遊覧船、飛越合掌ライン など
 小牧ダム、刀利ダム、利賀川ダム、赤祖父湖、桜ヶ池、砺波チューリップ、水車 など
 閑乗寺公園、砺波チューリップ公園、庄川町水記念公園、富山県利賀芸術公園、大門川河川公園、瓜裂の清水、城端曳山会館・城端町史館「蔵回廊」、井波彫刻総合会館、福光町立福光美術館 など
 庄川扇状地の散居村、上平楽雪住宅群、大牧温泉 など
 城端むぎや祭り、福野夜高祭り、城端曳山祭り、五箇山こきりこ祭り、五箇山麦屋まつり、厄払いの鯉の放流、など

【眺望景観】

夢の平・閑乗寺公園・安居寺公園・IOX-AROSAスキー場からの砺波平野散居村 など



II

第Ⅱ章 景観づくりと大規模行為の届出制度

■ 条例の体系と大規模行為に関する届出制度	24
■ 景観づくりの基本方針	28

条例の体系と大規模行為に関する届出制度

富山県景観条例は、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資することを目的として、平成14年9月に制定されました。

この条例には、富山県の景観づくりを総合的に推進するための様々な施策が定められおり、大規模行為の景観づくりもこうした施策の重要な柱の1つです。

■富山県景観条例の骨格

第1章 総則	目的	地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土を形成		
	定義	景観づくり、建築物等、公共事業		
	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を、県民の貴重な財産として次代に継承 自然を守り、地域の個性を生かした水と緑に彩られた景観を創造 県民の景観づくりの心を基本に、県民の主体的な取組を通じて実施 県、市町村、県民、事業者の相互の連携、協力の下に推進 		
	責務	県	総合的な施策の実施、先導的な役割	
		市町村	地域に応じた景観づくり施策の推進	
県民		相互に協力して身近な景観づくりを推進		
事業者		事業活動を通じて、地域の景観づくりへ寄与		
第2章 景観づくりの基本方針等	景観づくりの基本方針	景観づくりの総合的、計画的な推進方針の策定		
	景観づくりに関する施策の連携	景観に関する法令等に基づく施策との連携		
	市町村の施策等との連携	市町村の景観づくり施策との連携		
	市町村等に対する支援等	市町村の施策や県民等の活動への支援		
第3章 景観づくりの推進に関する施策	県民等の活動による景観づくり	県民等の参加の促進	情報提供、普及啓発、教育等の支援	
		景観づくり住民協定	住民による協定の締結、届出、公表	
		特定事業者景観づくり協定	特定事業者への締結要請、公表	
	水と緑とふるさとの景観づくり	水辺の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 県の努力義務と管理者への協力要請 水辺の景観づくり指針の策定 	
		花と緑による景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 県、県民、事業者の緑化努力義務 花と緑による景観づくり指針の策定 	
		ふるさとの記念物の指定	<ul style="list-style-type: none"> 景観上重要な建造物等を指定 所有者等の保存義務と県等の支援 	
	公共事業及び大規模行為の景観づくり	公共事業の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業の景観づくり指針の策定 公共事業者の指針への適合努力義務 国等の県以外の者への適合措置要請 	
		大規模行為の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為の景観づくり基準の策定 大規模行為者の基準への適合努力義務 大規模行為の届出及び指導、助言等 	
		重点地域の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域の景観づくり基本計画の策定 特定行為の景観づくり基準の策定 特定行為の届出及び指導、助言等 	
	重点地域の指定等による景観づくり	ふるさと眺望点の指定	<ul style="list-style-type: none"> 優れた眺望地点を指定 利活用促進のための措置 	
第4章 富山県景観審議会	景観条例、屋外広告物条例に関する重要事項の審議			
第5章 財政措置等	財政上の措置等、顕彰、市町村条例との調整、規則への委任			
第6章 罰則	大規模行為及び特定行為の無届又は虚偽の届出に対して過料			

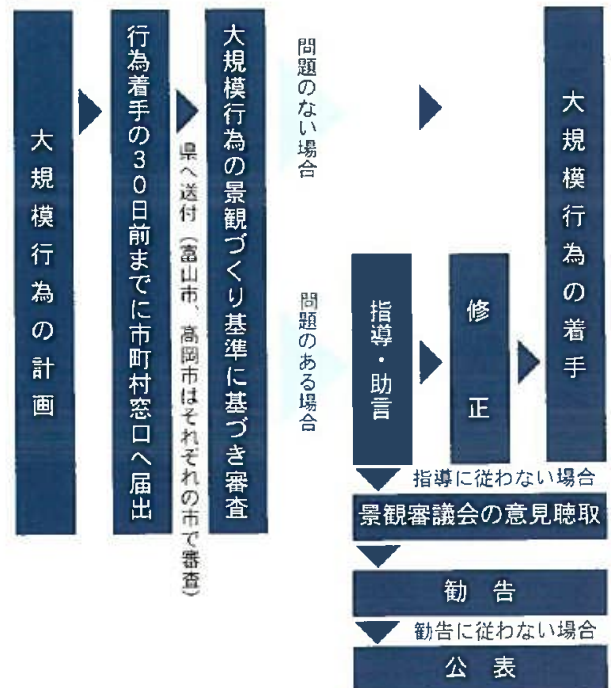
大規模行為は、地域の景観に大きな影響を及ぼすのみならず、地域の景観づくりをリードしていく役割も期待されます。

このため、大規模行為の景観づくり基準を定めるとともに、大規模行為を行おうとする際にその行為の内容を届けていただき、この基準に基づき、必要に応じて指導、助言を行うこととしています。

また、指導に従わず、景観づくりに著しい支障があると認められる場合は、勧告、公表を行うことができることとなっています。

なお、届出をしていただき、必要な協議を行うことが重要であることから、届出をしない場合や虚偽の届出をした場合には、過料を課すことができます。

■届出の流れ



■届出に必要な図面等

行為の種類	図 書
共通	○付近見取図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び縮尺 ・道路 ・目標となる地物 ・行為の場所 ・付近の土地利用状況 ・現況写真の撮影位置及び方向
	○現況写真 <ul style="list-style-type: none"> ・行為地及びその周辺の状況
	○大規模行為の景観づくり基準チェックシート
	○行為後の合成写真、透視図等行為後の状況を示すもの
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	○配置図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び縮尺 ・敷地の境界 ・土地の高低 ・届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 ・外構施設の位置及び材料 ・広告塔又は広告板の位置
	○平面図 <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び寸法 ・開口部の位置 ・間取り
	○立面図 <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び寸法 ・開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ・仕上げ材料及び色彩 ・広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	○外部仕上げ表 <ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材料及び色彩

行為の種類	図 書
土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）	○現況平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・土地の高低 ・行為地に接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	○計画平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・行為後の土地の高低 ・行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 ・行為後の土地利用計画及び緑化の方法 ・行為中における周囲の道路等からの遮へいの方法（鉱物の掘採又は土石の類の採取のみ）
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○現況平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・土地の高低 ・行為地に接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	○計画平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・集積又は貯蔵の位置及び形状 ・周囲の道路等からの遮へいの方法
屋外における物品の集積又は貯蔵	○現況平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・土地の高低 ・行為地に接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	○計画平面図及び断面図 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・行為地の境界 ・集積又は貯蔵の位置及び形状 ・周囲の道路等からの遮へいの方法

■届出が必要な大規模行為の種類と規模

行 為 の 種 類		届出が必要な行為の規模	
建築物等の 新築又は 移転	建築物	・高さ20m超 又は ・建築面積1,500㎡超	
	工 作 物	①煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
		⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
		⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・高さ20m超、かつ表示面積10㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。) 又は ・高さ10m超、かつ表示面積50㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
		⑧垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・高さ5m超、かつ長さ10m超
		⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) 又は ・築造面積1,500㎡超
		建築物等の増築又は改築	・増築又は改築後の高さ20m超 又は ・増築又は改築後の建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。)
工 作 物	①煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・増築又は改築後の高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)	
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・増築又は改築後の高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)	
	⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・増築又は改築後の高さ20m超、かつ表示面積10㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。) 又は ・増築又は改築後の高さ10m超、かつ表示面積50㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、増築又は改築に係る部分の表示面積が5㎡以下のものを除く。)	
	⑧垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	・増築又は改築後の高さ5m超、かつ長さ10m超	
	⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・増築又は改築後の高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) 又は ・増築又は改築後の築造面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の表示面積が150㎡以下のものを除く。)	
	建築物等の外観の変更	・大規模行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更	
土地の区画形質の変更	・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの		
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超		
鉱物の掘採又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの		

■届出の適用除外行為

- ①非常災害に対する必要な応急措置として行う行為
- ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・仮設の建築物等で、存続期間が1年以内のもの（工事に必要な仮設の建築物等で工事期間が1年を超える場合は、その期間）
 - ・外部から見通すことのできない場所での物品の集積・貯蔵
 - ・90日以内の物品の集積・貯蔵
- ③法令又は条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、以下のもの
 - ・自然公園法の規定による公園事業の認可、特別地域及び特別保護地域での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・森林法の規定による林地開発許可に係る行為
 - ・都市計画法の規定による地区計画区域内の届出に係る行為
 - ・文化財保護法の規定による重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、重要文化財の修理、重要有形民俗文化財の現状変更等、史跡名勝天然記念物の復旧の届出、伝統的建造物群保存地区内の許可に係る行為
 - ・富山県立自然公園条例の規定による公園事業の認可、特別地域での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・富山県自然環境保全条例の規定による特別地域での許可、特別地域以外の区域での届出に係る行為
 - ・富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定による風致地区内の許可に係る行為
 - ・富山県文化財保護条例の規定による県指定有形民俗文化財以外の現状変更等の許可、県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出に係る行為
- ④条例第39条第1項の既存施設等への要請に応じて行う行為
- ⑤その他規則で定める行為
 - ・法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・地盤面下又は水面下において行う行為
 - ・農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓を除く。）
 - ・漁港漁場整備法による養殖用作業施設、荷さばき所及び野積場内の物品の集積・貯蔵
 - ・港湾法による荷さばき地、野積場、貯木場内の物品の集積・貯蔵
 - ・都市計画法による工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積・貯蔵

※高さ・面積の算定方法

- ①高さ
 - ・地上に露出する部分の地盤面（建築基準法に規定する平均地盤面（2以上ある場合は、最も低い平均地盤面とする。）から最高部までの高さ（見付の高さ）とする。
 - ・建築物にあっては、屋上部分の塔屋（階段室、エレベーター機械室等）及び建築基準法第2条第3号に規定する「避雷針」を除く建築設備（電気、ガス、給水等の設備、煙突、昇降機）を含むものとする。
 - ・建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からの高さではなく、建築物の地盤面からの高さとする。なお、その高さには、建築物と同様に「避雷針」は含まない。
- ②面積
 - ・「建築面積」 建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定により算出する。大規模行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、棟別で判断し、増改築の場合、増改築後の建築物の建築面積が1,500平方メートルを超えるか否かで判断する。
 - ・「表示面積」 広告塔、広告板等の工作物の広告を表示する部分の面積のことであり、面積の算定については、富山県屋外広告物条例の例による。
 - ・「築造面積」 建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定により算定する。大規模行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、工作物ごとに判断し、増築の場合、工作物の築造面積が1,500平方メートルを超えるか否かで判断する。
- ③外観の変更の過半
 - ・過半を超えるか否かは、屋根、外壁ごとに算定するものとする。

景観づくりの基本方針

富山県景観条例第8条による「景観づくりの基本方針」は以下のとおりです。

景観づくりの目標

1. 美しく豊かな自然を基本とした景観づくり
2. 歴史、文化等の地域の個性を生かした景観づくり
3. 水と緑で彩られた、魅力あふれる景観づくり



景観づくりの基本的方向

1. 役割分担と連携・協力

- ・景観は県民や事業者、行政など多くの主体の様々な活動によって形づくりられます。共有財産としての景観を美しく保つ責任をそれぞれが認識し、適切な役割を担いつつ相互に連携・協力して、景観づくりに取り組みます。

2. 総合的で計画的な取組

- ・景観は多くの要素から構成され、景観づくりの手法也多岐にわたります。効果的な景観づくりのため、ソフト、ハード両面の施策を展開し、都市計画等の関連取組との連携を強化します。

3. 担い手の育成

- ・景観づくりは県民一人ひとりの行動が基本であり、息の長い取り組みを必要とします。県民や事業者の意識を高めるとともに、景観づくりを担う人づくり、団体づくりを進めます。

景観づくり施策の基本

◆県民等の活動による景観づくり

- ・ 県民等の参加の促進
- ・ 景観づくり住民協定
- ・ 特定事業者景観づくり協定

◆水と緑とふるさとの景観づくり

- ・ 水辺の景観づくり
- ・ 花と緑による景観づくり
- ・ ふるさとの記念物の指定

◆公共事業の景観づくり

- ・ 地域特性への配慮
- ・ 先導的役割の遂行
- ・ 住民の参加機会の確保
- ・ 景観づくり施策等との整合
- ・ 公共事業相互における連携

◆大規模行為の景観づくり

- ・ 地域特性への配慮
- ・ 多様な発想の尊重
- ・ 景観づくり施策等との整合
- ・ 届出の適切な運用
- ・ 啓発等の実施

◆重点地域の指定等による景観づくり

- ・ 重点地域の指定による景観づくり
- ・ ふるさと眺望点の指定
- ・ 既存施設等への要請



景観づくりの体制の整備

1. 県の体制の整備

景観審議会とともに、関係部署が連絡調整を行う推進会議を設置します。

2. 市町村との連携・調整

県と市町村で構成する推進会議を設置し、相互の施策の連携・調整を図ります。

3. 行政職員の資質の向上

届出の審査、指導や施策の立案、実施など、景観づくりに携わる職員の資質の向上に努めます。

その他

1. 市町村への支援等

優れた事例・技術に関する情報提供、景観アドバイザーの派遣、市町村の景観づくり事業への支援等を実施します。

2. 関連法令の効果的な運用等

都市計画法など関連法令等の運用に際し、景観条例と緊密な連携を図るとともに、良好な広告景観の創出など関連施策を積極的に進めます。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

III

第III章「大規模行為の景観づくり基準」の解説

■解説書の使い方 32

■景観づくり基準と配慮事項 33

1 基本事項

2 個別事項

1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

(2) 形態及び意匠

(3) 色彩

(4) 素材

(5) 敷地の緑化

(6) その他

2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

(2) 形態及び意匠

(3) 色彩

(4) 素材

(5) 敷地の緑化

(6) その他

3. 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む。)

(1) 土地の形状

(2) 土地の緑化

(3) 法面の外観

4. 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

(2) 遮へい

5. 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

(2) 跡地の形状

(3) 跡地の緑化

補足資料

■景観づくり色彩ガイドライン(概要) 81

■樹種・草種特性概要一覧表 88

- 基準は、大きく「基本事項」と「個別事項」に分かれており、「基本事項」はすべての大規模行為に際し、共通して配慮すべき事項です。「個別事項」は、「建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」「工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」「土地の区画形質の変更」「屋外における物品の集積又は貯蔵」「鉱物の掘採又は土石の類の採取」といった行為の種類ごとに定められており、該当する行為を行う際に配慮すべき事項です。
- 解説は項目ごとに、「景観づくり基準」「考え方」「配慮事項」によって構成されます。「景観づくり基準」は基準本文を記載しています。「考え方」は、基準設定の背景や理由を整理しています。「配慮事項」では、基準の趣旨を分かりやすくするため、より具体的な配慮例について、写真やイラストを使いながら記載しています。「配慮事項」はあくまで一例であり、大規模行為を行う方は、これらを参考にそれぞれの事情にあった景観づくりへの配慮をお願いします。

景観づくり基準

個別事項

2

工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

位置

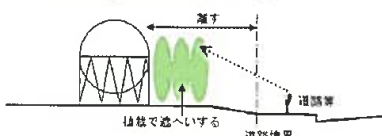
位置

(1) 位置

イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。

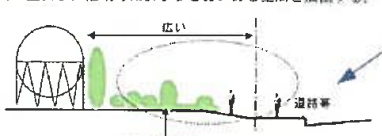
●考え方
道路等の公共空間や隣地から工作物を後退させることにより、工作物が周囲に与える圧迫感を軽減でき、その後退部分に植栽を行うほか、道路の街路樹や公園緑地等との一体的な整備を工夫するなどにより、ゆとりとうるおいがある景観をつくりだすことができます。

●配慮事項
・圧迫感を軽減するため、なるべく道路等から離れた位置に設置し、後退した空地に植栽を施して遮へいする。




植栽で遮へいする 道路境界

・十分な後退距離が確保できる場合は、後退部分と歩行者空間とを一体的に整備し、植栽等によりうるおいある空間を演出する。



広い 一体的に整備

・道路等から大きく後退させることが難しい場合は、歩行者空間との間に中高木を植栽し、圧迫感を緩和する。




植栽 中高木

配慮事項


●考え方

地下鉄の排気塔を公園内に取り込み、一体的な整備を行っている。(群馬川原田公園)




●配慮事項


敷地境界から後退し、足下を緑化して圧迫感を防いでいる。(東京都多摩市)



工作物の周囲を緑化し、周囲への圧迫感を緩和し、うるおいを演出している。(埼玉県幸手市)



巨大な工作物の足元を緑化し、圧迫感を軽減している。(東京都江東区)



56

基本事項

基本事項

(地域の景観特性の把握)

1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。

● 考え方

地域の景観の特性を調査、把握することは、守るべき景観資源を明確にし、景観づくりのための課題の抽出や目標の設定、必要な取組の具体化を容易にします。その結果、景観を大きく損なう行為を回避することができ、更には、より質の高い景観づくりに貢献することができます。

● 配慮事項

- 自然や歴史、文化等に関する計画地周辺の景観要素を遠景、中景、近景といった異なる視点で捉えることにより、計画地における景観の構成（景観特性）を調査し、把握する。
- これらの調査をもとに、保全すべき要素、除去すべき要素、新たに創り出すべき要素を明確にする。
- 保全すべき要素（地形や自然、歴史的な町並みなど）との調和、除去すべき要素に対する対応（除去、遮へいなど）、新たに創り出す要素の創出方法の方針を設定し、これに基づいて景観づくりを実践する。

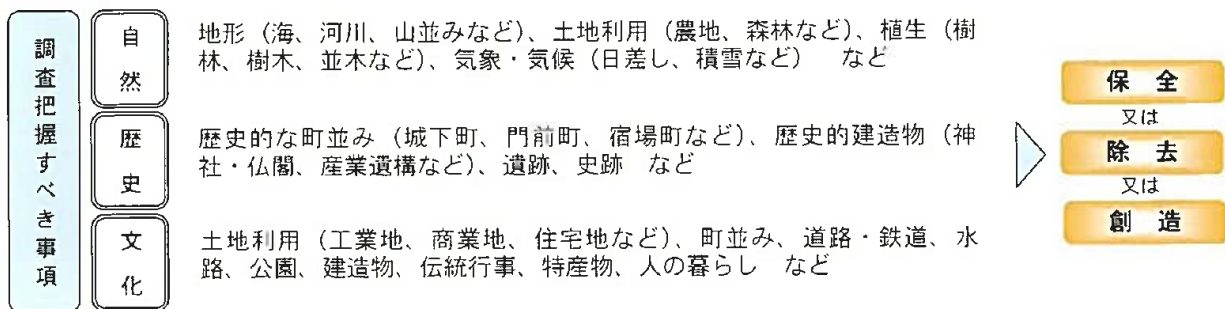


市街地の背後に広がる立山連峰の山並み(富山市)

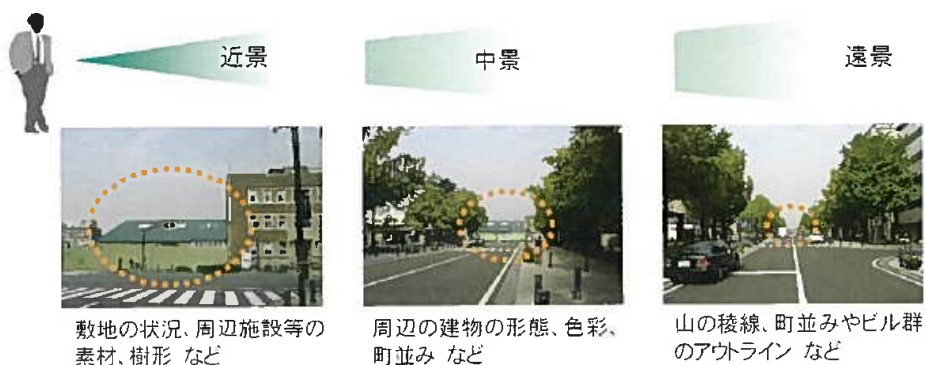


地域の歴史を表現する景観資源(富山市)

■ 地域の特性把握とそれを活かした景観づくり



■ 見る距離に応じた調査の視点



(調和の配慮と多様な発想や工夫への配慮)

2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。

●考え方

景観づくりを進めるうえで、個々の施設が、四季や時間の移り変わりの中で変化する自然や周辺の町並みと調和するよう配慮してつくることが基本となります。一方、調和を重視するあまり、色彩や形態の統一など画一的な手法によりすぎると、単調で活気が感じられない景観になってしまうことがあります。

美については、人それぞれに様々な感じ方があり、一つの建築物、同じ地域であっても、その色彩やデザインの手法については様々な対応の仕方があります。

美しく、魅力あふれる景観を創造していくためには、水と緑を有効に活用するほか、一定の基準の中で、景観づくりに関する多様な感性や発想を許容、尊重し、様々な創意工夫を積極的に取り入れていくことが重要です。

●配慮事項

- 景観づくりは、うるおいと落ち着きがあり、秩序が感じられ、全体として調和した景観とすることが基本である。
- 景観を混乱させるけばけばしい色彩や周囲と著しく異なる意匠のものを創らないように努め、必要に応じて取り除く努力をする。
- 調和を図るための色彩や形態、意匠などの統一感に配慮しながら、併せて、適度に変化のある景観の形成のための工夫も心がける。
- 季節や時間の移ろいに伴う木々の色や日差しなどの変化のほか、積雪などの影響も考慮する。
- 景観にうるおいややすらぎを与える流れや池等の水や、樹木等の緑を効果的に活用する。
- 地域に蓄積された景観資源を活かし、継承するとともに、「風格」や「賑わい」の演出など、地域の将来を見据えた新しい工夫も取り入れる。



紡績工場の従来の形態を残しつつ、うるおいのある施設としている。(富山市)



町並みにあわせた意匠としながら、朱色の壁をポイントとして変化を与えている。(城端町)



水と緑を効果的に用いて、うるおいのある工場となっている。(新湊市)



屋根や壁格子による影が日差しによって表情を変える。(栃木県馬頭町)

(関連施策等との整合)

3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

● 考え方

様々な法律や条例により景観づくりを目的とした規制や誘導が対象地域や地区を指定して実施され、また、各種の計画等に基づく施策が進められています。

大規模行為にあわせて景観づくりを進めるためには、計画の初期の段階から、行為地がどのような景観に係る規制等の対象となっているか、景観づくりのためにどのような施策が行われているのかを確認し、その規制や誘導、施策等の内容を把握しておくことが必要です。

また、地域の住民等による景観づくりの活動が行われている地域では、これらの活動の目的に沿った行為の内容とするとともに、地域のより良い景観づくりのために積極的に協力していくことが大切です。

● 配慮事項

- 行為地での景観に関する規制等を十分調査し、行為の内容が規制等に適合するかどうか検討する。
- 行為地及びその周辺において計画あるいは実施されている景観づくりのための施策との調整を図る。
- 地域の住民等による景観づくり活動の内容を把握し、その目的に合うよう配慮するほか、地域住民の意見を積極的に取り入れる工夫を行う。

■ 大規模行為に関連する主な法令及び条例

法令等	対象区域	関係する大規模行為 (○印)				
		建築物の新築等	工作物の新築等	土地の区画形質の変更	物品の集積貯蔵	鉱物の掘採等
都市計画法	都市計画区域 地区計画区域	○	○	○ (県下全域)		
富山県風致地区における建築等の規制に関する条例	風致地区	○	○	○	○	○
都市緑地保全法	緑地保全地区 緑地協定区域	○	○	○	○	○
建築基準法	県下全域	○	○			
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	県下全域	○				
富山県民福祉条例	県下全域	○				
大規模小売店舗立地法	県下全域	○	○			
工場立地法	県下全域	○	○			
屋外広告物法 富山県屋外広告物条例	禁止・許可地域等		○			
大気汚染防止法 富山県公害防止条例	県下全域		○		○	○
環境影響評価法 富山県環境影響評価条例	県下全域	○	○	○		○
廃棄物の処理と清掃に関する法律	県下全域	○	○	○	○	
砂利採取法	県下全域					○
富山県土採取規制条例	土採取規制区域					○
採石法	県下全域					○
自然公園法	国立・国定公園	○	○	○	○	○
富山県立自然公園条例	県立公園	○	○	○	○	○
自然環境保全法 富山県自然環境保全条例	自然環境保全地域	○	○	○		○
森林法	地域森林計画の対象民有林			○		○
農地法	県下全域の農地	○	○	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○	○

個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

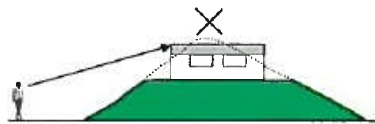
● 考え方

建築物の建築のための土地の造成や樹木の伐採等により従来の自然の地形が変わるほか、建築物が立地することにより、山稜や樹林帯、水辺の連続する眺めが分断されたり、山並みの眺望が妨げられるなど、景観が大きく損なわれることがあります。

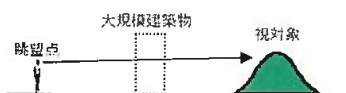
敷地の選定にあたっては、主要な眺望点からの優れた景観を損なうことのないよう留意することが必要です。

● 配慮事項

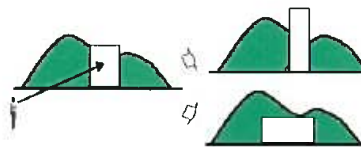
• できる限り大規模な造成を必要としない敷地を選定する。



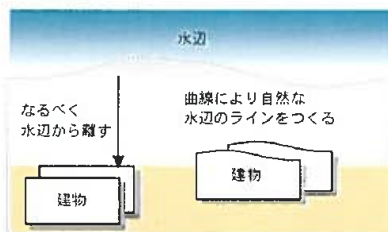
• 大規模建築物は、主要な眺望点からの視対象への眺望線を妨げないように配置する。



• 形状の工夫により、稜線を遮らないようにしたり、遮る範囲を少なくする。



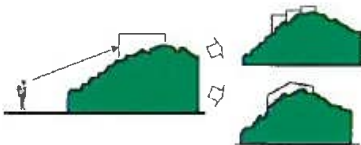
• 建築物をできる限り水辺から離す。水辺に接する場合には、周囲の水辺の自然等に調和するよう形態や仕上げなどに配慮する。



• 主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、山の稜線近傍への立地を避け、見えない位置や稜線から離れた位置へ移動させる。



• 建築物の位置の変更が難しい場合は、建物の分割による小型化、勾配屋根の採用等により目立たなくする。



背後の山並みの眺望を阻害しないよう工夫が見られる。(立山町)



山並みを隠さないよう細長い形態としたが、結果として稜線を遮断している。(福岡県北九州市)



水辺に調和した形態としている。(神奈川県横浜市)



背後の山並みへの眺望を阻害しない位置、形態となっている。(新湊市)

(1) 位置

イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。

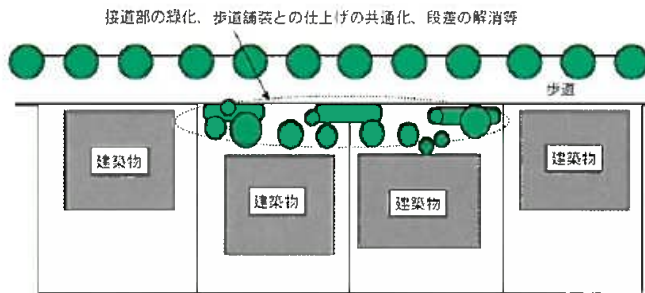
● 考え方

道路等の公共空間や隣地から建築物を後退させることにより、建築物が周囲に与える圧迫感を軽減でき、その後退部分に植栽を行うほか、道路の街路樹や公園緑地等との一体的な整備を工夫するなどにより、ゆとりとうるおいがある景観をつくりだすことができます。

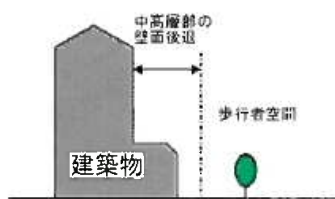
また、商店街や歴史的な町並みのほか、壁面線の位置が定められている地区など、町並みの連続性や規則性を尊重しなければならない地域では、壁面の位置を合わせるよう配慮することも重要です。

● 配慮事項

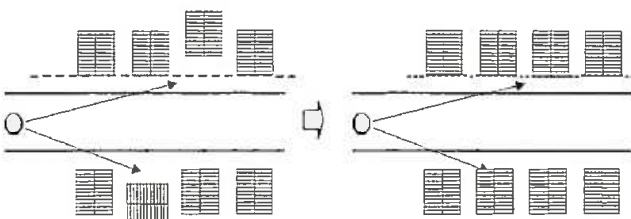
- 後退部分は、接道部分の緑化や歩道部分との仕上げの共通化、段差の解消などにより、一体化を図る。



- 市街地において十分な後退距離が確保できない場合は、中高層部を後退させることにより、歩行者などへの圧迫感、威圧感を軽減するよう配慮する。



- 市街地では道路、公園、広場等から見た町並みの調和に留意し、歴史的な町並みや建築協定地区など、壁面線の位置が決まっていたり、屋根の向きなどが一定方向にそろっているところでは、これらに十分配慮する。



大きく壁面後退し、道路空間と一体となったスペースを創出している。(神奈川県横浜市)



壁面後退部分に緑化を施し、カフェテラスとして、ゆとりある空間となっている。(神奈川県横浜市)



中高層部を壁面後退させ、中景レベルでの周囲への圧迫感、威圧感を緩和している。(富山市)

(1) 位置

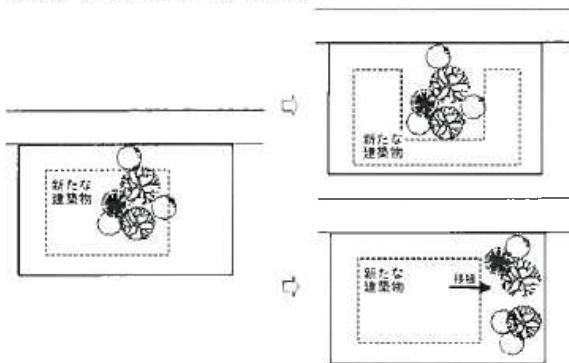
ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。

● 考え方

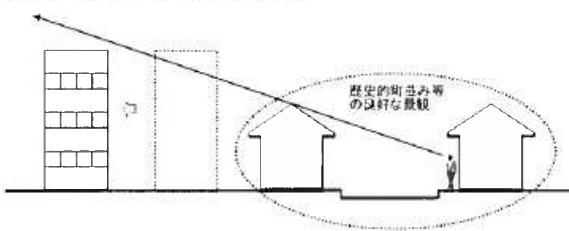
地域の歴史や伝統文化を後世に伝え、これらを背景としている景観を守るため、敷地内の伝統的建築物や記念碑、優れた樹形の樹木などを保存するほか、歴史的建築物等を含む町並みの景観を損なうことのないよう敷地内の配置等を工夫する必要があります。

● 配慮事項

- 地域のランドマークとして親しまれてきた大きな樹木等は、これらを残すよう建築物の配置を工夫し、現位置での保存が難しい場合は、移転、移植により保全する。



- 良好な景観資源の近くに立地する場合は、それらの景観資源を含む景観を損なわないよう建築物の敷地内の配置を工夫するほか、建築物の高さや規模にも配慮する。



- 敷地内の歴史的建造物等を残すことが困難な場合は、歴史的建造物等の外壁等の一部を保存した増築、改築等による保存方法も検討する。



大正時代に建てられた水力発電所を改装し、美術館として利用している。(入善町)



既存の樹木を残しながら、建物のシンボルとしてうまく利用している。(朝日町)



交差点部の歴史的建造物を残し、その背後に高層ビルを建設している。(神奈川県横浜市)



歴史的建築物の外壁の一部を残して、改築を行っている。(神奈川県横浜市)

(2) 形態及び意匠

ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

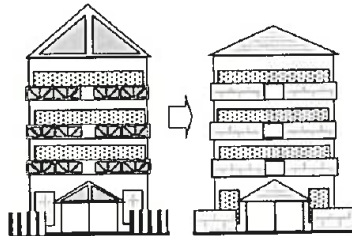
● 考え方

建造物が周囲の景観に調和するためには、建築物自体が違和感を感じさせないものである必要があります。また、建築物の外部に設置する広告物や設備機器、配管等に対する景観上の配慮が不足すると、美観を損ね、町並みの調和を乱すこととなります。

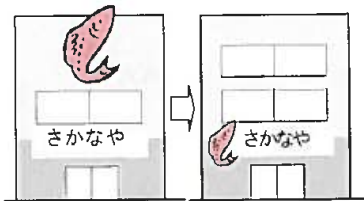
建築物の外壁や屋上に設ける広告物の見せ方や屋上などの設備機器の隠し方も、建築物全体のデザインとあわせて検討し、全体としてすっきり見せることが重要です。

● 配慮事項

- 屋根や外壁等の建築物の各部分は、建物全体のバランスの取れた形態とする。



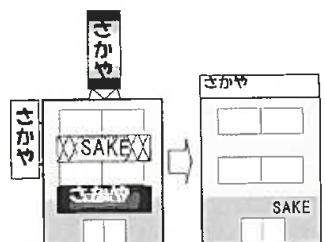
- すっきりとしたまとまりある建築物とするため、外壁などに不必要なデザインや装飾をつけない。



- 高置水槽、空調屋外機器、キュービクル等の付帯施設は目隠しを設けたり、外部から見えない位置に配置する。



- 建築物本体から大きく突出した形態の広告物、壁面に対して大きすぎる広告物等は避ける。



ベランダをすっきりとデザインし、まとまりのある壁面デザインとしている。(富山市)



金属製の外階段を木の格子で覆い、木造建築との調和が図られている。(城端町)



空調施設を覆い、周囲と違和感のない景観としている。(東京都新宿区)



壁面上部に控えめに広告物が掲出される。(東京都港区)

(2) 形態及び意匠

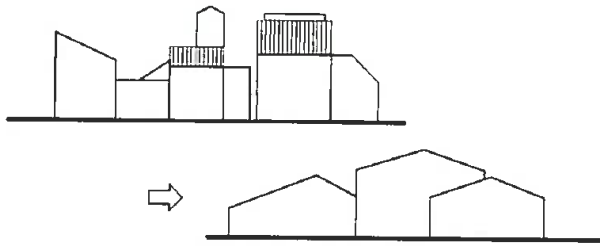
イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

● 考え方

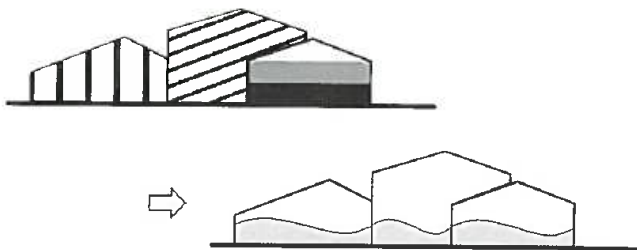
個々の建築物について、細部から全体に至るまで調和がとれたデザインとするだけでなく、同じ敷地内に建築する建築物は、屋根や庇、窓に共通のデザインを使用するなど、建築物相互のデザイン上の調整をすることによって形態や意匠をそろえ、群としての調和を図ることが、質の高い景観の形成につながります。

● 配慮事項

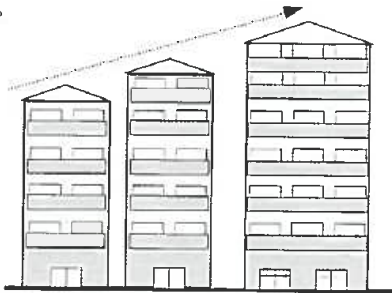
- 1つの敷地に複数の建物を建てる場合は、単体だけでなく敷地内の建築物全体の景観的調和に配慮する。



- 計画地の特性を活かした共通のデザインモチーフにより、複数の建築物の調和を図る。



- 共通した意匠の窓や庇等を用いることにより、複数の建築物の調和を図る。



複数の建築物が“群”としてまとまりを持つよう、屋根の意匠や色彩を統一している。(東京都多摩市)



隣接する建物が壁面の素材をそろえることで調和を図っている。(神奈川県横浜市)



団地内で共通のデザインを用いることで、落ち着いた住宅地となっている。(高岡市)



高さの異なる3つの棟が共通のデザインを用いることで、町並みのバランスがとれている。(神奈川県横浜市)

(2) 形態及び意匠

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

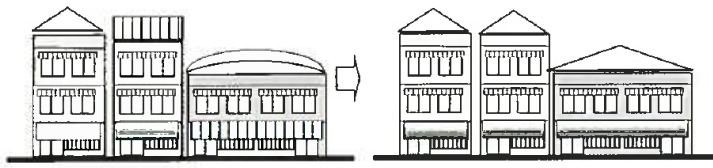
● 考え方

歴史的町並みを有する地域、自然が豊かな地域、オフィス街、商業地域など、それぞれの地域に調和した形態や意匠とすることが重要です。

単調な大壁面は、周囲に違和感や圧迫感を与えることから、分割等により規模を小さくしたり、壁面のデザインにより壁面が単調にならないよう工夫することも必要です。

● 配慮事項

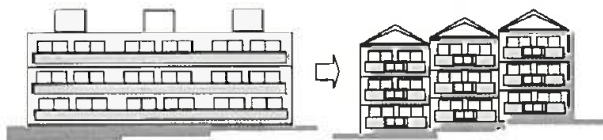
- 市街地では、町並みと調和するよう窓、ベランダ、バルコニーの形状等を隣接する建築物とそろえる。
- 町並みを構成している建築物と軒高や屋根の形をそろえるなどスカイラインの連続性にも配慮する。



- 自然が豊かな地域では、周囲の自然と違和感の生じないよう細かな凹凸のあるデザインとしたり、背景となる山並みと調和する屋根形状とするなど工夫する。



- 平入りや妻入り、格子窓のほか、アズマダチ、マエナガレなど地域特有の伝統的形態及び意匠を適切に活用する。
- 大規模な壁面は意匠的に分割する等により、壁面の大きさを和らげる。



- 道路や河川等の公共空間側に開口部を設けることで、単調さや圧迫感を軽減する。



石畳の通りに伝統的意匠の町屋が連なり、風格ある町並みとなっている。(八尾町)



建物低層部の内部と外周部を境界のない空間とし、開放的なスペースとなっている。(東京都渋谷区)



周囲の切妻屋根の町並みに調和するよう形態に配慮された共同住宅。(八尾町)



河川側に建物の開口部を設け、河川と一体になった空間を創出している。(福岡県北九州市)

(3) 色 彩

ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

大規模な建築物の屋根や外壁は、景観の中で大きな比重を占めており、けばけばしい色彩、周囲の町並みや自然環境と大きく異なる色彩を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

建物によく用いられる暖色系の中・低彩度色を尊重し、人が不快に感じるような奇異な色彩や配色を避けるとともに、周囲の町並み等との色彩の連続性や共通性をもたせ、景観的にまとまりのある雰囲気醸成されることが大切です。

● 配慮事項

- 周辺の町並みや自然等との調和、建築物の部位と部位との調和を図る。



- 紅葉や落葉等により、季節によって大きく色相の変わる緑豊かな地域では、自然の緑よりも彩度を抑え、自然環境になじむ色彩を使用する。
- 色彩の耐久性や耐候性を理解し、当初の美しさを保つことができるよう、大きな面積には風雨や紫外線に強い長持ちする色彩を用いる。
- 陸屋根についても、高台にある主要な眺望点から眺望できる場合は、眺望景観から浮き上がって見えない色彩を使用する。



ベージュを基調にした建物が町並みの連続性を創出している。(城端町)



伝統的な意匠を活かした外観で統一し、落ち着いた住宅地となっている。(八尾町)



地域の歴史性に配慮した色彩で、周囲との調和を図っている。(高岡市)



周囲の自然と調和した色彩を用いている。(上平村)

(3) 色 彩

イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。

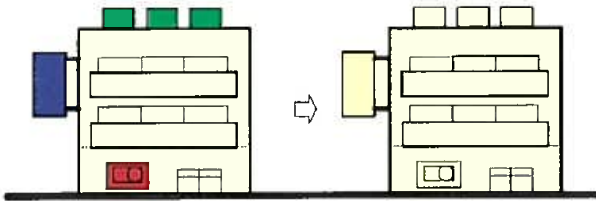
● 考え方

建築物の外部に設けられる屋外設備機器、工作物の色彩は、鮮やかな色彩や建築物本体と大きく異なる色彩を使用すると、その部分が浮き上がって見え、一般的には、景観上の調和をとることが難しくなることから、建築物本体と共通する落ち着いた色彩とすることが大切です。

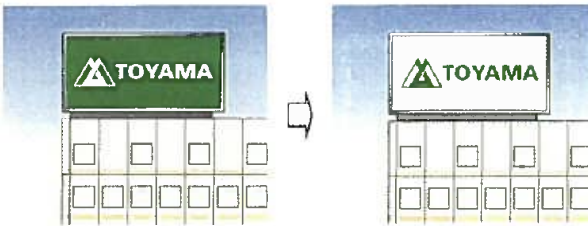
建築物に設置される看板や広告塔も建築物本体の基調色と同系の色彩を基調とし、文字等の部分も彩度を抑えて、建築物本体との調和を図ることが重要です。

● 配慮事項

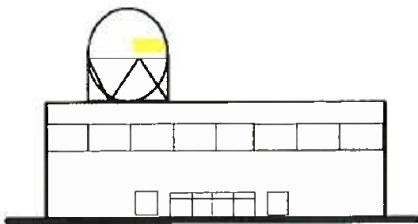
- 建築物に付帯する屋外設備機器、広告看板等は、建築物と色彩を調和させるため、なるべく同じ色彩とするか同系色とし、明度差、彩度差を少なくする。



- 広告物等にCI（コーポレート・アイデンティティ）カラーを用いる場合も、最も重要な色彩を残しながら地色を建築物に合わせするなど、企業イメージを保ちながらも周辺に対する配慮を行う。



- 付帯設備等に対比的な色彩を使う場合、部位や面積を限定して使用し、付帯設備が建物全体との調和を失わないようにする。



外部階段や雨樋などを屋根や壁と一体的な色彩とすることで全体と調和したものとなっている。(兵庫県城崎町)



青色がアクセントとなって、引き締まったデザインとなっている。(神奈川県横浜市)



広告物の基調色を本体と合わせたオレンジ系とし、暖かみのある建物デザインとなっている。(富山市)



彩度を抑えた壁面広告が建築物に調和している。(神奈川県横浜市)

(3) 色 彩

ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

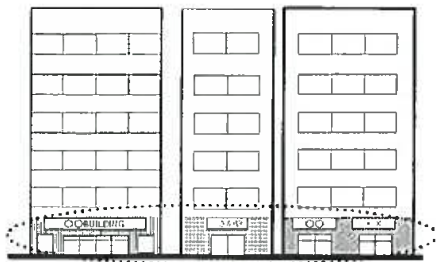
● 考え方

外壁や屋根等の一部に強調色（アクセントカラー）を使用することや、建築物の基調色を周囲の町並みの基調となっている色彩と対比的なものとするなど、建築物や町並みに変化を持たせ、賑わいの演出に大きな効果が期待できます。

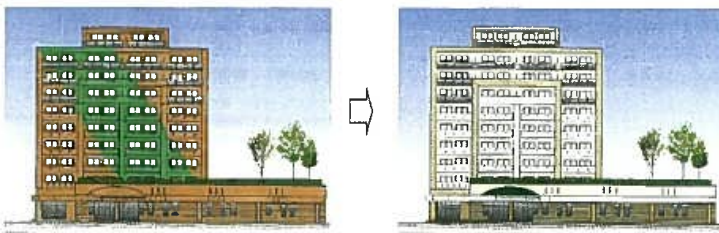
そのためには、景観を損なうことのないよう、また見る人に不快感を与えることのないよう、使用する部位や範囲、色彩の選定や配色、その効果について十分検討する必要があります。

● 配慮事項

- 中心市街地の中高層建築物で、高彩度色による賑わいの演出を図る場合は、建築物低層部に限定し、中高層部は落ち着いた色彩として周囲に景観的な混乱を与えないようにする。



- 形態との関連性に乏しい色分けを避け、建物の形態や規模などの特徴を生かした配色とする。



- 商業地区などで建築物の大きな部分に強調色を使用することは、町並みの中でインパクトを与え、賑わいを創出する上で効果的な場合もあるが、事前に十分なシミュレーションを行う。
- 小さなカラーサンプルではそれほど派手に感じられなかった色彩が、大きな建築物として立ち上がったときには違和感のある派手な印象を与えることがあるため、できるだけ大きなサンプルで確認するなど、慎重に選定する。



赤や青色をアクセント的に用いて、長大な壁面に変化をつけている。(福岡県北九州市)



低層部にのみ高彩度色を使って、賑わいの演出を図っている。(東京都港区)



底にアクセントカラーを用い、商業地の賑わいを演出している。(東京都港区)



中心市街地において、比較的落ち着いた色彩の中に、強調色を用いてアクセントとしている。(福岡県北九州市)

(4) 素 材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

● 考え方

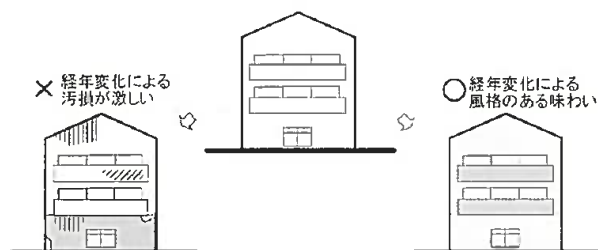
建築物の外観は、時間とともに汚れや劣化等により、景観に悪い影響を及ぼすことがあります。

できる限り汚損しにくい素材や時間の経過に伴って周辺の景観に馴染んでくる素材（エイジング効果のある素材）を選択することにより、景観上の質の低下を防ぐことができます。

また、景観の維持のための適切な補修や定期的なメンテナンスを行うことも重要です。

● 配慮事項

- なるべく素材そのものの風合いが維持され、景観上の質が維持される素材を選ぶ。
- 石材や硬質の木材等のように、エイジング効果により周囲になじみ、風格が生まれる素材を選ぶ。
- 素材の経年変化による景観上の質の低下を防ぐため、汚れにくい、洗浄や補修がしやすいなど、メンテナンスが容易な素材を選ぶ。



※エイジングの効用

素材によっては、経年変化により、地域の気候になじんだ、落ち着いた色合いを示すようになります。初期の段階で多少彩度や明度にばらつきがあったとしても時間の経過とともに、明度、彩度とも低下し、全体として景観的調和が生まれます。この景観的調和がエイジングの効用といえます。

※メンテナンスの重要性

素材は経年変化によって、汚れたり、損傷したりします。それらの汚損は、当初に想定していた建築物の美しさや風格、周囲との調和を失わせることもあります。これらのことを防ぎ、素材の美しさや風合いを維持するためには、定期的な清掃や適切な補修などのメンテナンスが重要です。



耐久性の高いアルミ材を使い、和風の雰囲気演出している。(富山市)



経年変化により味わいのある素材を使用し、景観の質を保っている。(富山市)



鉄筋コンクリートの躯体にウッドシングルを葺いて自然景観に調和させている。(婦中町)

(4) 素 材

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

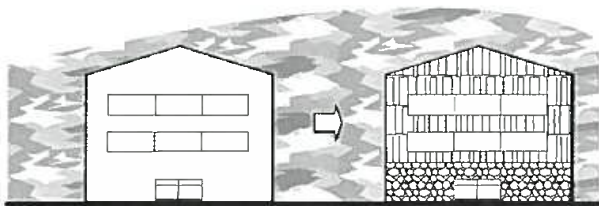
● 考え方

地域には昔から営々と使われてきたそれぞれの地域の自然素材や伝統的素材、これらを使用した伝統的工法があり、歴史的な町並みや建築物は、これらの素材等を使用することによって地域固有の景観をつくりだしてきました。

これらの地域の優れた素材や工法を適切に活用することは、周辺の町並み等の景観との調和を図るうえで有効な手法です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、なるべく周囲の自然に調和する自然素材を用いる。



- 歴史的な景観を持つ地区は、できる限り伝統的素材や伝統的工法による仕上げを用いる。
- 歴史的な町並み等で、建築物の機能等から伝統的素材、自然素材を利用できない場合は、周囲と違和感が生じないよう、デザインや色彩等を工夫する。
- 地域の素材や工法を使用する場合は、短絡的に歴史的デザインや地域性の強いデザインを模倣することなく、建築物の機能に合致し、建築物全体や周囲の景観と調和するデザインとなるよう工夫する。



地域のアズマダチの意匠が建替えられた住宅に生かされている。(砺波市)



伝統的な漆喰の壁を用いて、地域の歴史性を表現している。(岩手県遠野市)



レンガなどの親しみのある素材を用い、商業地としての暖かみのある賑わいを演出している。(東京都渋谷区)



木のもつ暖かみを活かした素朴なデザインが生かされている。(城端町)

■自然素材、伝統素材、伝統的工法の事例

木材……外装材として使用される木材はスギやヒノキ、マツなどの針葉樹、ナラやケヤキ等の広葉樹があります。通常の加工された木材による板壁のほか、丸太材や間伐材等があり、使用方法を工夫することによって、自然の景観になじむ景観をつくることができます。その他、屋根の伝統的工法として、板葺きや檜皮葺きがあり、自然景観、歴史的景観になじむ素材といえます。

石材……石材は、自然の形をそのまま利用した自然石、割り石仕上げのものなどあり、自然景観になじむ素材といえます。また、擁壁や護岸などの土木構造物には、玉石を使用した玉石積み、割り石の形を生かした野面石積み、ある程度形を整えた石材を使用する亀甲積みや間知石積みなど、自然石を使用し、伝統的な工法によって築造されるものも多く見られます。これらは歴史的に重要な施設に使用されてきた経緯もあり、景観を形成する上で重要な要素となります。

陶器……窯業の盛んな地域では、壁面に陶片を埋め込んだり、瓦を積み上げて塀としているものも見受けられます。

レンガ…明治以降の倉庫や工場などが多くあった地区では、レンガが使用された施設が多くあります。これらの地区では、レンガは歴史的景観をつくる伝統素材といえます。

瓦……瓦には地域独特の色合いや風合いを持つものがあり、町並みの個性の表現に強い影響を与えているものもあります。また、北陸の気象条件にあった耐寒性のある釉薬瓦で、かつては49型という大きく厚みのある瓦が主でしたが、近年では施工性の良い、少し小型の瓦が使用されるようになっていきます。

鋳物……重厚感や素材の暖かみがあり、伝統的なデザインから近代的なものまで造形が容易であることから、自然景観や歴史的景観をはじめ、幅広く利用されています。富山では特に銅やアルミの鋳造が盛んです。

その他…その他の伝統的素材としては、漆喰でつくられた土壁や、なまこ壁などがあります。これらは、周囲の歴史的景観になじむ重要な素材といえます。また取り壊した木造家屋の部材の再利用など、その場に応じて入手可能な素材も自然景観や歴史的景観になじむ素材といえます。



瓦



アルミ



玉石積み



漆喰塗



珪藻土塗



レンガ積み



間知石積み



板張り

(4) 素 材

ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

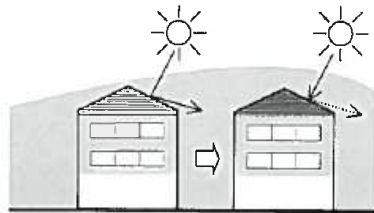
● 考え方

山岳や森林などの自然の豊かな地域、住宅地や歴史的な町並み等の比較的落ち着いた景観の中に反射性の高い素材を用いた建築物が存在すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なう場合があります。

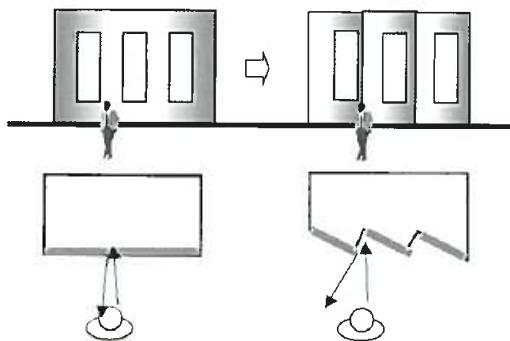
このような景観の中では、できるだけ光沢を抑えた周囲の景観に溶け込む資材を用いることを心がけ、また、やむを得ず使用する必要がある場合は、広範囲に用いないようにするとともに、表面処理等により反射性を抑えるなどの工夫が必要です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、光沢のある素材の使用は控える。
- やむを得ず反射性の高い材質を使用する場合は、反射を抑えるよう表面処理を行う。



- 屋根や壁面など反射性の高い部位が大規模な場合は、部位の分割や向きを変化させて、大規模な反射面を形成しないようにする。



金属やガラスを限定的に用い、周囲の自然と調和しつつ、新たな景観を創っている。(立山町)



反射性の低いすりガラスを効果的に使って、周辺の芝生広場との調和が図られている。(大島町)



反射を抑えるよう屋根の素材に工夫をしている。(上平村)

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。

● 考え方

敷地内を中高木や生垣のできる限り緑化することにより、敷地に落ち着きとうるおいを与え、大規模建築物から受ける圧迫感や硬い印象を緩和することができます。

また、植栽は、その後の生育や管理を十分考慮して、敷地の状況にあった配置や大きさとし、地域の気候に適した樹種を選定することが重要です。

● 配慮事項

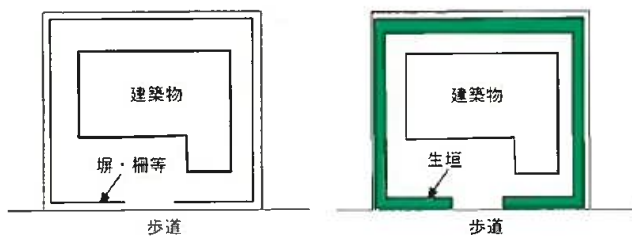
- 敷地内は適切な植栽帯等を設け、できる限り緑化する。
- 管理の容易さ、良好な生育を確保するため、地域の気候、風土に合った樹種を植栽する。
- より地域の特徴を示す自然の樹林地の景観に近づくよう、複数の樹種を組み合わせて植栽する。



- 高木や中低木などを組み合わせるとともに、敷地や建築物の規模に応じた樹種を選定を行う。
- 周囲に樹林地等がある場合には、それらの樹林地の既存植生に配慮した植栽とする。



- 行為地の周囲を囲う必要があるときには、人工的な柵や塀を避け、中高木や生垣等によるうるおいのある緑の景観を創るよう配慮する。



地域の植生を考慮した植栽とし、自然な樹林地の雰囲気創っている。(東京都多摩市)



様々な樹種を組み合わせ、奥行きのある敷地緑化を行っている。(富山市)



工場敷地内に多様な樹種の植栽を施し、うるおいを創出している。(新湊市)

(5) 敷地の緑化

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

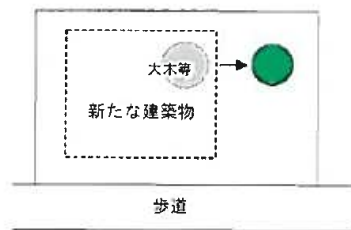
● 考え方

樹木の成長には、大変長い年月が必要であることから、姿の美しい樹木や大きな樹木は、大切な景観上の資源としてできる限り保存することが大切です。

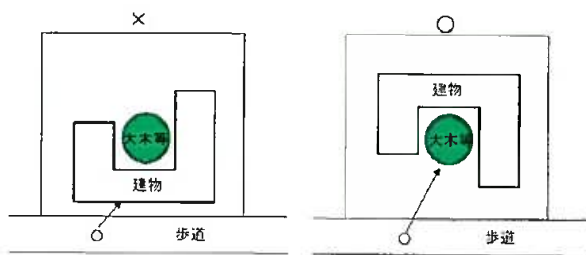
長い年月にわたって地域に存在している樹木は、人々に親しまれ、その地域の雰囲気をつくりだす重要な要素となっています。これらを保存し活用していくことは、景観づくりのために非常に有効な手法です。

● 配慮事項

- 優れた樹形の樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努め、現位置での保存が難しい場合は、移植等を検討する。



- 長年にわたり親しまれ、地域のランドマークとなっている大きな樹木等を道路等の公共空間から見る事ができるように建築物を配置する。



- 優れた既存樹木を保存する場合は、樹木だけを単独で残すのではなく、良好な周辺の環境も一体的に保存することを検討する。



既存の大木を保存しつつ、建築物を配置している。(栃木県日光市)



前面道路と建築物の間にボリュームのある緑を残して配置されている。(栃木県宇都宮市)



ケヤキの大木は将来的にも残したい。(神奈川県横浜市)

(5) 敷地の緑化

ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

● 考え方

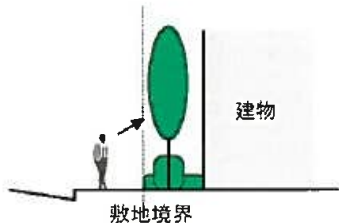
建築物と公共空間の間に中高木を配することにより、歩行者等が大規模建築物から受ける圧迫感を軽減することができます。

また、中高木の足元に、低木や地被類などを併せて配置することにより、さらに緑豊かな空間をつくりだすことができます。

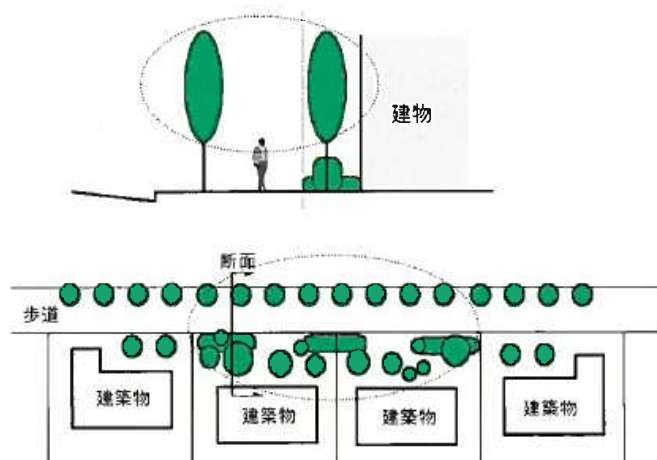
前面道路の街路樹を考慮した樹種の選定や樹木の配置などの工夫により、公共空間の植栽と一体となったうるおいのある空間を創出することができます。

● 配慮事項

- 大規模な建築物が歩行者等に圧迫感を与えることを避けるため、景観的な緩衝帯としての中高木を植栽する。
- 単に視覚を遮るためだけでなく、歩行者にうるおいを与えるよう低・中・高木を組み合わせる。



- 建築物周囲の植栽がより景観的な効果を生むよう、街路樹等と樹種や配置を合わせる。



街路樹に並行して高木を植栽し、歩行者空間にうるおいを与えている。(神奈川県横浜市)



低層部とデッキ部の両方に植栽を配し、ボリュームある緑となっている。(東京都港区)



低・中・高木を組み合わせ、より自然な植栽としている。(富山市)



街路樹と同じ樹種を敷地内に植栽し、一体的な植栽の景観を創っている。(東京都新宿区)

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

● 考え方

大規模建築物では、多くの場合、その敷地内に大きな面積の駐車場が設けられますが、大きなアスファルト舗装面は変化が少なく、殺風景でうるおいのない景観となっていることがあります。

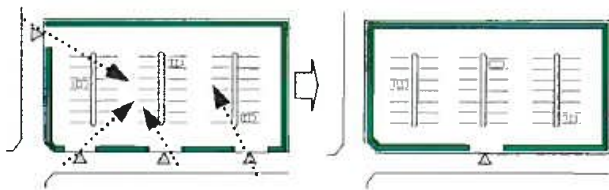
駐車場の周りを生垣で囲み、併せて出入口を少なくするなどにより、周囲の道路等から駐車場を見通せなくすることや、除雪等を考慮しつつ、駐車場内を高木等によって緑化することなどは、緑豊かな景観づくりのうえで重要なことです。

● 配慮事項

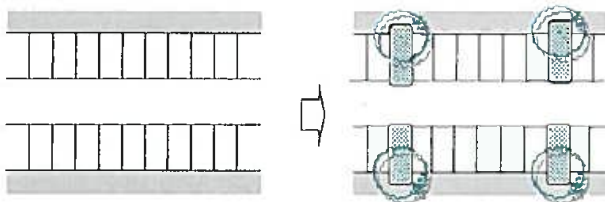
- 駐車場は無機質な景観とならないよう、できる限り緑化するとともに、生垣等で囲み、周囲から遮へいする。
- 敷地に余裕がある場合は、敷地周囲をマウンドアップし、緑化を行うことで、より効果的に駐車場への視線を遮ることができる。



- 道路から直接、駐車場の中を見渡せる出入口の数は、できる限り少なくする。



- 大規模な駐車場は、舗装面が広がる無味乾燥な空間にならないよう、駐車スペースを区切り、間に緑を配置するなど、空間に変化をつける。



- 緑化スペースがあまりとれない場合は、フェンスにツタ類をはわせる等の緑化や修景を行う。
- 融雪や機械除雪の障害とならない範囲で、駐車スペースも植栽や緑化ブロック等により緑化する。



大規模な駐車場を分割し、丹念に植栽することで美しい駐車場となっている。(栃木県日光市)



駐車場の周囲をマウンドアップし、駐車場への視線を遮っている。(富山市)



緑化ブロックを導入し、無機質になりがちな駐車場にうるおいを与えている。(新潟市)



やむを得ず、塀などで遮へいする場合もアイディア次第でうるおいある駐車場とすることができる。(富山市)

(6) その他

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

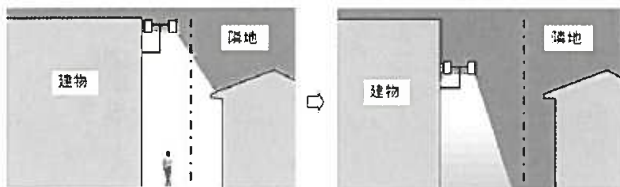
● 考え方

建築物や敷地内の屋外照明は、街灯とともに夜景の重要な要素ですが、過剰な照明は、周囲の住環境に悪影響を与えたり、夜景の落ち着きを乱すなどの要因となる場合があります。

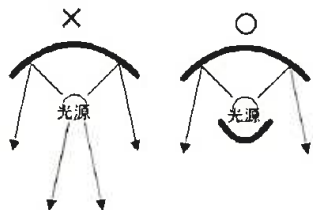
周囲への迷惑の防止や落ち着いた夜景の演出のためには、屋外照明等の構造や高さ、配置のほか、光の色、量などにも配慮する必要があります。

● 配慮事項

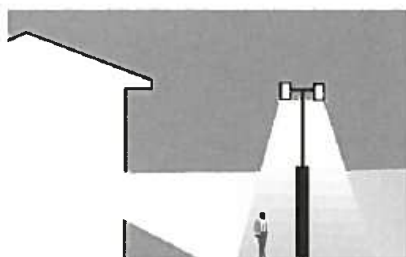
- 隣接する住宅地などに、不快にまぶしい光が及ばないように、照明の配置、高さ、光量を決定する。



- 敷地内の屋外照明は、まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えない間接光を用いることにより、やわらかく落ち着いた光となる。



- 建物内部から漏れる明かりが、敷地内の照明や街灯等と相互に補完しながら、一体的となって美しい夜景をつくるよう工夫する。



- 歴史的景観を持つ地区では、重厚で落ち着いた夜の景観を演出するため、暖かみのある光色を採用する。



建物からの明かりが通りを照らし、夜景の賑わいを創っている。(富山市)



柔らかな光で、歴史的建造物のライトアップを行っている。(東京都千代田区)



街路灯と店舗の暖かみのある光により、歴史的な温泉町の風情を演出している。(兵庫県城崎町)



建物内部からの漏れ光が、落ち着きと風格を演出している。(富山市)

(6) その他

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

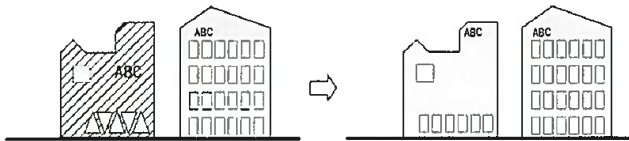
● 考え方

良好な景観づくりのための手段としては、景観的に問題のある施設をつくらないということのほかに、景観に悪い影響を与えている敷地内の既存要素を大規模行為に併せて改善することが効果的です。

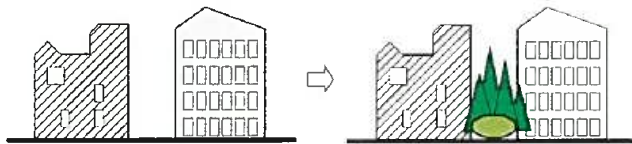
具体的には、大規模行為の実施に併せて、周囲の景観を損ねている敷地内の既存施設の外壁の色彩を修正したり、植栽を施すことにより影響を軽減するなどの工夫が重要です。

● 配慮事項

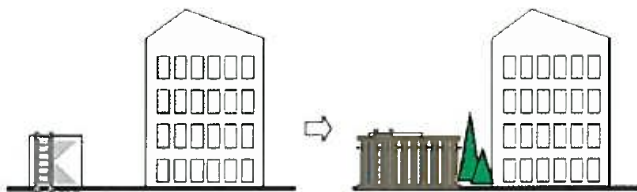
- 敷地内の既存施設の色彩等が周囲の景観と調和していない場合は、施設相互の調和を図るため、既存施設の外壁の改修等により、新設施設にそろえて群としての景観的調和を図る。



- 既存施設と新築施設との間に空間的余地がある場合は、植栽等を用いて相互の景観的違和感を緩和する。



- 景観を阻害する屋外施設は、垣根などで見えないよう遮へいする。



2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

● 考え方

大規模工作物の築造のための土地の造成や樹木の伐採等により従来の自然の地形が変わるほか、工作物が立地することにより山稜や樹林帯、水辺の連続する眺めが分断されたり、山並みの眺望が妨げられるなど、景観が大きく損なわれることがあります。

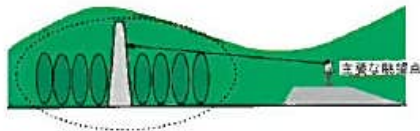
敷地の選定にあたっては、主要な眺望点からの優れた眺望を損なうことのないよう留意することが必要です。



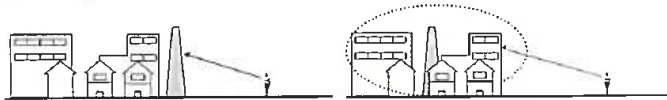
眺望を阻害しないよう、緑に覆われた山腹に配置されている。(栃木県黒磯市)

● 配慮事項

- 自然が豊かな地域では、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、見えにくい位置や山腹へ移動させる。



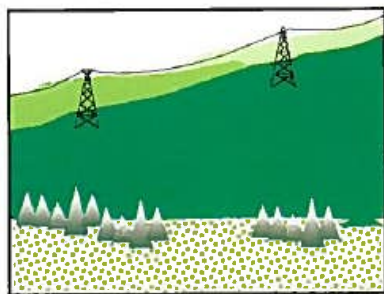
- 市街地では道路等を眺望点とした「町並みの調和」に配慮し、周辺の建物等とのバランスがとれ、歩行者へ圧迫感を与えない配置を工夫する。



■ 配慮が望まれる例



金属性のタンクが自然地の中で違和感を与えている。

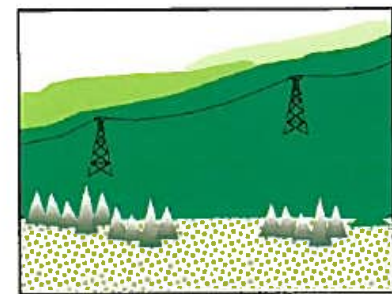


稜線上に工作物が位置し、景観を阻害している。

■ 改善例



緑の背後に移動することにより、違和感が軽減される。



工作物を稜線から中腹部へ移すことで、目立たないようにしている。

(1) 位置

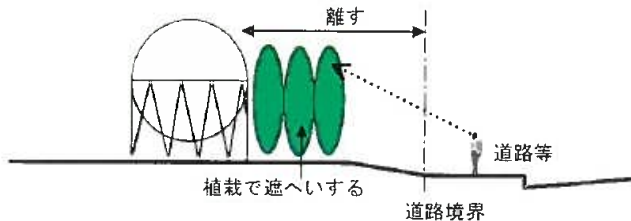
イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。

● 考え方

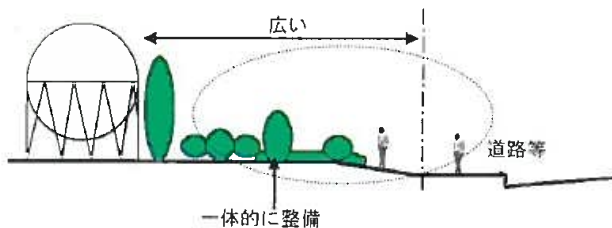
道路等の公共空間や隣地から工作物を後退させることにより、工作物が周囲に与える圧迫感を軽減でき、その後退部分に植栽を行うほか、道路の街路樹や公園緑地等との一体的な整備を工夫するなどにより、ゆとりとうるおいがある景観をつくりだすことができます。

● 配慮事項

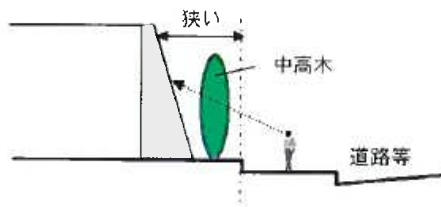
- 圧迫感を軽減するため、なるべく道路等から離れた位置に配置し、後退した空地に植栽を施して遮へいする。



- 十分な後退距離が確保できる場合は、後退部分と歩行者空間とを一体的に整備し、植栽等によりうるおいある空間を演出する。



- 道路等から大きく後退させることが難しい場合は、歩行者空間との間に中高木を植栽し、圧迫感を緩和する。



地下鉄の排気塔を公園内に取り込み、一体的な整備を行っている。(神奈川県横浜市)



敷地境界から後退し、足下を緑化して圧迫感を防いでいる。(東京都多摩市)



工作物の周囲を緑化し、周囲への圧迫感を緩和し、うるおいを演出している。(埼玉県幸手市)



巨大な工作物の足元を緑化し、圧迫感を軽減している。(東京都江東区)

(1) 位置

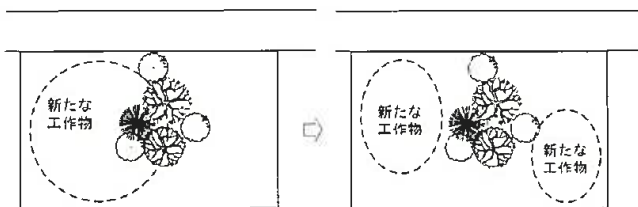
ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。

● 考え方

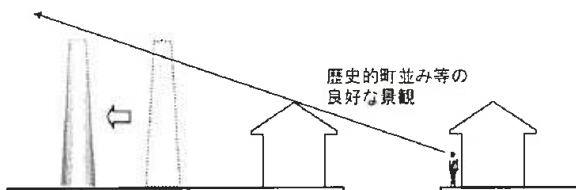
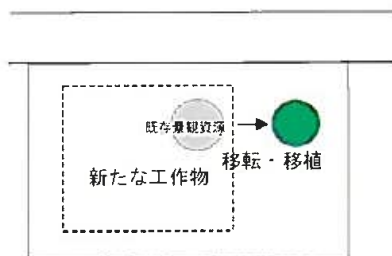
地域の歴史や伝統文化を後世に伝え、これらを背景としている景観を守るため、敷地内の伝統的建築物や記念碑、優れた樹形の樹木などを保存するほか、歴史的建築物等を含む町並みの景観を損なうことのないよう敷地内の配置等を工夫する必要があります。

● 配慮事項

- 敷地内に良好な樹木等がある場合には、それらを避けて工作物の配置を行う。



- 優れた既存の景観資源をそのままの位置で保存することが難しい場合は、移転、移植による保全を検討する。



(2) 形態及び意匠

ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

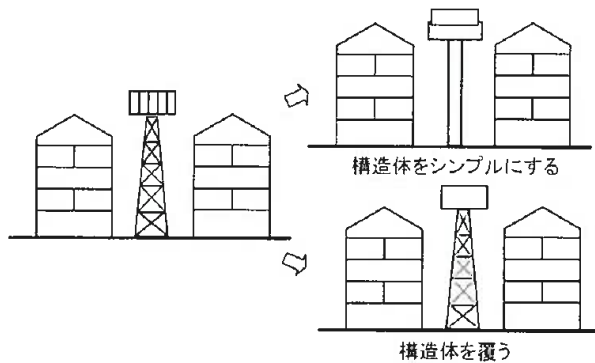
● 考え方

トラス構造の工作物や外部配管が多い製造プラントなどは、外観が複雑であることから、周辺景観との調和が難しいため、使用する部材数を抑え、配管が露出しないようにするなど、できる限りすっきりと見せることが重要です。

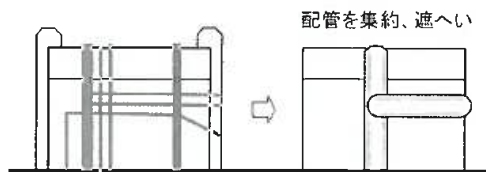
また、工作物への広告物の設置はできるだけ避け、設ける場合は、規模、数量を抑え、工作物全体の雰囲気損なわないよう工夫することが重要です。

● 配慮事項

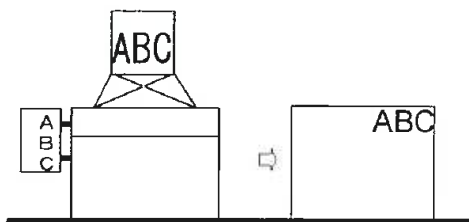
- 工作物を構成する部材の数を少なくしたり、構造体を覆うなどして、シンプルな形態とする。



- 工作物に付属する配管や配線を集約、遮へいする。



- 広告物は工作物と一体化形態となるよう、控えめな大きさでの切り文字や書き文字による広告物とする。



排気塔をパンチングメタルで覆い、都市空間に調和させている。(神奈川県横浜市)



すっきりとした形態で大規模な煙突を景観的に違和感のないものとしている。(東京都江東区)



シンプルな形態で、周辺の建物との違和感を軽減している。(東京都港区)

(2) 形態及び意匠

イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

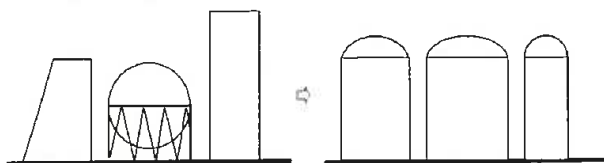
● 考え方

敷地内に複数の工作物等を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、個々の施設のデザインだけでなく、群として施設相互の調和を図り、施設全体を総合的にデザインすることが、質の高い景観づくりにつながります。

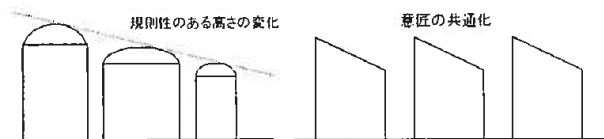
また、複数の広告塔などの工作物をできるだけ集約化し、すっきりと見せる工夫をすることも必要です。

● 配慮事項

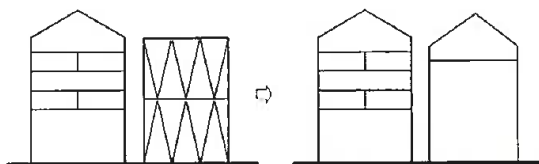
- 複数の施設を整備する場合は、全体が完成したときに施設規模のアンバランスや、配置の偏りがないよう、計画段階から全体的な景観的調和を考える。



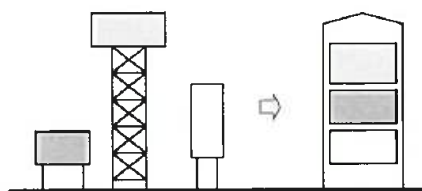
- 意匠の共通化、規則性を持つ規模の変化等により、施設のまとまりをつくる。



- 増改築等により工作物を設置する場合は、極力、既存施設の形態、意匠に配慮する。



- 雑然とした景観としないように、複数の広告などをできる限りまとめて、集合広告とする。



ゴミ処理施設に付帯する煙突は、建築とのデザインの調和が図られている。(新湊市)



建物とのバランスを考慮した、シンプルなデザインの電波塔としている。(神奈川県横浜市)



複数の広告を1つに集約して入口回りをすっきりとさせている。(神奈川県横浜市)

(2) 形態及び意匠

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

● 考え方

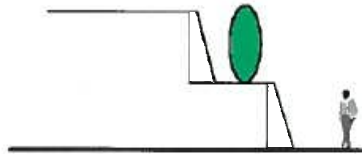
住宅地、商業地、工業地や自然の豊かな地域など、それぞれの地域に調和した形態や意匠とすることが重要です。

特に、個々にデザインされ設置される広告板や広告塔は、繁雑な印象を与えないような工夫をすることが大切です。

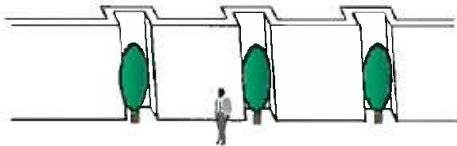
また、周辺と規模が著しく異なる大規模な工作物や単調な大壁面が連続する工作物は、周辺に違和感や圧迫感を与えることから、分割する等により適切な規模とすることや壁面の凹凸や色彩、素材等のデザインを検討することにより外観が単調にならないよう工夫する必要があります。

● 配慮事項

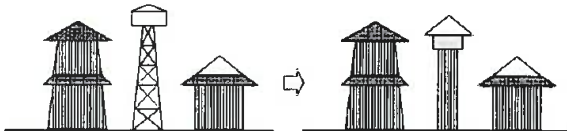
- 高さのある擁壁などはひな壇状にし、植栽を行い、周囲への圧迫感を軽減させる。



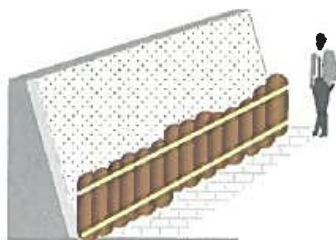
- 大規模な工作物は、単調さや圧迫感の解消のため、壁面の分割や形態、意匠の工夫を行う。
- 形態、意匠の工夫を行う場合は、周囲と不調和とならないよう注意する。



- 歴史性や土地利用等を考慮して地域の景観に調和するよう、共通する意匠等を工作物に取り入れる。



- 近景での圧迫感を軽減するため、仕上げ材を自然石や木材等の親しみやすいものにする。



大きな擁壁の足下を木製の柵や植栽で、囲い圧迫感を軽減している。(長野県植川村)



擁壁の表面の仕上げを自然石風とし、親しみやすさを創っている。(東京都多摩市)



金毘羅神社の常夜燈を模したデザインの展望台は富山港のシンボルとなっている。(富山市)



都市空間に調和した、洗練されたデザインの広告塔である。(神奈川県横浜市)

(3) 色 彩

ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

大規模な工作物に、周辺の町並みや自然環境と大きく異なる色彩やげばげばしい色彩等を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

工作物の外観の色彩は、できる限り周辺に調和した色彩を選ぶとともに、自然が豊かな地域や閑静な住宅街では、彩度を抑えて落ち着いたものとする必要があります。

特に、広告板や広告塔は、その目的から鮮やかな色彩を使いがちですが、基調となる色彩は、周辺の状況を考慮しながらできるだけ落ち着いたものとするのが重要です。

● 配慮事項

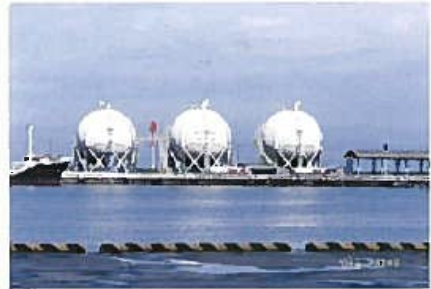
- 周辺の町並みや自然等との調和、工作物の部位と部位との調和が得られるようにする。



- 紅葉や落葉等により、季節によって大きく色相の変わる緑豊かな地域では、自然の緑よりも彩度を抑え、自然環境になじむ色彩を使用する。
- 広告物は、できる限り色数を少なくするとともに、背景となる景観との調和を考慮し、表示面の基調色は際立って高い彩度の色彩を使わないようにする。



広告物シミュレーション(色彩ガイドラインより)



彩度を低く抑えることにより、海や空と調和したものとなっている。(富山市)



送電塔の表面仕上げを茶色とし、自然景観への影響を軽減している。(福光町)



茶色を基調にした低彩度の案内板は歴史的な町並みに調和している。(城端町)

(3) 色 彩

イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。

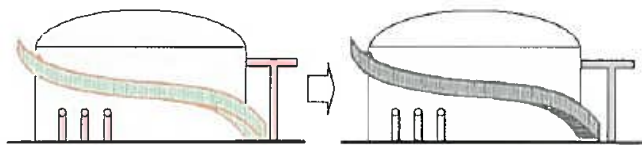
● 考え方

工作物の外部に設けられる屋外設備機器や広告看板に鮮やかな色彩や工作物本体と大きく異なる色彩を使用すると、その部分が浮き上がって見え、景観上の調和をとることが難しいことから、工作物本体と共通する落ち着いた色彩とすることが大切です。

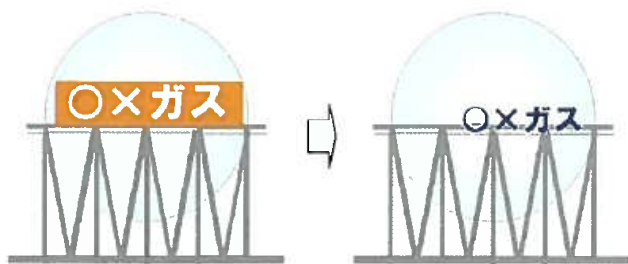
また、広告物の文字部分の色彩も彩度を抑えるなど、工作物本体と調和を図る工夫が必要です。

● 配慮事項

- 屋外階段等や配管等の付帯施設がある場合は、本体と調和する色彩を使用することとし、アクセントとして本体と大きく異なる色彩を使用する場合は「強調色（アクセントカラー）への配慮」に従う。



- 工作物に広告をやむを得ず設置する場合は、本体と調和した色彩を用いる。



- 建築物の屋上に設置する広告物の基調となる色彩は、建築物と色相をそろえ、文字なども彩度を抑える。



工作物に表示する広告を最小限とし、アクセント的に赤色を用いている。(東京都江東区)

(3) 色 彩

ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

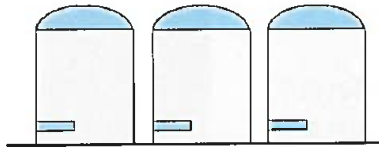
● 考え方

工作物の一部に強調色（アクセントカラー）を使用することや、工作物の基調色を周辺の町並みの基調となる色彩と対比的なものとするのは、港湾施設群や工場施設群等の景観にアクセントを与え、市街地の賑わいのある町並みを創るなどの点で有効な手法となる場合があります。

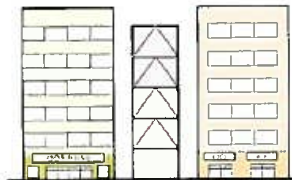
しかし、景観を損なったり、見る人に不快感を与えることのないよう、使用する部位や範囲、色彩の選択や配色、その効果を十分検討する必要があります。

● 配慮事項

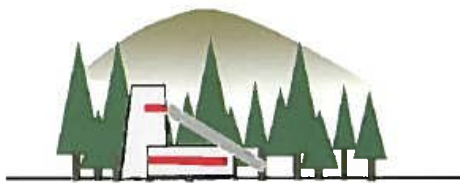
- 基調色が低彩度、高明度の単調な色彩の工作物は、範囲を限定して高彩度色を用いるなどにより、引き締まった景観となるよう工夫する。



- 多様な色彩が混在する市街地では、基調色を周辺の町並みとそろえたうえで、範囲や部位を限定して彩度の高い色彩を使用する。



- 自然が豊かな地域では、周囲の自然となじむ低彩度色を基調とし、彩度の高い色彩を使用して色のアクセントとする場合は、範囲や部位を限定して使用する。



企業のマークに高彩度色を使って、引き締まった景観としている。(富山市)



彩度の高い色彩と無彩色を明度を下げて調和させ、視認性が高く質の高い広告塔となっている。(砺波市)



金属のモニュメントの一部に限定的に彩度の高い色彩を用い、特徴ある景観を創っている。(立山町)

※強調色（アクセントカラー）

強調色とは、白に対する黒、赤に対する青緑、緑に対する赤紫、黄に対する青紫のように、明度や色相が大きく違う色彩のこと입니다。これらの関係は同規模の面積で使用すると調和が難しいため、施設あるいは町並み全体のベースとなる色（基調色）に対し、小面積で使用するなどの配慮が必要です。強調色を使用することにより、施設全体や町並みの景観を引き締めたり、個性や賑わいを演出する効果が期待できます。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

● 考え方

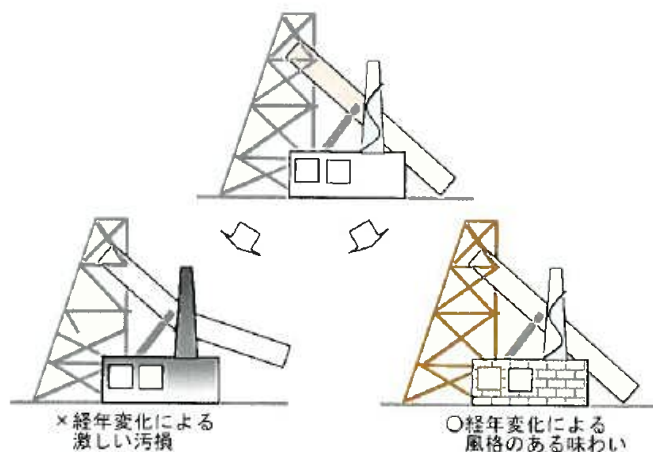
工作物の外観は、経年による汚れや劣化等により、景観に悪い影響を及ぼすことがあります。

できる限り汚損しにくい素材や時間の経過に伴って周辺の景観に馴染んでくる素材（エイジング効果のある素材）を選択することにより、景観上の質の低下を防ぐことができます。

また、景観の維持のための適切な補修や定期的なメンテナンスを行うことも重要です。

● 配慮事項

- なるべく素材そのものの風合いが維持され、景観上の質が維持される素材を選ぶ。
- 石材や硬質の木材等のように、エイジング効果により周囲になじみ、風格が生まれる素材を選ぶ。
- 素材の経年変化による景観上の質の低下を防ぐため、汚れにくい、洗浄や補修がしやすいなど、メンテナンスが容易な素材を選ぶ。



※エイジングの効用

素材によっては、経年変化により、地域の景観になじんだ、落ち着いた色合いを示すようになります。初期の段階で多少彩度や明度にばらつきがあったとしても時間の経過とともに、明度、彩度ともに低下し、全体として景観的調和が生まれます。この景観的調和がエイジングの効用といえます。



石積み擁壁は年を経て、味わいのある景観を創っている。(栃木県日光市)



中心市街地のモニュメントに石材を用い、年を経ても景観の質の低下しないものとなっている。(東京都新宿区)



コンクリートの擁壁を自然石で修景し、周辺の景観に調和させている。(黒部市)

(4) 素 材

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

● 考え方

地域には昔から営々と使われてきたそれぞれの地域の自然素材や伝統的素材、これらを使用した伝統的工法があり、歴史的な町並みや建造物は、これらの素材等を使用することによって地域固有の景観をつくりだしてきました。

これらの地域の優れた素材や工法を適切に活用することは、周辺の町並み等の景観との調和を図るうえで有効な手法です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、なるべく周辺の自然に調和する自然素材を用いる。
- 歴史的な景観を持つ地区では、できる限り伝統的素材や伝統的工法による仕上げを用いる。
- 歴史的な町並み等で、工作物の機能等から伝統的素材、自然素材を利用できない場合は、周辺との違和感が生じないように、デザインや色彩等を工夫する。



地元の石を使った擁壁とし、住宅地の落ち着いた景観となっている。(八尾町)



昭和40年代に施工された石積みの擁壁が再生され、地域の顔となっている。(八尾町)



木材をふんだんに使った遊具は、変化に富んだ楽しい空間をつくっている。(新湊市)

(4) 素材

ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

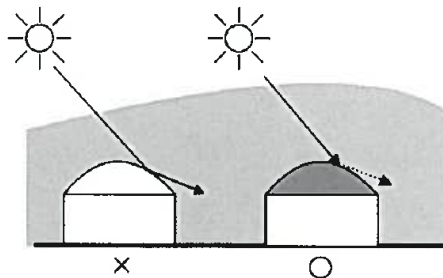
● 考え方

山岳や森林などの自然の豊かな地域、住宅地や歴史的な町並み等の落ち着いた景観の中に反射性の高い素材を用いた工作物が存在すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なう場合があります。

このような景観の中では、できるだけ光沢を抑えた周囲の景観に溶け込む資材を用いることを心がけ、また、やむを得ず使用する必要がある場合は、広範囲に用いないようにするとともに、表面処理等により、反射性を抑えるなどの工夫が必要です。

● 配慮事項

- 自然が豊かな地区では、光沢のある素材の使用は控える。
- 直射日光を受ける箇所にやむを得ず反射性の高い材質を使用する場合は、反射を抑える表面処理等を行う。

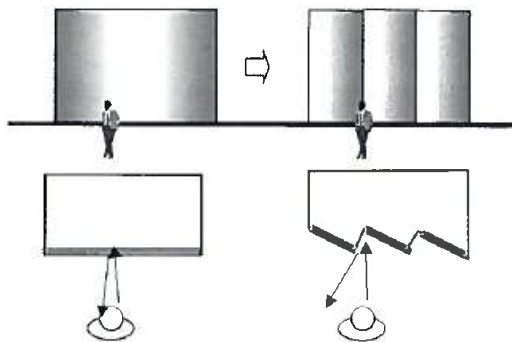


反射性のある素材の広告板であるが、つや消しの塗装等により、周囲の景観と調和している。(栃木県日光市)



レンガを使って周辺の歴史的建物との調和を図っている。(入善町)

- 反射性の高い部位が大規模な場合は、それらの部位の分割や勾配の変化等により、大規模な反射面を形成しないようにする。



(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。

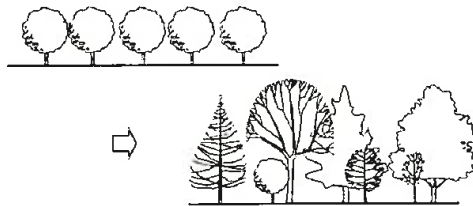
● 考え方

敷地内を中高木や生垣のできる限り緑化することにより、敷地に落ち着きとうるおいを与え、大規模工作物から受ける圧迫感や硬い印象を緩和することができます。

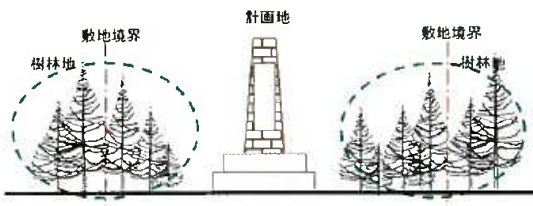
また、植栽は、その後の生育や管理を十分考慮して、敷地の状況にあった配置や大きさとし、地域の気候に適した樹種を選定することが重要です。

● 配慮事項

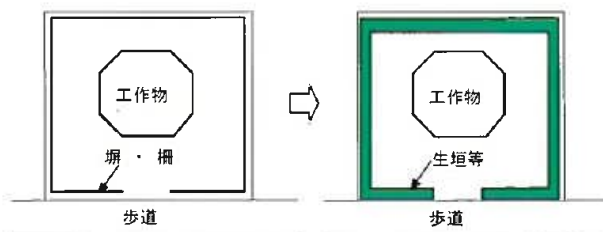
- 管理の容易さ、良好な生育を確保するため、地域の気候、風土に合った樹種を植栽する。
- 地域の特徴を示す自然の樹林地の景観により近づけるよう、複数の樹種を組み合わせて植栽する。



- 高木や中低木などを組み合わせるとともに、敷地や工作物の規模に応じた樹種の選定を行う。
- 周囲に樹林地等がある場合には、それらの樹林地の既存植生に配慮した植栽とする。



- 行為地の周囲を囲う必要があるときには、人工的な柵や塀を避け、中高木や生垣等によるうるおいのある緑の景観を創る。



モニュメントへの軸線を強調した植栽が施されている。(黒部市)



工作物の周囲を生垣で囲って、うるおいある緑の景観を創出している。(東京都江東区)

(5) 敷地の緑化

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。

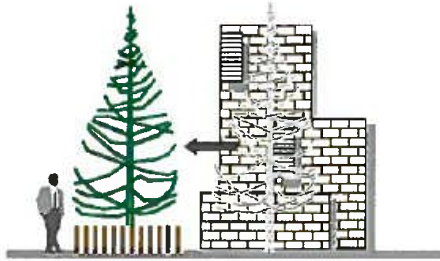
● 考え方

樹木の成長には、大変長い年月が必要であることから、姿の美しい樹木や大きな樹木は、大切な景観上の資源としてできる限り保存することが大切です。

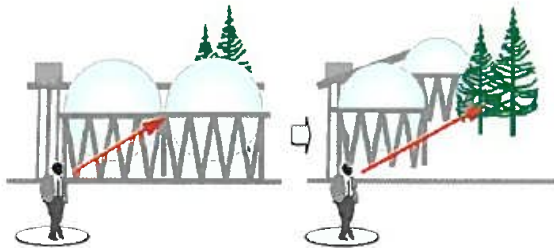
長い年月にわたって地域に存在している樹木は、人々に親しまれ、その地域の雰囲気をつくり出す重要な要素となっています。これらを保存し活用していくことは、景観づくりのために非常に有効です。

● 配慮事項

- 優れた樹形の樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努め、現位置での保存が難しい場合は、移植等を検討する。



- 長年にわたり親しまれ、地域のランドマークとなっている大きな樹木等を道路等の公共空間から見るように工作物を配置する。



- 優れた既存樹木を保存する場合は、樹木だけを単独で残すのではなく、良好な周辺の環境も一体的に保存できないか検討する。

(5) 敷地の緑化

ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

● 考え方

工作物と公共空間の間に中高木を配することにより、歩行者等が大規模工作物から受ける圧迫感を軽減することができます。

また、中高木の足元に、低木や地被類などを併せて配置することにより、さらにやわらかい空間をつくりだすことができます。

街路樹を考慮した樹種の選定や樹木の配置などの工夫により、公共空間の植栽と一体となったうるおいのある空間を創出することができます。

● 配慮事項

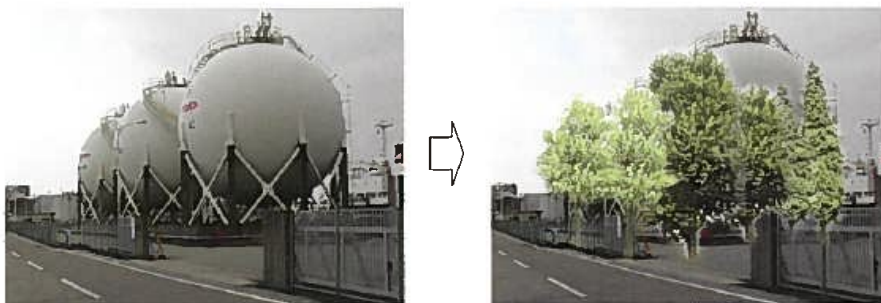
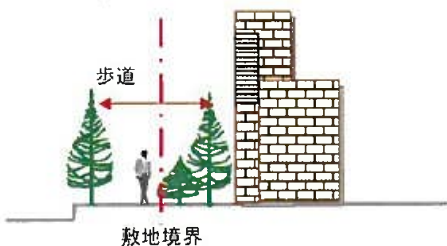
- 大規模な工作物が歩行者等に圧迫感を与えることを避けるため、景観的な緩衝帯としての中高木を植栽する。
- 単に視覚を遮るためだけでなく、歩行者にうるおいを与えるよう低・中・高木を組み合わせる。



浄化槽の周りを植栽と木格子で囲い、違和感を軽減している。(富山市)



- 工作物周囲の植栽がより景観的な効果を生むよう、街路樹等と樹種や配置を合わせる。



植栽による修景(フォトモンタージュ)

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

● 考え方

遊園地等に設けられる大きな面積を持つアスファルト舗装の駐車場は、変化が少なく、殺風景でうるおいのない景観となることがあります。

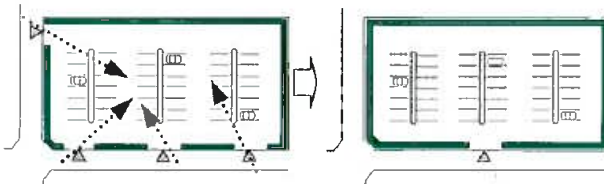
駐車場の周りを生垣で囲み、併せて出入口を少なくすることなどによって、周囲の道路等から駐車場を見通せなくすることや、除雪等を考慮しつつ、駐車場内に高木等を配置することなどは、緑豊かな景観づくりのうえで重要なことです。

● 配慮事項

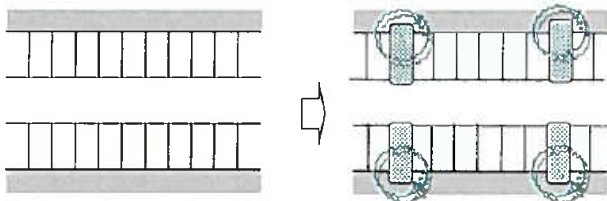
- 駐車場はうるおいのない景観とならないよう、できる限り緑化するとともに、生垣等で囲み周囲から遮へいします。
- 敷地に余裕がある場合は、敷地周囲をマウンドアップし、緑化を行うことで、より効果的に駐車場への視線を遮ることができる。



- 道路から直接、駐車場の中を見渡せる出入口の数は、できる限り少なくする。



- 大規模な駐車場は、舗装面が広がる無味乾燥な空間にならないよう、駐車スペースを区切り、間に緑を配置するなど、空間に変化をつける。



- 緑化スペースがあまりとれない場合は、フェンスにツタ類をはわせる等の緑化や修景を行う。
- 融雪装置や機械除雪の障害とならない範囲で、駐車スペースも緑化ブロック等により緑化する。



低木と高木の植栽で周囲を囲み、うるおいある景観となっている。(富山市)



適度に駐車スペースを区切って、緑化を行っている。(富山市)

(6) その他

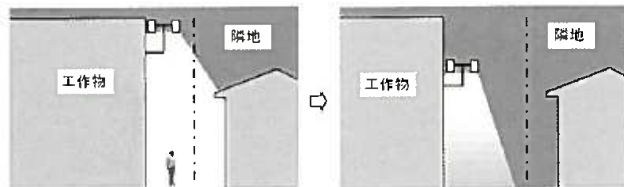
イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

● 考え方

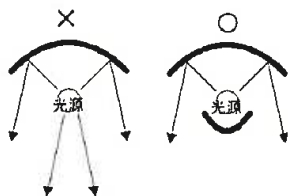
屋外照明は、夜間の安全の確保のうえで必要不可欠であり、夜景の重要な要素ですが、過剰な照明は、生態に悪影響を与え、夜景の落ち着きを乱す要因となる場合があります。屋外照明等の光量や色等に配慮し、周囲への迷惑の防止や落ち着いた夜景の演出も考慮する必要があります。

● 配慮事項

- 隣接する住宅地などに、不快にまぶしい光が及ばないように、照明の配置、高さ、光量を決定する。



- まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えない間接光を用いることにより、やわらかく、落ち着いた光となる。



- 歴史的景観を持つ地区では、重厚で落ち着きのある夜間景観を演出するため暖かみのある光色を採用する。



光源を見えないように工夫し、工作物を浮かび上がらせている。(富山市)



住宅へ光が直接当たらないよう、照明灯の位置を考慮している。(高岡市)

(6) その他

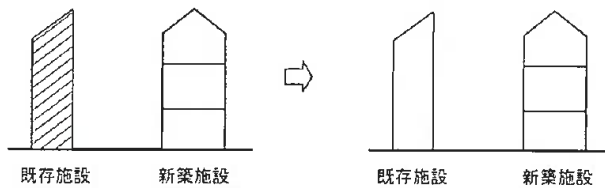
ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

● 考え方

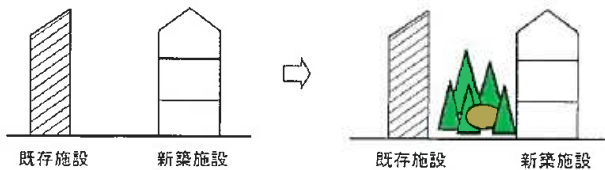
良好な景観づくりのための手段としては、景観的に問題のある施設をつくらないということのほかに、景観に悪い影響を与えている敷地内の既存要素を大規模行為にあわせて改善することが効果的です。具体的には、大規模行為の実施にあわせて、周辺の景観を損ねている敷地内の既存施設の外壁の色彩を修正したり、周囲に植栽を施すことにより影響を軽減するなどの工夫が重要です。

● 配慮事項

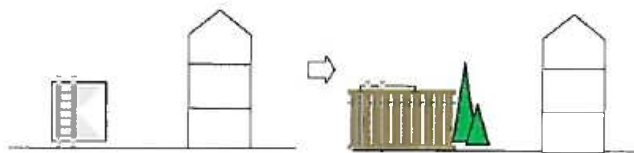
- 敷地内の既存施設と新築施設の色彩等が大きく異なる場合は、施設相互との調和を図るため、既存施設の外壁の塗り替え等により、施設相互の調和を図る。



- 既存施設と新築施設との間に空間的余地がある場合は、植栽等を用いて相互の景観的違和感を緩和する。



- 景観を阻害する屋外施設は、垣根などで見えないよう遮へいする。



3 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む。)

(1) 土地の形状

従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

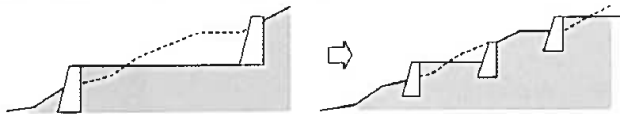
● 考え方

自然の地形の眺めは地域の人々に慣れ親しまれ、人々の心に深く刻まれています。地域の景観を守るためには、これらの自然の地形をできるだけ残していくことや大きく変えないよう工夫することが大切です。

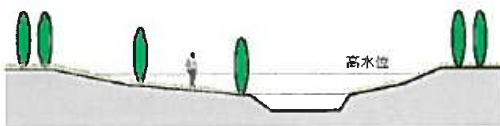
小川や池などや高低差がある地形がある場合は、これらの地形をできる限り残し、生かすことにより、これまでのうろおいのある眺めを保全するほか、変化のある景観をつくりだすことができます。

● 配慮事項

- 行為地の選定にあたっては、大幅な地形の改変が必要な場所を避ける。
- 周囲の景観との調和を図るため、切土や盛土をできる限り避け、自然の地形を生かした造成計画とする。



- 土地利用計画においては、できる限りゆとりのある配置に努め、緩やかな法面としたり、造成による大規模な構造物等が生じないように工夫する。
- 遊水池を整備する場合は、全体を緩傾斜とし芝生等で緑化するなど、水がない状態では、緑豊かな広がりのある広場等として活用できるようにする。



- 調整池等においては、周辺の景観や自然の植生に配慮し、できる限り現況の地形を生かしながら、動植物の生息環境の創出に努める。
- 造成においては、擁壁等を採用することにより、地形の改変を少なくするよう工夫する。



従来の起伏のある地形を生かした宅地造成が行われている。(高岡市)



遊水池の内部に高木植栽を施し、うろおいある広場としている。(埼玉県幸手市)



広く浅い調整池とし、普段は芝生広場として利用している。(富山市)



区画ごとに小規模な擁壁を設けて大きな構造物が生じないようにしている。(八尾町)

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に合った樹種等で緑化するよう配慮する。

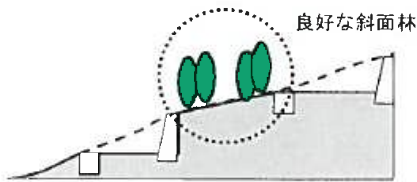
● 考え方

樹木は成長に長期間を要することから、行為地の中に優れた樹林や樹木などがある場合は、これらを保存、活用するよう計画することが重要です。

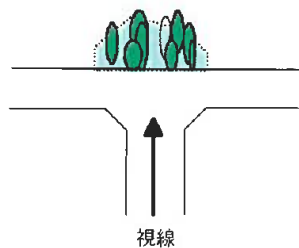
また、土地の造成にあたっては、既存樹木を保存、移植するほか、将来の緑化を考慮した土壌の確保など、緑が育ちやすい環境の整備を行うほか、地域の環境に適した樹種により緑化することが、うるおいのある景観づくりを進めるうえで大切です。

● 配慮事項

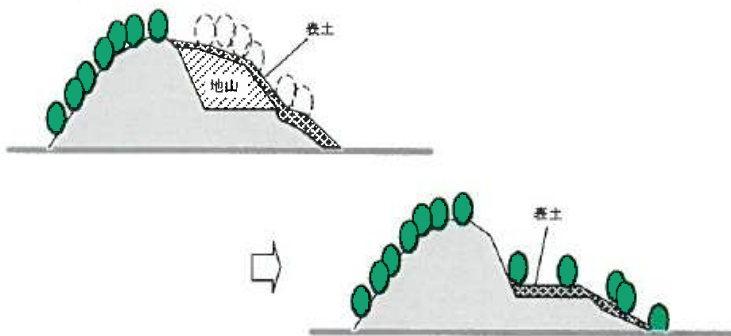
- 良好な斜面林や大きな樹木等は地域の景観を特徴づけるものとして、保存を図る。



- 行為地内の計画道路のアイストップとなる場所にある樹林等は行為地内の景観を特徴づけるものとして保存する。



- 造成後の緑化を進めるためにも、できる限り表土を存置して植栽帯の造成に使用するなど、良好な生育環境を造る。



現況の斜面を残して造成し、丘陵地の面影を残している。(神奈川県横浜市)



極力、既存の斜面林を残す形で造成されている。(神奈川県横浜市)



地名の由来となる奇岩(義経岩)と松の植栽が海岸の風景に調和している。(高岡市)

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

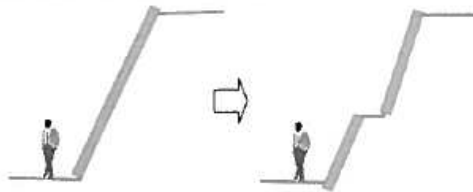
● 考え方

造成にあたっては、法面や擁壁の高さや長さを抑え、既存の斜面と滑らかに連続するような勾配とするなど、従来の地形にできるだけなじむようにすることが重要です。

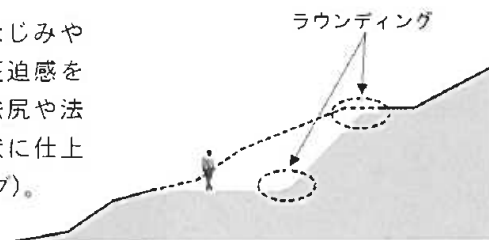
また、法面は、地域の自然植生や将来の管理を考慮した緑化を行うほか、擁壁とする場合は自然石などの自然素材を仕上げ材として使用し、圧迫感のある垂直擁壁を避けるなど、素材や形状に配慮する必要があります。

● 配慮事項

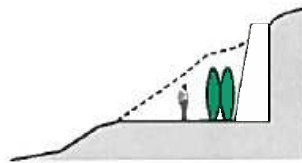
- やむを得ず、大規模な法面が生じる場合は、法面を分割するなど圧迫感を軽減するよう工夫する。



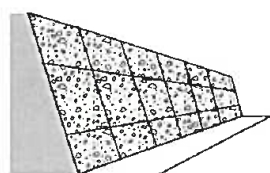
- 周辺の自然地形になじみやすくし、近景での圧迫感を軽減するために、法尻や法肩を丸みのある形状に仕上げる(ラウンディング)。



- やむを得ず勾配の急な法面や擁壁が生じた場合は、法尻や擁壁際の緑化等を行う。



- 法面は、維持管理の容易さ、既存景観との調和を考慮して、地域植生に近い植栽等によりできる限り緑化する。
- 擁壁を設置する場合は、表面の仕上げを自然石としたり、草木や低木が植栽可能な構造にする等、景観的な圧迫感を緩和するよう工夫する。



自然石等を使った仕上げの擁壁



植栽が可能な構造の擁壁



法尻にラウンディングを施し、緩やかな法面処理としている。(東京都多摩市)



擁壁に地場の自然石を使用して造成している。(八尾町)



擁壁と組み合わせ緩勾配とすることで、高木の植栽を可能としている。(東京都多摩市)



擁壁に低木が植栽可能な構造とし、擁壁の圧迫感を軽減し、うるおいを創出している。(大島町)

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

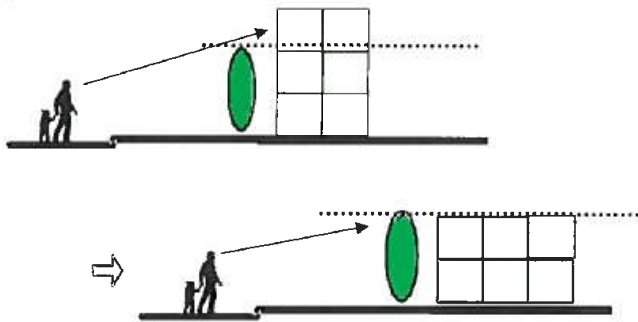
● 考え方

屋外における物品の集積や貯蔵は、自然の眺めや町並みとは異なるものであり、周辺の景観へ大きな影響を与えます。

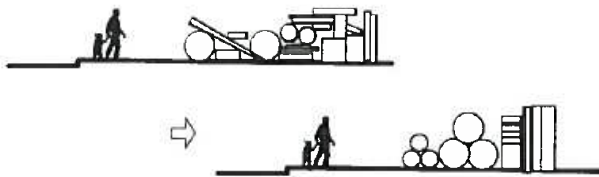
物品の集積や貯蔵は、あまり高く積み上げないようにし、道路や隣地から離すなどにより、周辺の景観への支障を軽減することができます。また、整然と並べる等によりすっきりと見せることが重要です。

● 配慮事項

- 周囲の景観を阻害しないよう、積み上げる高さはできる限り抑える。



- 雑然とした景観とならないよう、物品は常に整然と集積、貯蔵する。



- 物品の集積、貯蔵の位置は、歩行者等に圧迫感を与えないようなるべく道路や隣地から離す。



向きをそろえて整然と積み、雑然とした景観となるのを防いでいる。(富山市)



高さを抑え、そろえることで、景観的な不調和を防いでいる。(埼玉県幸手市)



物品を道路から話して置き、圧迫感を与えないようにしている。(岩手県釜石市)

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

● 考え方

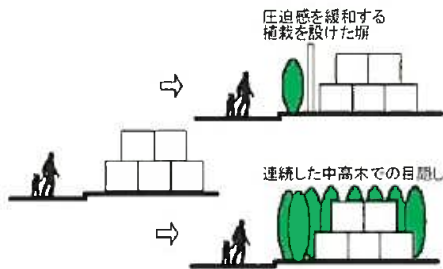
屋外における物品の集積・貯蔵は、きれいに積む、高く積まないなどのほかは、それ自体では景観に対する配慮が難しいことから、周辺から見えないようにすることが最も簡便な対処方法です。

その際、遮へいは、植栽等の景観への影響が少ない方法等によることが重要です。また、行為地への出入口は、数を最小限にとどめ、交差点などの目立ちやすい位置へ設けないようにすることも有効です。

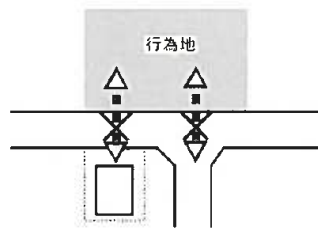
しかし、遮へいすることにも限界があるため、主要な眺望点や道路など公共の場所から見えにくい場所に設けることも検討する必要があります。

● 配慮事項

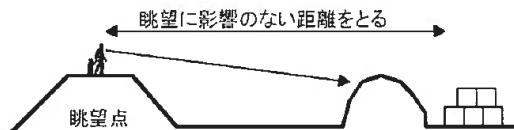
- 周囲は、植栽や生垣、塀等で覆い、周囲の道路等から集積物が見えないようにする。



- 内部が見通せる行為地への入口の数は、必要最小限とし、視線が集まる交差点付近や宅地前には設置しない。



- 細かな物品等は、雑然とにならないよう区画を設けて整理したり、周囲から見えないよう集積物に覆いをかけるなどの工夫を行う。
- 行為地は、主要な眺望点からの眺望に影響の出ないよう距離をとるほか、眺望点との間に山や丘陵などの遮へい物を挟んだ見えない位置とする。



集積物置場を植栽で遮へいし、道路に対する圧迫感、阻害感を軽減している。(富山市)



ボリュームのある緑により、前面道路から集積物が見えないように配慮されている。(東京都江東区)



石積み風の擁壁とルーバーの組み合わせにより、歩行者への圧迫感を軽減している。(入善町)

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

●考え方

土砂等の採取中は、緑がはぎ取られ地肌が露出するなど、景観に対する影響は少なくありません。

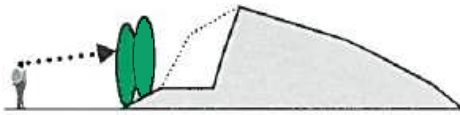
このため、行為中は周辺の主要な眺望点や道路等から見えにくくするよう遮へいすることが景観への影響を軽減するうえで有効な方法です。

その際、行為地への出入口は数を最小限にとどめるとともに、交差点などの目立ちやすい位置への設置を避ける必要があります。

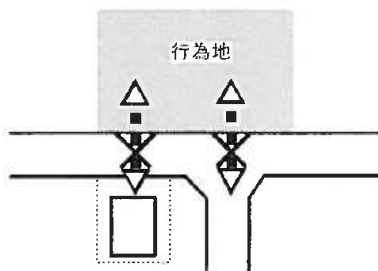
また、行為地を見えにくい位置に選定することが最も効果的であることは言うまでもありません。

●配慮事項

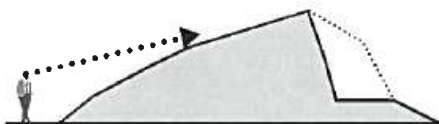
- 行為地周辺に中高木を植栽し、道路等からなるべく行為地が見えないようにする。



- 内部が見通せる行為地への入口は、必要最小限とし、視線が集まる宅地前や交差点付近には設置しない。



- 土砂の採取場所は主要な眺望点からなるべく見えない位置とする。



(2) 跡地の形状

地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

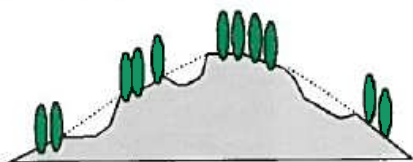
● 考え方

掘採等の行為による地形の変更面積が大きいと、それだけ景観に及ぼす影響が大きくなることから、地形の改変面積はできるだけ少なくすることが重要です。

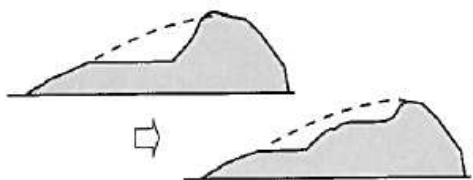
また、掘採等により生じる法面は、高さや長さをできるだけ抑え、既存の斜面と滑らかに連続する勾配とするなど、従来の景観への影響ができる限り少なくなるよう配慮が必要です。

● 配慮事項

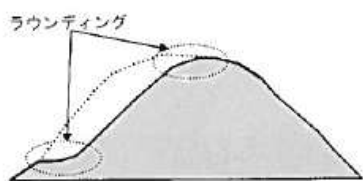
- 行為地を分散させて、掘採規模を小さくし、地形の変更面積を少なくするよう配慮する。



- 長大な法面としないよう、法面を分割する。



- 行為地が周囲の地形と馴染むよう法尻、法尻が丸みを帯びた形状（ラウンディング）とする。



行為により、急傾斜の山肌が露出し、景観的に荒々しいものとなっている。



表土のない急傾斜の法面は、植生の復元が難しい。

(3) 跡地の緑化

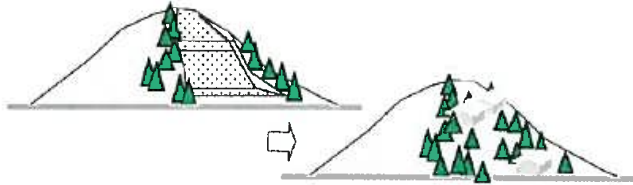
掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

● 考え方

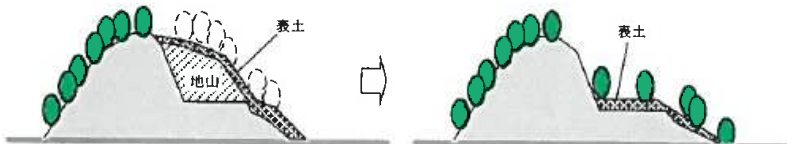
掘採後の行為地は山肌が露出し、景観に大きな影響を与える可能性があります。周辺の景観に大きな問題を生じさせないためには、行為を終了した個所から、できるだけ行為前に近い状況に植生等を復元し、周辺の景観との調和を図る必要があります。

● 配慮事項

- 当初から跡地利用計画などを作成し、行為終了後、速やかに緑化修景を行う。



- 行為後、法面はできる限り緩やかな勾配とし、植物が生育しやすい環境を整えるなど、自然の植生ができる限り早く回復するよう工夫する。



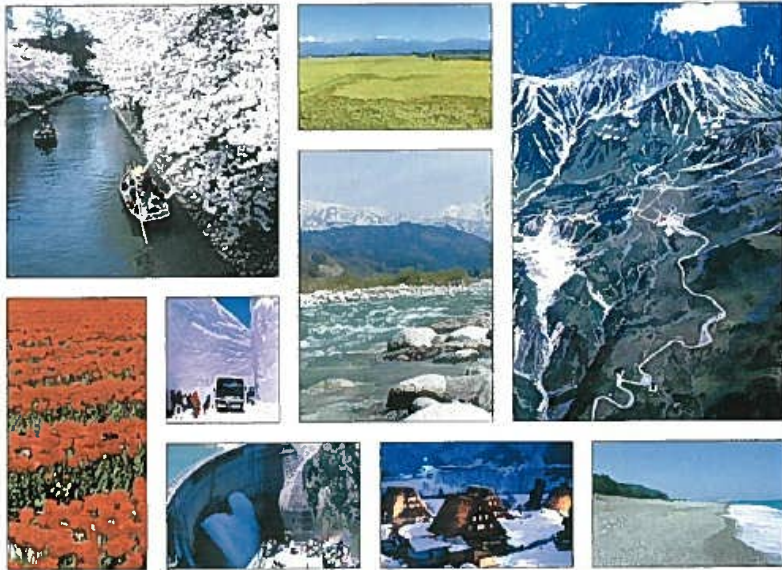
行為地の跡を周囲の植生に合わせて緑化している。(岐阜県多治見市)



土砂採取の跡地に随時、緑化を施し、周辺の植生になじませている。(婦中町)

1 富山の色彩景観——伝えたい美しいとやまの色

私たちのふるさと富山には、立山連峰、黒部峡谷に代表される山岳景観の緑や急傾斜の大地を下りおろる清冽な水の青、四季折々に彩りを添える花々の鮮やかな色など、豊かな自然に恵まれた富山ならではの色彩がみられます。また、世界的に価値が認められている五箇山の合掌造り集落のほか、街道筋、門前町の歴史的町並みなど、先人たちが築き上げてきた素朴で力強い色彩もふるさと富山を特徴づける大切な色彩です。こうした景観をいっそう充実させながら保全、創造していくことが私たちの重要な役割といえます。



2 マンセル表色系——色を正確に伝えるための国際的尺度

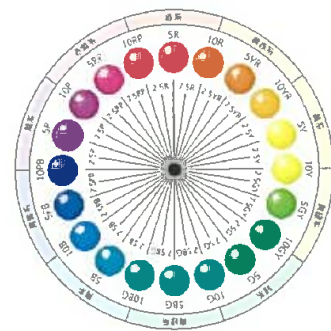
色彩ガイドラインでは、色彩を正確かつ客観的に表すために、日本工業規格などにも採用されている国際的な尺度である[マンセル表色系]を採用しています。[マンセル表色系]ではひとつの色彩を[色相(いろあい)]、[明度(あかるさ)]、[彩度(あざやかさ)]という3つの属性の組み合わせによって表現します。

●**色相は**、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度数を示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

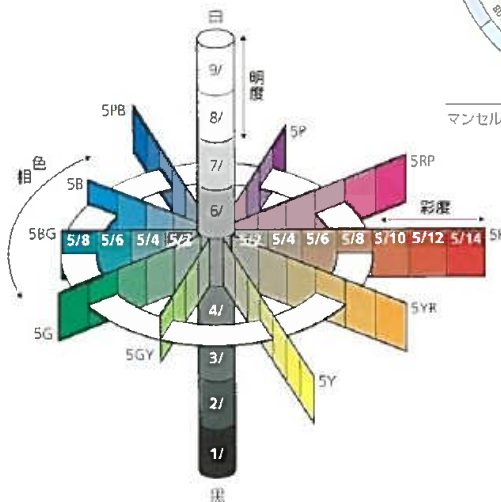
●**明度は**、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●**彩度は**、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない薄い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

●**マンセル値は**、これら3つの属性を組み合わせることで表記する記号です。例えば、赤いチューリップの色彩は5R4/14と表記し、「5アル、4の14」と読みます。



マンセル色相環



マンセル表色系のしくみ



赤いチューリップの花の色

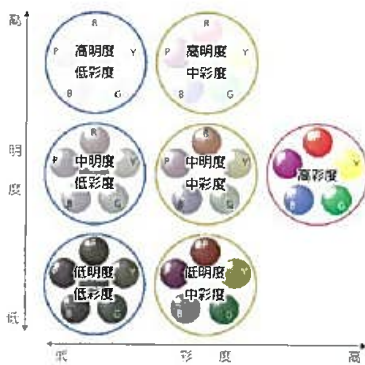
こアル よん のじゅうよん
5R 4 / 14
色相 明度 彩度

3 ガイドラインにおける色彩の分類 — 7つのトーンで示す「避けた方がよい色」【おすすめの色】

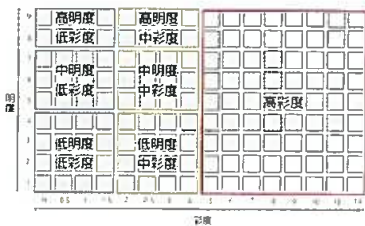
色彩ガイドラインは、客観性のあるマンセル表色系を基礎としていますが、同時に感覚的にも理解しやすいものである必要があると考え、明るさ、鮮やかさに共通性があり、印象がよく似た色彩をトーン(色調)としてグループ化し、すべての色彩を7つのトーンに分類しています。

各トーンは、それぞれ下の表のような範囲で区切られています。

検討中の色彩のマンセル値が分かれば、その色彩が、景観類型別色彩指針で示す「避けた方がよい色」や「おすすめの色」に含まれているかどうかを判断することができます。

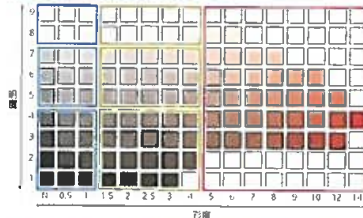


色彩ガイドラインによる7つのトーン分類

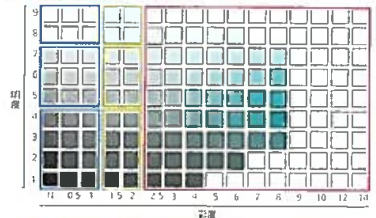


カラーチャートの凡例

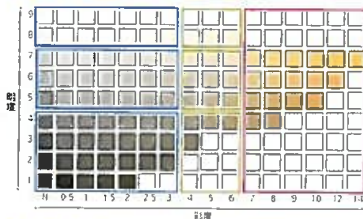
OR~4.9R (赤)系の色相



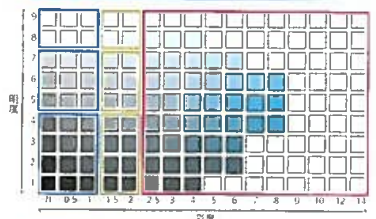
BG(青緑)系の色相



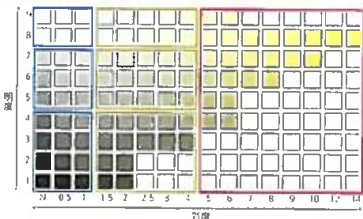
5R(赤)~YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相



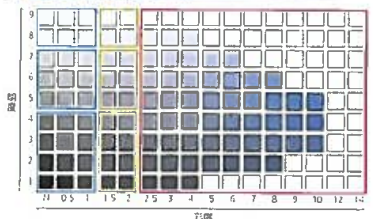
B(青)系の色相



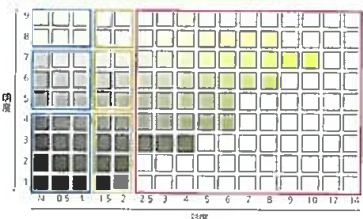
5.1Y~10Y(黄)系の色相



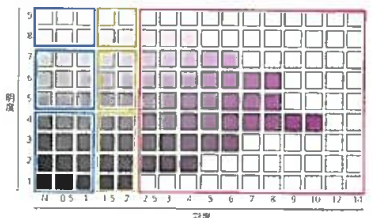
PB(青紫)系の色相



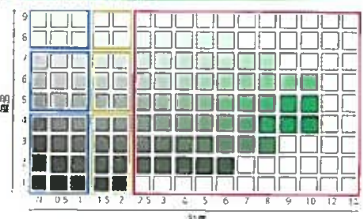
GY(黄緑)系の色相



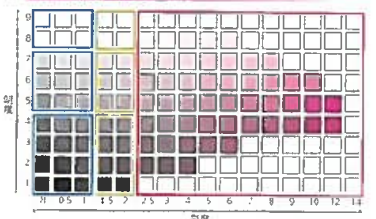
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



トーン	色相	OR~4.9R (赤)	5.0R~10R (赤)	YR (黄赤)	5Y~5.0Y (黄)	5.1Y~10Y (黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
低彩度	高明度								8.0~10		0~1.0		
	中明度								5.0~7.9		0~1.0		
	低明度	0~2.0		0~3.0		0~2.0			0~4.9		0~1.0		
	低明度	0~2.0		0~3.0		0~2.0			0~4.9		0~1.0		
中彩度	高明度								8.0~10		1.1~2.0		
	中明度								5.0~7.9		1.1~2.0		
	低明度	2.1~4.0		3.1~6.0		2.1~4.0			0~4.9		1.1~2.0		
高彩度	高明度	2.1~4.0		3.1~6.0		2.1~4.0			0~4.9		1.1~2.0		
	中明度	2.1~4.0		3.1~6.0		2.1~4.0			0~4.9		1.1~2.0		
	高明度	4.1~		6.1~		4.1~			0~10		2.1~		

4

景観類型別色彩指針——7つの景観類型に対応した「避けた方がよい色」「おすすめの色」

●7つの景観類型

建築物等を取り巻く景観はひとつひとつ異なりますが、色彩ガイドラインでは、富山県全体の景観を7つのパターンに類型化し、「避けた方がよい色」や「おすすめの色」を提案しています。

各類型には、厳密な地域区分はありません。建築物等の色彩を検討する前に、現地の景観を確認し、対象がどの類型に属するかを判断してください。

●色彩の選定にあたって

ここでは、各景観類型ごとに「避けた方がよい色」と「おすすめの色」を示しています。

このような具体的色彩を提案するにあたって、各景観類型を代表する地域の現況調査を実施し、できるだけ客観的に色彩を選定するよう努めました。

●避けた方がよい色

現況の景観の中であまり使用されていない奇異な色やその色彩が混入することによって地域の色彩景観が大きな影響を受ける色を色彩の範囲(トーン)で示しています。

各景観類型にふさわしい色彩景観をつくるため、避けた方がよい色を建築物等の基調色に用いないようにしましょう。

●おすすめの色

現況の景観の中に多くみられ、周辺の自然物や人工物との対比が少ない色彩を、色相やトーンの範囲と同時に、具体的なマンセル値や日本塗料工業会標準色見本帳の色彩記号で表しています。対象施設の外壁等の色彩について、明確な選定意図がない場合は、おすすめの色を参考にしてください。

●色彩指針の例外

次のような建築物等は、必要に応じて「避けた方がよい色」の中からも基調色を選択することができます。

①独自の景観づくりが進められている地域

地区計画や建築協定、その他任意の協定などによって独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合

②地域のランドマークで近隣の合意が得られる建築物等

地域の景観づくりのうえで重要な位置づけにあり、周辺の自然や町並みとは異なる色彩を使用することが必要な建築物や土木構造物
ただし、周辺の景観に十分に配慮し、周辺の住民や関係する行政機関などの合意を得ることが必要です。

③自然素材などの素材色を基調とした建築物等

施工直後には使用することを避けた方がよい色彩の範囲に含まれていても、経年変化によって穏やかなトーンに変色する木材や土壁などの自然素材、着色を施していない金属板やスレート、ガラスなどの素材色

山岳里山景観

立山連峰からより身近な里山まで、周囲を傾斜地の緑に囲まれた山間部の景観です。豊かな自然の緑を生かし、緑の中にとけ込むような景観づくりが求められる地域です。

現況の色彩

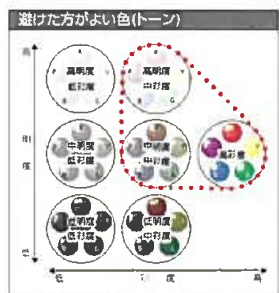
明るく落ち着いたオフホワイトやベージュの外壁に、赤茶色やこげ茶色の屋根や柱型などを組み合わせた、暖色系色相の濃淡による配色が基本となっています。一方、屋根等に派手なオレンジやグリーンなどを採用した建築物等が比較的多くみられ、植物の生きた緑よりも目立つ要素となっています。



避けた方がよい色

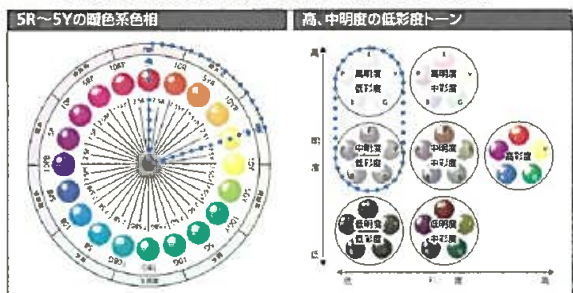
山岳里山景観地域では、地域の景観の基盤となっている、自然の緑の色彩を生かすため、以下に挙げる、派手な色や色味の強い色を外壁等の基調色とすることを避けてください。

- 高彩度色
- 高明度・中彩度色
- 中明度・中彩度色



おすすめの色

山岳里山景観地域では、以下の色彩をおすすめます。



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本帳より)

●高明度・低彩度色

5 0YR8 5/1.0 [15-85B]	5 0YR8 0/1.0 [15-80B]	7.5YR8 0/2.0 [17-80B]	10YR9 0/0.5 [19-90A]	10YR8 5/0.5 [19-85A]	10YR8 5/1.0 [19-85B]
10YR8 5/1.5 [19-85C]	10YR8 0/0.5 [19-80A]	10YR8 0/1.0 [19-80B]	10YR8 0/1.5 [19-80C]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	2.5Y8 5/1.0 [22-85B]
2.5Y8 5/1.5 [22-85C]	2.5Y8 5/2.0 [22-85D]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	2.5Y8 0/1.5 [22-80C]	2.5Y8 0/2.0 [22-80D]	5Y8 0/1.0 [25-80B]

●中明度・低彩度色

5 0YR7 5/1.0 [15-75B]	5 0YR7 0/1.0 [15-70B]	5 0YR7 0/2.0 [15-70C]	5 0YR6 0/2.0 [15-60B]	7.5YR7 0/2.0 [17-70C]	5YR6 0/2.0 [17-60C]
10YR7 5/1.0 [19-75B]	10YR7 5/1.5 [19-75C]	10YR7 5/2.0 [19-75D]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	10YR7 0/1.5 [19-70C]	10YR7 0/2.0 [19-70D]
10YR6 0/1.0 [19-60B]	10YR6 0/3.0 [19-60F]	2.5Y7 5/2.0 [22-75D]	2.5Y7 0/2.0 [22-70C]	2.5Y6 0/2.0 [22-60D]	5Y6 0/1.0 [25-60B]

海岸景観

富山湾を取り囲む広がりのある眺望を持つ海岸周辺の景観です。浜黒崎海岸のような砂浜や阿尾の浦のような岩浜など浜辺の様子は多様ですが、いずれも開放的な海との調和が求められる地域です。

現況の色彩

明るく穏やかな色調の外壁を採用したものが多く、海辺らしい開放感を感じさせます。また、屋根には黒や焦茶の釉薬瓦を用いたものが多く、明るい壁と暗い屋根の対比は力強さを感じさせる色彩要素となっています。宿泊施設等では、周囲と対比的な彩度の高い色彩を基調とした建築物等もみられます。

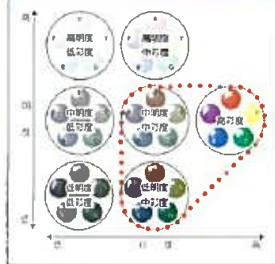


避けた方がよい色

海岸景観地域では、明るく開放的な海辺の自然景観を生かすため、以下に挙げる派手な色や色味の強い暗い色を外壁等の基調色とすることを避けてください。

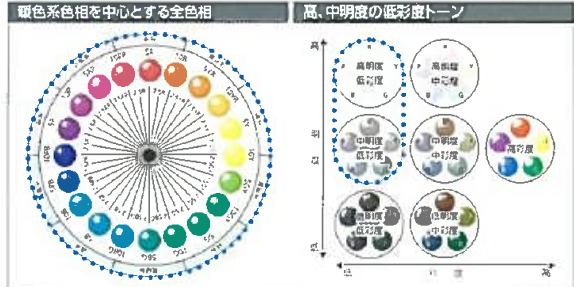
- 高彩度色
- 中明度・中彩度色
- 低明度・中彩度色

避けた方がよい色(トーン)



おすすめの色

海岸景観地域では、以下の色彩をおすすめします。



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本帳より)

●高明度・低彩度色					
5 0YR9 0/0.5 [15-90A]	10YR8 5/0.5 [19-85A]	10YR8 0/1.5 [19-80C]	5 0Y9 0/0.5 [25-90A]	5 0G8 0/0.5 [45-80A]	N9.5 [H-95]
10YR9 4/1.5 [19-90A]	10YR8 5/1.0 [19-85B]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	5 0Y9 0/1.0 [25-90B]	5 0B8 0/0.5 [75-80A]	N9.0 [H-90]
10YR9 0/1.0 [19-90B]	10YR8 5/1.5 [19-85C]	2.5Y8 5/1.0 [22-85B]	5 0Y8 5/1.0 [25-85B]	5 0B8 0/0.5 [75-80A]	N8.5 [H-85]
10YR9 0/1.5 [19-90C]	10YR8 0/1.0 [19-80B]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	5 0Y8 0/1.0 [25-80B]	5 0B8 0/0.5 [75-80A]	N8.0 [H-80]
●中明度・低彩度色					
5 0R7.0/0.5 [05-70A]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5 0Y7.5/1.5 [22-75C]	5 0B7 0/1.0 [65-70B]	N7.5 [N-75]
10YR7 5/1.0 [19-75B]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5 0Y7.5/1.0 [25-75B]	5 0Y7.0/0.5 [22-70A]	5 0B7 0/1.0 [75-70B]	N7.0 [N-70]

田園景観

砺波平野や黒部川扇状地などの水田や畑などが広がる田園地域の景観です。集落などの周囲を取り囲む作物の緑やどこまでも続く開放的な空などの調和が求められる地域です。

現況の色彩

住宅等の色彩は木材や漆喰、和瓦など、素材色を生かしたものが主体となっています。大規模な建築物のなかには、田畑の緑よりも目立つ派手な色彩を採用したのも見られ、開放的な田園景観の中で遠距離からも目を惹く要素となっています。

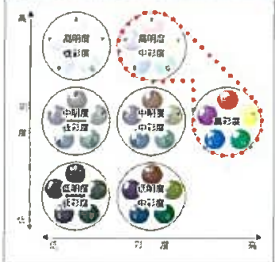


避けた方がよい色

田園景観地域では、古くから継承されてきた営農の景観を生かすために、以下に挙げる派手な色彩や明るく色味の強い色彩を外壁等の基調色として使用することを避けてください。

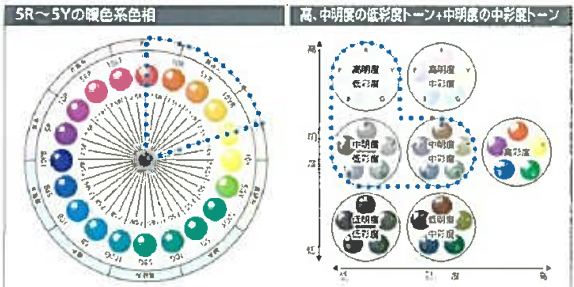
- 高彩度色
- 高明度・中彩度色

避けた方がよい色(トーン)



おすすめの色

田園景観地域では、以下の色彩をおすすめします。



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本帳より)

●高明度・低彩度色					
7.5YR8 0/2.0 [17-80D]	10YR8 5/1.5 [19-85C]	10YR8 0/3.0 [19-80F]	2.5Y8 5/1.0 [22-85B]	2.5Y8 0/2.0 [22-80D]	5 0Y8 5/1.0 [25-85B]
10YR9 0/0.5 [19-90A]	10YR8 0/1.0 [19-80B]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	5 0Y9 0/0.5 [25-95A]	5 0Y8 5/1.5 [25-85C]
●中明度・低彩度色					
5 0YR7 0/1.0 [15-70B]	2.5YR7 0/2.0 [17-70D]	10YR7 5/2.0 [19-75D]	10YR7 0/3.0 [19-70F]	2.5Y7 5/2.0 [22-75D]	2.5Y6 0/2.0 [22-60D]
5 0YR7 0/2.0 [15-70D]	2.5YR6 0/2.0 [17-60D]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	10YR6 0/3.0 [19-60F]	2.5Y7 0/2.0 [22-70D]	5 0Y7 5/1.5 [22-75C]
5 0YR6 0/2.0 [15-60D]	10YR7 5/1.0 [19-75B]	10YR7 0/2.0 [19-70D]	2.5Y7 5/1.0 [22-75B]	2.5Y6 0/1.5 [22-60C]	5 0Y7 0/1.5 [22-70C]
●中明度・中彩度色					
2.5YR7 0/4.0 [17-70H]	2.5YR6 0/4.0 [17-60H]	10YR6 0/4.0 [19-60H]	2.5Y7 0/4.0 [22-70H]	2.5Y6 0/3.0 [22-60H]	2.5Y5 0/4.0 [22-50H]

商業・業務景観

市街地中心部や幹線道路沿道など多様な商業施設や業務施設が集積した都市的な景観です。多くの人が集まり交流する町の顔ともいえる地域です。地域の特性上、適度な賑わいも求められます。

現況の色彩

中心市街地に立地する業務施設は、全般的に低・中彩度の穏やかな色彩を基調としたものが多く、品格のある町並みが形成されています。商業施設については、建築物等自体は穏やかな色彩を採用しているものの、派手な広告物等が多数設置され、町並みの品格を阻害しているような建築物等がみられます。

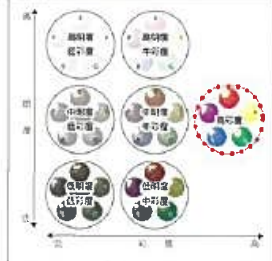


避けた方がよい色

商業・業務景観地域では、品格の中にも適度な変化を持つ都市景観を形成するため、けばけばしい印象の派手な色彩を外壁等の基調色とすることを避けてください。

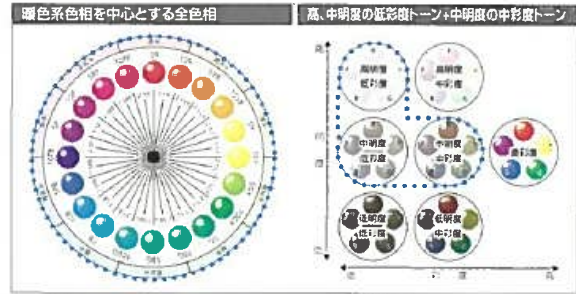
●高彩度色

避けた方がよい色(トーン)



おすすめの色

商業・業務景観地域では、以下の色彩をおすすめします。



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本帳より)

●高彩度・低彩度色				
10R8 0/2.0 [09-80D]	7.5YR8 0/2.0 [17-80D]	10YR8 5/1.0 [19-85F]	2.5YR 5/3.0 [22-30F]	5.0B 6/0.5 [55-80A]
5.0YR8 5/1.0 [15-85B]	7.5YR7 0/2.0 [17-70D]	10YR8 0/3.0 [19-80F]	2.5Y8 0/1.5 [22-80C]	5.0PB8 0/0.5 [75-80A]
5.0YR8 0/3.0 [15-60F]	10YR8 5/1.5 [19-85C]	2.5Y8 5/2.0 [22-85D]	2.5Y8 0/2.0 [22-80D]	5.0PB8 0/1.0 [75-80B]
●中彩度・低彩度色				
5.0YR7 0/2.0 [15-70D]	7.5YR7 0/2.0 [17-70D]	10YR7 0/3.0 [19-70F]	2.5Y7 5/2.0 [22-75D]	5.0PB7 0/1.0 [75-70B]
5.0YR6 0/3.0 [15-60F]	10YR7 0/2.0 [19-70D]	10YR6 0/3.0 [19-60F]	2.5Y6 0/2.0 [22-60D]	5.0PB7 0/1.0 [75-70B]
●中彩度・中彩度色				
5.0YR7 0/4.0 [15-70H]	7.5YR6 0/4.0 [17-70H]	7.5YR6 0/4.0 [17-60H]	10YR7 5/6.0 [19-75L]	10YR6 0/4.0 [19-60H]
			2.5Y7 0/4.0 [22-70H]	

住宅地景観

戸建て住宅を主体に住居施設が集積した住宅地の景観です。隣接する建築物等との連続性を考慮し、落ち着いた安らぎのある景観づくりが求められる地域です。

現況の色彩

ベージュやアイボリーなど明るく穏やかな色調の外壁と、黒や灰色、焦茶など、暗く落ち着いた屋根の配色が基本となっており、住宅地にふさわしい暖かさや安らぎを感じさせる要素となっています。一方、一部に穏やかな色彩の連続性を遮断するような、派手な黄色や緑などを基調とした住宅等もみられます。

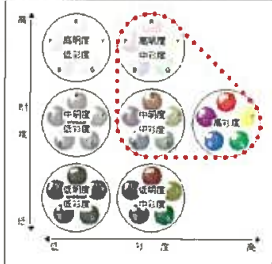


避けた方がよい色

住宅地景観地域では、落ち着いた安らぎのある町並みを形成するため、以下に挙げる派手な色や色味の強い色を外壁等の基調色とすることは避けてください。

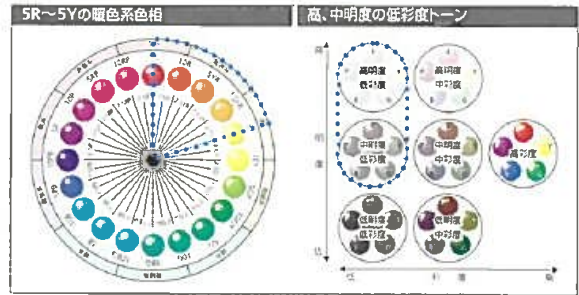
- 高彩度色
- 高彩度・中彩度色
- 中彩度・中彩度色

避けた方がよい色(トーン)



おすすめの色

住宅地景観地域では、以下の色彩をおすすめします。



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本帳より)

●高彩度・低彩度色				
10R8 0/2.0 [09-80D]	7.5YR8 0/2.0 [17-80D]	10YR8 5/1.5 [19-85C]	10YR8 0/3.0 [19-80F]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]
5.0YR8 5/1.0 [15-85B]	10YR9 0/0.5 [19-90A]	10YR8 0/1.0 [19-80B]	2.5Y8 5/1.0 [22-85B]	2.5Y8 0/1.5 [22-80C]
5.0YR8 0/1.0 [15-80B]	10YR8 0/1.5 [19-90C]	10YR8 0/1.5 [19-80C]	2.5Y8 5/2.0 [22-85D]	2.5Y8 0/2.0 [22-80D]
●中彩度・低彩度色				
10R7 0/2.0 [09-70D]	5.0YR6 0/2.0 [15-60D]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	10YR6 0/3.0 [19-60F]	2.5Y7 0/2.0 [22-70D]
2.5YR7 0/2.0 [12-70D]	7.5YR7 0/2.0 [17-70D]	10YR7 0/2.0 [19-70D]	2.5Y7 5/1.0 [22-75B]	2.5Y6 0/2.0 [22-60D]
5.0YR7 0/2.0 [15-70D]	10YR7 5/1.0 [19-75B]	10YR7 0/3.0 [19-70F]	2.5Y7 5/2.0 [22-75D]	5.0Y7 5/1.0 [25-75B]
				117.0 [N-70]

産業施設景観

工場や倉庫などが集積し、製造や物流の拠点となっている地域の景観です。大きなスケールの人工物が多数立地することから、明るく親しみやすい景観が求められる地域です。

現況の色彩

産業施設の建築物等は、どちらかというと経済性を重視した単調な外観のものが多くなっていますが、全体としては、明るく穏やかな色調が基本となっており、清潔感のある外観が形成されています。

一部の施設では、建築物等のメンテナンスに問題があり、汚損した施設が外部から目立っている例もみられます。

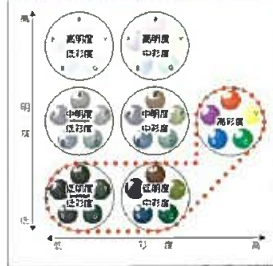


避けた方がよい色

産業施設景観地域では、威圧感や閉鎖感を軽減し、明るく親しみやすい景観とするために、以下に挙げる、鮮やかな色彩や暗い色彩を外壁等の基調色とすることを避けてください。

- 高彩度色
- 低明度・中彩度色
- 低明度・低彩度色

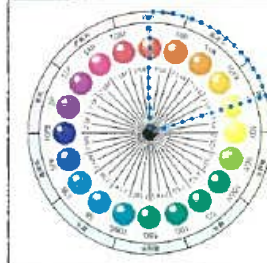
避けた方がよい色(トーン)



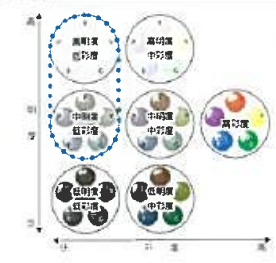
おすすめの色

産業施設景観地域では、以下の色彩をおすすめします。

暖色系色相を中心とする全色相



高、中明度の低彩度トーン



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本様より)

● 高明度・低彩度色				
10YR9 0/0.5 [19-90A]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	5.0Y9 0/0.5 [25-95A]	5.0Y8 0/1.0 [25-80B]	19.0 [N-90]
10YR8.5/1.5 [19-85C]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y9 0/1.0 [25-90B]	5.0Y9 0/0.5 [45-90A]	18.5 [N-85]
10YR8 0/1.0 [19-80B]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.5/1.0 [25-85B]	5.0Y8 0/0.5 [65-90A]	18.0 [N-80]
● 中明度・低彩度色				
7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	5.0Y7.5/1.5 [22-75C]	5.0P87.0/1.0 [75-70B]
10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7 0/1.5 [19-70C]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5.0Y7.0/0.5 [22-70A]	17.5 [N-75]
10YR7.5/1.5 [19-75C]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	5.0Y7.0/1.5 [22-70C]	17.0 [N-70]

歴史的町並み景観

宿場町や門前町など、伝統的様式の建築物などが多数残っている歴史的町並みの景観です。木材や和瓦など、伝統的な建築材料の穏やかな色彩を生かした景観づくりが求められる地域です。

現況の色彩

歴史的町並みの建築物等の色彩は、漆喰の白や木材の灰褐色、瓦屋根の黒を基本とした、明暗の対比がはっきりとしたモノトーンの配色が深とした佇まいを見せています。

また、住民等の協力により、新しい施設でも周囲にあわせて和風の外観を採用するなど、歴史的資産を継承する取り組みが進んでいます。

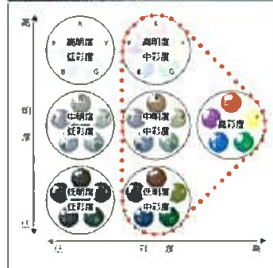


避けた方がよい色

歴史的町並み景観地域では、風格のある町並みを継承していくために、以下に挙げる色味の強い色を外壁等の基調色とすることは避けてください。

- 高彩度色
- 高明度・中彩度色
- 中明度・中彩度色
- 低明度・中彩度色

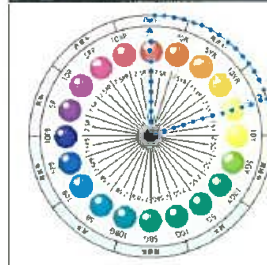
避けた方がよい色(トーン)



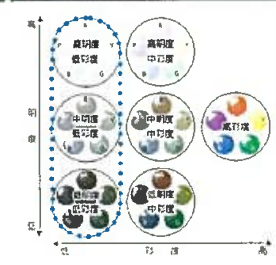
おすすめの色

歴史的町並み景観地域では、以下の色彩をおすすめします。

5R～5Yの暖色系色相



高、中、低明度の低彩度トーン



おすすめの色(日本塗料工業会標準色見本様より)

● 高明度・低彩度色				
10YR9 0/0.5 [19-90A]	10YR8 0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y9 0/0.5 [25-95A]	5.0Y8.5/1.0 [25-85B]
10YR8.5/0.5 [19-85A]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	5.0Y9 0/1.0 [25-90B]	5.0Y8 0/1.0 [25-80B]
10YR8 0/0.5 [19-80A]	2.5Y9 0/1.0 [22-90B]	2.5Y8 0/1.0 [22-80B]	5.0Y9 0/1.0 [25-90B]	5.0Y8 0/1.0 [25-80B]
● 中明度・低彩度色				
5.0Y7.5/2.0 [15-60D]	5.0Y7.5/1.5 [15-55D]	10YR7 1/2.0 [19-70D]	10YR6 0/3.0 [19-60F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
5.0Y7.5/1.5 [15-60E]	5.0Y7.5/1.0 [15-55E]	10YR7 1/1.0 [19-70C]	10YR6 0/2.0 [19-60E]	2.5Y7.0/1.5 [22-70C]
5.0Y7.5/1.0 [15-60F]	10YR7 5/1.0 [19-75B]	10YR7 0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	2.5Y7.0/1.5 [22-70C]
2.5YR7 0/2.0 [17-70D]	10YR7 0/1.0 [19-70B]	10YR6 0/1.0 [19-60B]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	2.5Y7.0/1.5 [22-70C]
● 低明度・低彩度色				
5YR4 0/2.0 [15-40D]	5YR3 0/1.0 [15-30B]	5YR3 0/1.0 [15-30F]	10YR4 0/2.0 [19-40D]	2.5Y4 0/2.0 [22-40D]
5YR4 0/2.0 [15-40D]	5YR3 0/1.0 [15-30B]	5YR3 0/1.0 [15-30F]	10YR4 0/2.0 [19-40D]	2.5Y4 0/2.0 [22-40D]

5

景観色彩の配慮事項——景観色彩を整える10のポイント

●個々の色彩を考える前に

今ある景観を整え、より美しい景観へと充実させていくためには、個々の色彩の善し悪しを考える前に、より広い視点で計画対象を取り巻く環境を把握することが大切です。

●10項目の配慮事項

ここでは、建築物や土木構造物などの色彩を考える際に、景観づくりの視点から気をつけたい配慮事項として、10のポイントを整理しています。

計画対象によって項目ごとの重み付けは異なりますが、各項目の趣旨を理解し、その考え方を具体的な色彩計画に反映していくことにより、バランスのとれた美しい景観を整えていくことができます。

●あなたの色彩を評価してみましょう

10のポイントをチェックリストにしました。あなたが計画している建築物等は、景観色彩を整えるポイントをどのくらい満たしていますか？



チェック欄	配慮事項	考え方
	景観色彩の秩序	秩序ある景観をつくるために、景観の中で公共性の高い交通標識や季節感のある花などを目立たせ、建築物や土木工作物など、永い時間同じ場所にあるようなものの色彩は控えめにする。
	地域性・地区性	立地する場所の特性を考慮し、商業地では賑わいを持たせ、住宅地や田園、山間などでは落ち着きが得られるようにするなど、それぞれの雰囲気になさわしい色彩の使い方を考える。
	町並みの連続性	計画対象の周囲にある現況の色彩を把握し、それらと連続性や共通性を持たせ、町並みとして共通の雰囲気が醸成されるように工夫する。
	建築物等の慣例色と騒色	建築物等によく用いられる暖色系の中・低彩度色を尊重し、周囲の人が不快に感じるような奇異な色彩や配色を避けるようにする。
	建築物等の色彩調和	周囲の建築物等と色相やトーンをそろえ、調和感のある町並みをつくる。 また、建築物の各部位の色彩を同色相でそろえるなど、バランスのとれた外観となるよう工夫する。
	建築物等の規模や形態との調和	色彩の面積効果を理解し、大面積で用いられる建築物等の色彩は慎重に検討する。色の塗り分けは建築物等の形態を考慮し、凹凸等形態の特徴を生かすように行う。
	景観と色彩の心理的効果	明暗、寒暖など色彩の心理的効果を理解し、建築物等のイメージづくりに生かす。一方、色彩の心理的効果を偏重し、自然景観の中の派手な緑など、安易に派手な色彩を用いないように注意する。
	色彩の経年変化とメンテナンス	色彩の経年変化を考慮し、大きな面積には褪色や汚れに強い低彩度色を用いる。また、美観を保つために定期的なメンテナンスを心がける。
	安全性とバリアフリー	景観の中で重要な情報を担っている交通標識や公共サインなどの色彩を妨げないようにして、多くの人が安全に過ごせる景観を整える。
	屋外広告物と景観の調和	屋外広告物も色彩景観の一端を担っていることを理解し、単に目立つだけの広告物から、周囲の町並みと調和し、建築物等のイメージをより良くするような広告物へと発展させる。

種類	常緑/落葉 針葉/広葉 多年/一年	形態的特性				環境圧に対する耐性						市場性	備考	
		自然状態における樹高の目安	20m 以上	10~ 20m	2m 以下	花	実	紅葉	耐寒	耐雪	耐湿			耐陰
モッコク	常・広		○							○	○		○	
モミ	常・針	○							○				○	
モミジバフウ	落・広	○						赤	○	○			○	(7月以降)
ヤ ヤシヤブシ	落・広		○						○			○	○	
ヤチダモ	落・広	○							○	○			○	
ヤブニッケイ	常・広		○								○		○	
ヤマグワ(クワ)	落・広		○					黒						
ヤマザクラ	落・広		○					赤	○	○			○	
ヤマナラシ	落・広		○						○	○			○	
ヤマハシノキ	落・広		○						○	○			○	
ヤマモミジ	落・広		○					赤	○	○			○	
ヤマモモ	常・広		○								○			
ユ ユリノキ	落・広	○					緑黄		黄	○	○			○ 花:6~7月頃
ラ ラクウショウ	落・針	○							黄	○	○			○
【中低木類】														
ア アオキ	常・広			○				赤				○		○
アカミノイヌツゲ	常・広			○				赤				○		
アキグミ	落・広			○				赤				○		
アジサイ	落・広			○		青紫			○	○			○	花:5~6月頃
アブラチャン	落・広			○		黄		黄	○	○				花:3~4月頃
アベリア	半落・広			○		白			○	○	○			○ 花:7~10月頃
イ イヌコリヤナギ	落・広			○					○	○				
イヌツゲ	常・広			○					○			○		○
イボタノキ	半落・広			○		白			○	○	○		○	○ 花:5月頃
ウ ユンクワ	落・広			○		黄			○	○				○ 花:7~8月頃
ウツギ	落・広			○		白			○	○				○ 花:5月頃
ウバメガシ	常・広			○							○		○	○
ウメドキ	落・広			○				赤						○
ウラジロナナカマド	落・広			○				赤	赤	○	○			
ウラジロヨウラク	落・広			○		淡紅			○					○ 花:6~7月頃
エ エゾアジサイ	落・広			○		青			○	○		○		○ 花:6~7月頃
エゾノキヌヤナギ	落・広			○					○	○				
エゾヤナギ	落・広			○					○	○				
エゾコズルハ	常・広			○								○		○
エニシダ	常・広			○		黄			○	○			○	○ 花:5~6月頃
オ オオカメノキ(ムシカ)	落・広			○		白		赤	○	○	○			○ 花:4~5月頃
オオデマリ	落・広			○		白			○	○				○ 花:5月頃
オオバイボタ	落・広			○		白			○	○	○		○	○ 花:5月頃
オオハシロモジ	落・広			○					○	○				
オオバスノキ	落・広			○				赤	○	○				
オクチョウジザクラ	落・広			○		白		赤		○				○ 花:4月頃
オノエヤナギ	落・広			○					○	○				
カ カイドウ	落・広			○		桃							○	○ 花:4月頃
ガクアジサイ	落・広			○		青			○			○		○ 花:6~7月頃
カクレミノ	常・広			○							○	○		○
カナメモチ	常・広			○				(赤)				○		○
ガマズミ	落・広			○		白	赤	赤	○	○				○ 花:6月頃
カラスザンショウ	落・広			○										
カフヤナギ	落・広			○					○	○				
カンツバキ	常・広			○		赤			○		○	○		○ 花:12~2月頃
キ キツネヤナギ	落・広			○					○	○				
キヌヤナギ	落・広			○					○	○				
キャラボク	常・針			○					○	○	○	○		○
キョウチクトウ	常・広			○		紅					○			○ 花:6~9月頃

種類	常緑/落葉 針葉/広葉 多年/一年	形態的特性				環境圧に対する耐性						市場性	備考		
		自然状態における樹高の目安				花	実	紅葉	耐寒	耐雪	耐潮			耐塩	耐乾
		20m 以上	20~ 10m	10~ 2m	2m 以下										
ギョリュウ	落・広			○		淡紅					○		○	○	花:4~5月頃
キンシバイ	半落・広				○	黄					○			○	花:6~7月頃
キンモクセイ	常・広			○		橙								○	花:10月頃
ク クコ	落・広				○	紫	赤				○	○		○	花:7~8月頃
ク サギ	落・広			○							○	○			
ク チナシ	常・広				○	白							○		花:7月頃
ク ルメツツジ	常・広				○	紅紫								○	花:5~6月頃
ク ロガネモテ	常・広			○									○		
ク ロバナエンジュ	落・広			○				黄	○	○	○		○	○	(仔好)
コ コケモモ	常・広				○	淡紅	赤		○	○					花:6月頃
コ デマリ	落・広				○	白			○	○				○	花:5~6月頃
コ ネアスター	常・広				○		赤		○	○				○	
コ ハウチフカエデ	落・広			○				赤	○	○					
コ マツナギ	落・広				○	紅紫				○				○	花:8~9月頃
コ マユミ	落・広			○			赤	赤	○	○				○	
コ ミネカエデ	落・広			○				赤	○	○					
サ サカキ	常・広			○									○		
サ ザンカ	常・広			○		赤、白					○	○		○	花:11~12月頃
サ ツキツツジ	常・広				○	赤			○		○			○	花:6月頃
サ ラサドウダン	落・広			○		淡紅		赤							花:5~6月頃
サ ルスベリ	落・広			○		紅		赤		○				○	花:7~9月頃
サ ワフタギ	落・広			○			藍		○	○					
サ ンゴジュ	常・広			○			赤				○	○		○	
サ ンシュウ	落・広			○		黄			○	○				○	花:4月頃
シ シキミ	常・広			○		淡黄							○	○	花:4月頃
シ ダンヤナギ	落・広			○					○		○			○	
シ モツケ	落・広				○	淡紅			○	○				○	花:6~7月頃
シ ヤリンバイ	常・広			○		白			○		○	○		○	花:5~5月頃
シ ンチョウゲ	常・広			○		紫、白							○	○	花:4月頃
ス ズミ	落・広			○		白	赤		○	○				○	花:5~6月頃
セ セイヨウワナンテン	常・広				○									○	庭入りが美しい
ソ ソメイヨシノ	落・広			○		淡紅			○	○	○			○	花:4月頃
ソ ソゴ	常・広			○			赤							○	
タ タカネナナカマド	落・広			○		赤		赤	○	○					花:7月頃
タ ニウツギ	落・広			○		淡紅			○	○	○		○	○	花:5~6月頃
タ ムシバ	落・針			○		白				○				○	花:3~4月頃
ツ ツゲ	常・広			○									○		
ツ ツバキ	落・広			○			赤	赤	○	○				○	
テ テリノイバラ	落・広			○		白	赤		○	○	○		○		花:6月頃
ト トウダンツツジ	落・広			○		白		赤	○					○	花:4~5月頃
ト ベラ	常・広			○							○	○		○	
ナ ナツグミ	落・広			○			赤		○	○			○	○	
ナ ツバセ	落・広				○		紫	赤	○	○				○	
ナ ワシロイチゴ	落・広			○		白	赤		○	○	○				花:5~6月頃
ナ ワシログミ	常・広			○			赤							○	
ナ ナンテン	常・広			○			赤	赤						○	
ニ ニシキギ	落・広			○			赤	赤						○	
ネ ネコヤナギ	落・広			○					○	○				○	
ネ ネズミモチ	常・広			○							○		○	○	
ネ ネムノキ	落・広			○		淡紅			○	○	○		○	○	花:7月頃
ノ ノイバラ	落・広			○		白			○	○	○		○		花:6~7月頃
ノ ノウツギ	落・広			○		白			○	○	○				花:7~8月頃
ハ ハイイヌガヤ	常・針			○					○	○					

種類	常緑/落葉 針葉/広葉 多年/一年	形態的特性				環境圧に対する耐性						市場性	備考		
		自然状態における樹高の目安 20m以上	20~10m	10~2m	2m以下	花	実	紅葉	耐寒	耐雪	耐湿			耐陰	耐乾
ハイイヌツゲ	常・広				○				○	○					
バイカウツギ	落・広			○		白		黄	○	○				○	花:6~7月頃
ハイネズ	常・針				○				○	○	○		○	○	赤星病の中間寄生
ハイジャクシン	常・針				○				○	○	○			○	赤星病の中間寄生
ハイマツ	常・針				○				○	○					
ハクサンシャクナゲ	常・広			○		白, 桃			○			○			花:5~6月頃
ハクチョウゲ	常・広				○	白					○	○		○	花:6月頃
ハクモクソウ	落・広				○	白			○	○				○	花:4月頃
ハコネウツギ	落・広				○	淡紅			○	○	○			○	花:5~6月頃
ハッコヤナギ	落・広				○				○	○	○				
ハナヒリノキ	落・広				○				○	○					
ハナミズキ	落・広			○		白, 赤	赤	赤						○	花:4~5月頃
ハマゴウ	落・広				○	紫			○		○		○	○	花:7~8月頃
ハマナス	落・広				○	淡紅			○		○		○	○	花:5~6月頃
ハマヒサカキ	常・広				○						○	○	○	○	
ヒ															
ヒイラギモクセイ	常・広			○							○	○		○	
ヒサカキ	常・広			○							○	○		○	
ヒメアオキ	落・広				○		赤			○				○	
ヒメモチ	常・広				○		赤			○				○	
ヒメヤシャブシ	落・広				○				○	○			○	○	
ヒメリンゴ	落・広				○	白	赤		○					○	花:5月頃
ヒョウタンボク	落・広				○		赤		○		○		○		実は有毒
ピラカンサ	常・広			○			赤		○		○			○	
ヒラトツツジ	常・広				○	淡紅								○	花:5月頃
フ															
フッキソウ	常・広				○	白				○		○		○	花:6月頃
フヨウ	落・広			○		白, 桃			○	○				○	花:7~10月頃
ホ															
ホケ	落・広				○	赤			○					○	花:4~5月頃
ホックスウッド	常・広				○				○					○	
ホツツジ	落・広			○		白				○					
マ															
マサキ	常・広			○					○		○	○		○	
マユミ	落・広			○			赤	赤	○					○	
マルバシモツゲ	落・広				○	桃			○	○				○	花:6~7月頃
マルバシャリンバイ	常・広			○		白					○	○	○	○	花:5~6月頃
マルバマンサク	落・広			○		黄		黄	○	○				○	花:3~4月頃
マンサク	落・広			○		黄			○	○				○	花:3~4月頃
ミ															
ミツバツツジ	落・広				○	紅葉				○				○	花:4~5月頃
ミネカエデ	落・広			○				赤	○	○					
ミネザクラ	落・広			○		白		赤	○	○					花:5~6月頃
ミネヤナギ	落・広				○				○	○					
ミヤギノハギ	落・広				○	紫			○	○			○	○	花:9月頃
ミヤマガマズミ	落・広			○		白	赤	赤	○	○					花:6~7月頃
ミヤマシキミ	常・広				○		赤			○		○			
ミヤマハンノキ	落・広			○					○	○					
ム															
ムクゲ	落・広			○		紫, 白			○		○			○	花:7~9月頃
ムラサキシキブ	落・広			○			紫		○	○	○			○	
モ															
モクレン(シモクレン)	落・広			○		紫		黄	○	○				○	花:4月頃
モンクナハイマツ	常・針				○				○	○				○	
ヤ															
ヤエザクス(サトザクラ)	落・広			○		淡紅				○	○			○	花:4~5月頃
ヤンテ	常・広			○							○	○		○	
ヤハズハンノキ	落・広			○					○	○			○		
ヤブツバキ	常・広			○		赤					○	○		○	花:3~5月頃
ヤマツツジ	半落・広			○		赤				○				○	花:4~5月頃
ヤマハギ	落・広			○		濃紫			○	○			○	○	花:9月頃
ヤマブキ	落・広			○		黄				○				○	花:4~5月頃

種類	常緑/落葉 針葉/広葉 多年/一年	形態的特性 自然状態における樹高の目安				花	実	紅葉	環境圧に対する耐性					市場性	備考
		20m 以上	20~ 10m	10~ 2m	2m 以下				耐寒	耐雪	耐潮	耐陰	耐乾		
ヤマボウシ	落・広			○		白			○	○				○	花:6~7月頃
ユキツバキ	常・広				○	赤				○			○	○	花:3~5月頃
ユキヤナギ	落・広				○	白			○	○				○	花:4~5月頃
ユズリハ	常・広			○										○	
ライラック	落・広			○		淡紫			○	○				○	花:4~5月頃
リョウブ	落・広			○		白		黄	○	○				○	花:6~7月頃
レンギョウ	落・広			○		黄			○	○	○			○	花:4月頃
レンゲツツジ	落・広				○	橙			○					○	花:6月頃
【竹・笹類】															
オオカメザサ	常				○									○	
クマザサ	常				○									○	
コグマザサ	常				○									○	
チシマザサ	常				○										
チマキザサ	常				○										
ネザサ	常			○											
メダケ	常			○											
ヤタケ	常			○											
【草本類】															
アイリス	多年				○	紫、白			○	○				○	花:5月頃
アジュガ	多年				○	紫			○	○			○	○	花:5~6月頃
アヤメ	多年				○	紫、白			○	○				○	花:5~6月頃
イタドリ	多年			○					○	○	○			○	種子
ウンラン	多年				○	白					○			○	花:7月頃
オオイタドリ	多年			○					○	○	○			○	
オギ	多年				○				○	○					
オトコヨモギ	多年				○				○	○					
カキツバタ	多年				○				○	○				○	
ガマ	多年				○				○	○				○	
カワラサイコ	多年				○	黄			○	○					花:7月頃
カワラナデシコ	多年				○	桃			○	○				○	花:5~6月頃
カワラハハコ	多年				○	白			○	○					花:7月頃
カワラヨモギ	多年				○				○	○	○			○	
カンガレイ	多年				○				○	○					
カンスゲ	多年				○				○	○					
カンゾウ	多年				○	黄、橙			○	○				○	花:6~7月頃
キショウブ	多年				○	黄			○	○				○	花:5月頃
ギボウシ	多年				○	淡紫			○	○				○	花:6~8月頃
ギョウギンハ	多年				○				○	○	○			○	
キリンソウ	多年				○	黄			○	○	○			○	花:6~7月頃
ケカモノハシ	多年				○				○		○			○	
コウボウシバ	多年				○				○		○			○	
コウボウムギ	多年				○				○		○			○	
コスモス	一年				○	桃、白			○	○				○	花:9~11月頃
サンカクイ	多年				○				○	○					
シバザクラ	多年				○	桃、白			○	○				○	花:4~5月頃
シャガ	多年				○	淡紫			○	○			○	○	花:5~6月頃
シャスターデージー	多年				○	白			○	○				○	花:4~5月頃
スカシユリ	多年				○	橙			○	○	○			○	花:6~7月頃
ススキ	多年				○				○	○	○			○	種子
センダイハギ	多年				○	黄			○	○	○			○	花:5月頃
センチピードグラス	多年				○				○	○			○	○	
タチギボウシ	多年				○	淡紫			○	○				○	花:6~8月頃
タマリユウ	多年				○				○	○	○			○	
チガヤ	多年				○				○	○	○			○	

種類	形態的特性				環境圧に対する耐性					市場性	備考			
	常緑/落葉 針葉/広葉 多年/一年	自然状態における樹高の目安 20m以上	20~10m	10~2m	2m以下	花	実	紅葉	耐寒			耐雪	耐潮	耐陰
ツ	ツククサ	一年				○	青紫		○	○				
	ツブキ	多年				○	黄				○	○		○ 花:10~12月頃
ノ	バンバ	多年				○			○	○	○			
	ノハナショウブ	多年				○	紫		○	○				花:6月頃
ナ	ナデシコ	多年				○	淡紅		○	○				○ 花:5~6月頃
ハ	バースフットレフオイル	多年				○	黄		○	○			○	○ 花:4~6月頃
	バーベナ	一年多年				○	赤紫		○	○				○ 花:6~10月頃
	ハマエンドウ	多年				○	紫				○		○	花:5~6月頃
	ハマギク	多年				○	白		○		○		○	花:10月頃
	ハマニガナ	多年				○	黄		○		○		○	花:6~8月頃
	ハマニンニク	多年				○			○		○		○	
	ハマヒルガオ	多年				○	桃		○		○		○	花:6~8月頃
	ハマボウフウ	多年				○	白		○		○		○	花:6~8月頃
	ハルシャギク	一年				○	橙		○	○				○ 花:7~8月頃
ヒ	ヒメガマ	多年				○			○	○				
	ピンカマジョール	多年				○	青		○	○		○	○	○ 花:5~6月頃
	ピンカミノール	多年				○	青		○	○		○	○	○ 花:5~6月頃
フ	フランスギク	多年				○	白		○	○				○ 花:4~5月頃
ヘ	ヘメロカリス	多年				○	黄、橙		○	○	○			○ 花:6~8月頃
ホ	ポテンチラ	多年				○	黄		○	○			○	○ 花:5~7月頃
	ホワイイトクローバー	多年				○	白		○	○			○	○ 花:6~7月頃
マ	マコモ	多年				○			○	○				
	マツバギク	多年				○	紅紫						○	○ 花:5~9月頃
ミ	ミスオトギリ	多年				○	紅紫		○	○				花:8~9月頃
	ミノハギ	多年				○	紅紫		○	○				○ 花:7~9月頃
ム	ムラサキカタバミ	多年				○	紅紫		○	○			○	○ 花:5~10月頃
メ	メトハギ	多年				○	白		○	○			○	○ 種子、花:7~8月頃
ヤ	ヤブコウジ	多年				○		赤		○		○		
	ヤブラン	多年				○	紫		○	○		○		○ 花:8~9月頃
ヨ	ヨシ	多年				○			○	○	○			
	ヨモギ	多年				○			○	○			○	○ 種子
リ	リュウノヒゲ	多年				○		青紫	○	○		○	○	
ル	ルドベキア	一年多年				○	黄		○	○				○ 花:7~9月頃
【つる類】														
ア	アケビ	落						茶	黄	○	○			○
イ	イタビカズラ	常										○		○
	イワガラミ	落					白			○	○			花:6~7月頃
キ	キツタ	常								○	○		○	
ス	スイカズラ	半落					白			○	○	○		○ 花:5~6月頃
ツ	ツルアジサイ	落					白			○	○	○		花:6~7月頃
	ツルウメモドキ	落						赤		○	○	○		
	ツルマサキ	常						赤		○	○	○	○	
	ツルヨシ	落								○	○			
テ	テイカカズラ	常					白				○	○		○ 花:5~6月頃
ナ	ナツツタ	落							赤	○	○	○		○
ノ	ノウゼンカズラ	落					橙			○				○ 花:7~9月頃
フ	フジ	落					紫			○	○			○ 花:4~5月頃
ヘ	ヘデラ類	常								○	○	○	○	

※ 北陸地域に多く自生している種類及びこれまで緑化材料として実績のある種類を中心に選定
 [出展：北陸地域の緑化研究委員会編「北陸の緑化技術指針」]

条例・規則・方針・基準

富山県景観条例及び規則	96
富山県景観づくりの基本方針	108
富山県大規模行為の景観づくり基準	111
大規模行為届出様式	113
大規模行為等の景観づくり基準チェックシート	117

富山県景観条例及び規則

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 景観づくりの基本方針等（第8条～第11条）</p> <p>第3章 景観づくりの推進に関する施策</p> <p>第1節 県民等の活動による景観づくり（第12条～第14条）</p> <p>第2節 水と緑とふるさとの景観づくり（第15条～第19条）</p> <p>第3節 公共事業及び大規模行為の景観づくり（第20条～第28条）</p> <p>第4節 重点地域の指定等による景観づくり（第29条～第40条）</p> <p>第4章 富山県景観審議会（第41条・第42条）</p> <p>第5章 財政措置等（第43条～第46条）</p> <p>第6章 罰則（第47条・第48条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、景観づくりについて、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりの基本となる事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、もって水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 景観づくり 優れた景観を保全し、又は創造することをいう。</p> <p>(2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。</p> <p>(3) 公共事業 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が実施する土木その他の建設事業をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 景観づくりは、本県のかけがえのない美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。</p> <p>4 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（工作物）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物で建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）以外のものとする。</p> <p>(1) 煙突、排気塔その他これらに類する工作物</p> <p>(2) 装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物</p> <p>(3) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物</p> <p>(4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物</p> <p>(5) 電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（旗ざお及び次号に掲げる工作物を除く。）</p> <p>(6) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物</p> <p>(7) 広告塔、広告板その他これらに類する工作物</p> <p>(8) 垣（生垣を除く。）、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物</p> <p>(9) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設</p> <p>(10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(11) 自動車車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>(12) 石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設</p> <p>(13) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設（公共事業を行う者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人</p> <p>(2) 県又は市町村が設立した土地開発公社</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則(平成15年3月31日公布 富山県規則第21号)
<p>の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条に定める景観づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、景観づくりにおいて、県民、事業者及び市町村の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担うよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民、事業者及び市町村の意見を反映するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（市町村の責務）</p> <p>第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県の施策と相まって、地域の特性に応じた景観づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第6条 県民は、基本理念について理解を深め、身近な景観づくりに努めるとともに、相互に協力して地域における景観づくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、事業活動を行う場所及びその周辺における景観づくりに努めるとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第2章 景観づくりの基本方針等</p> <p>（景観づくりの基本方針）</p> <p>第8条 知事は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 景観づくりに関する目標及び基本的方向</p> <p>(2) 景観づくりに関する施策の基本となる事項</p> <p>(3) 景観づくりを推進するための体制の整備に関する事項</p> <p>(4) その他景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、富山県景観審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>（景観づくりに関する施策の連携）</p> <p>第9条 知事は、景観づくりを総合的かつ効果的に推進するため、この条例に基づく施策と景観づくりに関連する法令及び他の県条例等に基づく施策との有機的な連携を図るものとする。</p> <p>（市町村の施策等との連携）</p> <p>第10条 知事は、景観づくりに関する方針、基準等を定め、又はこれらを変更するときは、市町村が定める景観づくりに関する方針、基準等との整合性に留意するとともに、景観づくりに関する施策について、県と市町村との連携に努めるものとする。</p> <p>（市町村等に対する支援等）</p> <p>第11条 県は、市町村が景観づくりに関する方針、基準等を定め、又はこれらに基づき施策を実施するときは、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う景観づくりに関する活動について、その自主的な取組に配慮しつつ、市町村と連携して必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>第3章 景観づくりの推進に関する施策</p> <p>第1節 県民等の活動による景観づくり</p> <p>（県民等の参加の促進）</p> <p>第12条 県民及び事業者は、自らの活動が景観づくりに果たす役割を理解し、家庭、地域等における緑化、美化その他の身近な景観づくりに関する活動を積極的にを行うよう努めるものとする。</p>	

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則(平成15年3月31日公布 富山県規則第21号)
<p>2 県は、県民及び事業者の景観づくりに対する理解が深まり、景観づくりに関する活動への参加が促進されるよう市町村、関係機関等と協力して、景観づくりに関する情報の提供、普及啓発、教育、学習の支援、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（景観づくり住民協定）</p>	<p>（景観づくり住民協定）</p>
<p>第13条 地域の住民等は、一定の区域を定め、当該区域の景観づくりに関する協定であって規則で定める要件に該当するもの（次項において「景観づくり住民協定」という。）を締結したときは、知事に対し、その旨及びその内容を届け出ることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による景観づくり住民協定の届出があったときは、その内容を公表するものとする。</p>	<p>第4条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 協定に次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 協定の名称、目的及びその対象となる区域の範囲に関する事項</p> <p>イ 建築物等（建築物及び第2条に規定する工作物をいう。以下同じ。）の位置、形態、意匠、色彩若しくは素材又は当該区域の緑化等に関する事項</p> <p>ウ 協定の有効期間に関する事項</p> <p>エ 協定の変更及び廃止に関する事項</p> <p>オ その他景観づくりに関し必要な事項</p> <p>(2) 知事が別に定める規模の区域であって、まとまりのあるものを対象としていること。</p> <p>(3) 当該協定の区域内において建築物を所有し、又は権原に基づき占有する者の3分の2以上の合意又は20人以上の合意があること。</p> <p>(4) 協定の有効期間が5年以上であること。</p>
<p>（特定事業者景観づくり協定）</p> <p>第14条 知事は、景観づくりを推進する上で特に必要があると認めるときは、規則で定める事業者に対し、景観づくりに関する協定（次項において「特定事業者景観づくり協定」という。）を締結するよう要請することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により特定事業者景観づくり協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>第2節 水と緑とふるさとの景観づくり</p> <p>（水辺の景観づくり）</p> <p>第15条 県は、水辺の景観づくりを推進するため、多様な生態系に配慮しながら、水に親しむ施設の整備、水辺の緑化、浄化用水の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 知事は、水辺の景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の当該水辺を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。</p> <p>（花と緑による景観づくり）</p> <p>第16条 県は、花と緑による景観づくりを推進するため、その設置し、又は管理する学校、公営住宅、庁舎等の施設について、計画的な緑化に努めるものとする。</p> <p>2 県民又は事業者は、その住居又はその所有し、若しくは管理する工場その他の事業所の緑化に努めるものとする。</p>	<p>2 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観づくり住民協定届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 協定書の写し</p> <p>(2) 協定の対象となる区域の位置及び範囲を示す図面</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>（特定事業者景観づくり協定）</p> <p>第5条 条例第14条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。</p> <p>(1) 面積が3,000平方メートルを超える一団の土地を事業の用に供する事業者</p> <p>(2) 前号に掲げる事業者のほか、その事業活動の実施が周辺景観に大きな影響を与えると認められる事業者</p>
<p>（ふるさとの記念物の指定）</p> <p>第18条 知事は、地域の住民に親しまれ、その地域の風土と一体となって優れた景観を形成している建造物、遺跡、名勝地等を保存するため、市町村長の申出により、当該建造物、遺跡、名勝地等をふるさとの記念物として指定することができる。</p> <p>2 知事は、ふるさとの記念物を指定しようとするときは、あらかじめ、富山県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、ふるさとの記念物を指定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物、遺跡、名勝地等の所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>4 知事は、ふるさとの記念物を指定したときは、第1項の規定による申出をした市町村長及び当該ふるさとの記念物の所有者等に通知</p>	<p>(指定の通知)</p> <p>第6条 条例第18条第4項の規定によるふるさとの記念物の所有者等への通知は、ふるさとの記念物指定通知書（様式第2号）により行</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>するとともに、その旨を告示しなければならない。 （ふるさとの記念物の保存）</p> <p>第19条 ふるさとの記念物の所有者等及び地域の住民は、当該ふるさとの記念物の適切な保存に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ふるさとの記念物の保存のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第3節 公共事業及び大規模行為の景観づくり （公共事業等における配慮）</p> <p>第20条 公共事業並びに県民及び事業者の建築物等の建築、土地の区画形質の変更その他の行為は、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みとの調和及び県民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮して行われるものとする。 （公共事業の景観づくり指針）</p> <p>第21条 知事は、公共事業に係る景観づくりのための指針（以下「公共事業の景観づくり指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 公共事業の景観づくり指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）公共事業に共通して景観づくりのために留意すべき事項 （2）道路、橋梁、河川等の公共事業の種類に応じて景観づくりのために留意すべき事項 （3）その他公共事業の景観づくりに関し必要な事項</p> <p>3 第8条第3項及び第4項の規定は、公共事業の景観づくり指針の決定、変更及び廃止について準用する。 （公共事業の景観づくり指針への適合等）</p> <p>第22条 公共事業を実施する者は、当該公共事業が公共事業の景観づくり指針に適合するよう努めなければならない。</p> <p>2 知事は、景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の公共事業を実施する者に対し、当該公共事業について公共事業の景観づくり指針に適合するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 （大規模行為の景観づくり基準）</p> <p>第23条 知事は、次に掲げる行為であって規則で定める規模を超えるもの（以下「大規模行為」という。）に係る景観づくりのための基準（以下「大規模行為の景観づくり基準」という。）を定めるものとする。 （1）建築物等の新築、増築、改築又は移転 （2）建築物等の外観の変更 （3）土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。） （4）屋外における物品の集積又は貯蔵 （5）鉱物の掘採又は土石の類の採取</p> <p>2 大規模行為の景観づくり基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項 （2）土地の区画形質の変更後における土地の形状及び当該土地の緑化並びに当該変更に伴い生ずる法面の外観に関する事項 （3）屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び集積され、又は貯蔵された物品の遮へいに関する事項 （4）鉱物の掘採又は土石の類の採取に係る土地の区域の遮へい並びに当該掘採又は採取の跡地の形状及び当該跡地の緑化に関する事項 （5）その他景観づくりに関し必要な事項</p> <p>3 知事は、大規模行為の景観づくり基準を定めるに当たっては、富山県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、大規模行為の景観づくり基準を定めるときは、その旨及びその内容を告示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、大規模行為の景観づくり基準の変更及び廃止について準用する。 （大規模行為の景観づくり基準への適合）</p> <p>第24条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が大規模行為の景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。 （大規模行為の届出）</p> <p>第25条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該大規模行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>うものとする。</p> <p>（大規模行為）</p> <p>第7条 条例第23条第1項の規則で定める規模は、別表第1の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。</p> <p>（大規模行為の届出）</p> <p>第8条 条例第25条第1項の規定による届出をしようとする者は、大規模行為届出書（様式第3号）に別表第2に掲げる図書を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、大規模行為を行う者の</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則(平成15年3月31日公布 富山県規則第21号)
<p>2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項のうち、当該大規模行為の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更の内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による指導若しくは助言又は同条第3項若しくは第4項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による届出をした者は、当該大規模行為の着手予定日又は規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）とする。</p> <p>3 条例第25条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、大規模行為変更届出書（様式第3号）に別表第2に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付して知事に提出するものとする。</p>
<p>4 第1項の規定による届出をした者の当該大規模行為に係る権利及び義務を承継した者（次条第1項において「承継者」という。）は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。（指導又は助言等）</p>	<p>4 条例第25条第3項の規則で定める事項は、大規模行為を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）とする。</p> <p>5 条例第25条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、着手予定日等変更届出書（様式第4号）を知事に提出するものとする。</p> <p>6 条例第25条第4項の規定による届出をしようとする者は、承継届出書（様式第5号）を知事に提出するものとする。</p>
<p>第26条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観づくりのために必要があると認めるときは、当該届出をした者（前条第4項の規定による届出があった場合は承継者）に対し、大規模行為の景観づくり基準に基づき、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。</p>	<p>（措置状況報告）</p> <p>第9条 条例第26条第2項に規定する報告をしようとする者は、措置状況報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による指導又は助言を受けた者に対し、その後の措置状況について報告を求めることができる。</p>	<p>（勧告）</p> <p>第10条 条例第26条第3項又は第4項の規定による勧告は、書面により行うものとする。</p>
<p>3 知事は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、景観づくりを推進する上で著しい支障があると認めるときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>4 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出を行うべき者が同条第1項又は第2項に規定する期限までに届出を行わない場合において、景観づくりを推進する上で著しい支障があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>5 知事は、第3項又は前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けるべき者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>（意見陳述の機会の付与の方式）</p> <p>第11条 条例第26条第5項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭で行うことを認めるときを除き、意見書の提出によるものとする。</p> <p>2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。</p> <p>3 知事は、勧告をしようとする者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告をしようとする者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p>
<p>6 知事は、第3項又は第4項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、富山県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 知事は、第3項又は第4項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。（国等が行う大規模行為）</p>	<p>(1) 予定される勧告の内容及び根拠となる条例又は規則の条項</p> <p>(2) 勧告の原因となる事実</p> <p>(3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</p> <p>（公表の方法）</p> <p>第12条 条例第26条第7項の規定による公表は、富山県報に登載して行うものとする。</p>
<p>第27条 国等が行う大規模行為については、前2条の規定は適用しない。</p> <p>2 知事は、国等に対し、大規模行為の実施における景観への配慮状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。</p> <p>3 知事は、景観づくりのために必要があると認めるときは、国等に対し、大規模行為の景観づくり基準に適合するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。（適用除外）</p> <p>第28条 前3条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第13条 条例第28条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>
<p>(1) 非常災害に対する必要な応急措置として行う行為</p> <p>(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p>	<p>(1) 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則(平成15年3月31日公布 富山県規則第21号)
<p>(3) 法令又は条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの</p>	<p>建築物等で工事期間が1年を超える場合は、その期間)のもの 新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更 (2) 次に掲げる屋外における物品の集積又は貯蔵 ア 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことのできない場所での物品の集積又は貯蔵 イ 物品の集積又は貯蔵の継続する期間が90日以内の物品の集積又は貯蔵 2 条例第28条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>
<p>(4) 第39条第1項の規定による要請に応じて行う行為 (5) その他規則で定める行為</p>	<p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を要する行為、同法第13条第3項若しくは第14条第3項の許可を要する行為又は同法第26条第1項の規定による届出を要する行為 (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を要する行為 (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定による届出を要する行為 (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第80条第1項の許可を要する行為、同法第43条の2第1項、第56条の13第1項若しくは第80条の3第1項の規定による届出を要する行為又は同法第83条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の条例に基づき許可を要する行為 (5) 富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第4号）第8条第2項の認可を要する行為、同条例第14条第3項の許可を要する行為又は同条例第18条第1項の規定による届出を要する行為 (6) 富山県自然環境保全条例(昭和47年富山県条例第39号)第11条第4項の許可を要する行為又は同条例第14条第1項の規定による届出を要する行為 (7) 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年富山県条例第3号）第2条第1項の許可を要する行為 (8) 富山県文化財保護条例(昭和38年富山県条例第11号)第11条第1項の許可を要する行為又は同条例第11条の2第1項の規定による届出を要する行為 (9) 景観づくりに関する市町村の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で知事が指定するもの</p>
<p>2 第23条から前条まで及び前項の規定は、次条第1項の規定により指定された景観づくり重点地域において行われる行為については、適用しない。ただし、景観づくり重点地域の指定又はその区域の変更により新たに景観づくり重点地域となった区域において、当該指定又は変更の際既に着手している行為及び当該指定又は変更の日から起算して30日以内に着手する行為については、この限りでない。 第4節 重点地域の指定等による景観づくり (景観づくり重点地域の指定) 第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、景観づくりを推進する上で重要な地域を景観づくり重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。 (1) 山岳、海岸、河川等の豊かな自然景観を有する地域 (2) 伝統的な町並み又は歴史的若しくは文化的な遺産を有する地域 (3) 緑豊かな田園景観を有する地域</p>	<p>3 条例第28条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為 (2) 地盤面下又は水面下において行う行為 (3) 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾並びに水面の埋立て及び干拓を除く。） (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの ア 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場内における物品の集積又は貯蔵 イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場内における物品の集積又は貯蔵 ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積又は貯蔵</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>(4) 良好な市街地景観が形成されている地域又はその形成が見込まれる地域</p> <p>(5) その他景観づくりを推進する上で必要と認められる地域</p> <p>2 市町村長は、当該市町村の区域において景観づくりを推進する上で重要と認められる地域があるときは、重点地域の指定について、知事に対し、その旨の申出をすることができる。</p> <p>(重点地域基本計画)</p> <p>第30条 知事は、重点地域を指定するときは、当該重点地域における景観づくりに関する基本計画（以下「重点地域基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 重点地域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 重点地域における景観づくりに関する基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 重点地域における景観づくりのための基準の策定に関する事項</p> <p>(3) 重点地域における景観づくりを推進するために必要な施策に関する事項</p> <p>(4) その他重点地域における景観づくりに関し必要な事項</p> <p>(重点地域の指定等の手続)</p> <p>第31条 知事は、重点地域を指定し、及び重点地域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。</p> <p>2 知事は、重点地域を指定し、及び重点地域基本計画を定めようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による公告を行うときは、あらかじめ、指定の趣旨及び内容の周知に関し、説明会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 第2項の規定による公告があったときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>5 知事は、第2項の縦覧期間満了後、当該重点地域の指定及び当該重点地域基本計画の策定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p>	<p>(重点地域の指定等の案の公告)</p> <p>第14条 条例第31条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 重点地域の名称</p> <p>(2) 重点地域（区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分）に含まれる土地の区域</p> <p>(3) 重点地域基本計画の案の概要</p> <p>(4) 縦覧の場所及び期間</p> <p>(公聴会の公示)</p> <p>第15条 知事は、条例第31条第5項（同条第8項及び条例第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、意見を聴こうとする住民及び利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の公示は、公聴会の開催を予定する日の3週間前までにを行うものとする。</p> <p>(意見の提出)</p> <p>第16条 前条第1項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の開催を予定する日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）</p> <p>(2) 公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及びその理由</p> <p>(公聴会の運営)</p> <p>第17条 公聴会の議長は、県職員のうちから知事が指名する。</p> <p>2 公聴会において、議長は、公述人に意見の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が出席できないときは、議長は、前条の規定により提出されている書面をあらかじめ指定する者に朗読させることによってその陳述に代えることができる。</p> <p>3 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者の陳述を許可することができる。</p> <p>5 公述人及び前項の規定により許可を受けた者の陳述は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>6 議長は、公述人及び第4項の規定により許可を受けた者が前項の</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>6 知事は、重点地域を指定し、及び重点地域基本計画を定めるに当たっては、富山県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 知事は、重点地域を指定し、及び重点地域基本計画を定めるときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>8 前各項の規定は、重点地域の区域の変更及び指定の解除並びに重点地域基本計画の変更及び廃止について準用する。 (特定行為の景観づくり基準)</p> <p>第32条 知事は、重点地域基本計画に基づき、当該重点地域において行われる次に掲げる行為であって地域の特性を考慮し、その実施が周辺景観に影響を与えるものとして規則で定めるもの（以下「特定行為」という。）に係る景観づくりのための基準（以下「特定行為の景観づくり基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 第23条第1項各号に掲げる行為</p> <p>(2) 木竹の伐採</p> <p>2 特定行為の景観づくり基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 第23条第2項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 木竹の伐採及び当該伐採の跡地の緑化に関する事項</p> <p>3 前条第1項から第7項までの規定は、特定行為の景観づくり基準の決定、変更及び廃止について準用する。</p> <p>(特定行為の景観づくり基準への適合)</p> <p>第33条 特定行為をしようとする者は、当該特定行為が特定行為の景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。 (特定行為の届出等)</p> <p>第34条 特定行為をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該特定行為の種類、場所、内容、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項のうち、当該特定行為の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更の内容を知事に届け出なければならない。ただし、第4項において準用する第26条第1項、第3項又は第4項の規定による指導若しくは助言又は勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 第25条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項中「当該大規模行為」とあるのは「当該特定行為」と、同条第4項中「当該大規模行為」とあるのは「当該特定行為」と、「次条第1項」とあるのは「第34条第4項において準用する第26条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第26条の規定は、第1項又は第2項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「第34条第1項又は第2項」と、「前条第4項」とあるのは「第34条第3項において準用する第25条第4項」と、「大規模行為の景観づくり基準」とあるのは「特定行為の景観づくり基準」と、同条第4項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「第34条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。 (国等が行う特定行為)</p> <p>第35条 国等が行う特定行為については、前条の規定は適用しない。</p> <p>2 知事は、国等に対し、特定行為の実施における景観への配慮状況</p>	<p>範囲を超えて陳述したとき、又は不穏当な言動をしたときは、その陳述を制止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>7 議長は、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。 (調書の作成)</p> <p>第18条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。</p> <p>(1) 公聴会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名）</p> <p>(3) 意見陳述の内容</p> <p>(4) その他公聴会の経過に関する事項</p> <p>(特定行為の景観づくり基準の案の公告)</p> <p>第19条 条例第32条第3項において準用する条例第31条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 特定行為の景観づくり基準の案の概要</p> <p>(2) 縦覧の場所及び期間</p> <p>(特定行為の届出等)</p> <p>第20条 条例第34条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定行為届出書（様式第7号）に別表第3に掲げる図書を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>2 条例第34条第1項の規則で定める事項は、特定行為を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）とする。</p> <p>3 条例第34条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、特定行為変更届出書（様式第7号）に別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付して知事に提出するものとする。</p> <p>4 第8条第4項から第6項までの規定は、条例第34条第3項において準用する条例第25条第3項及び第4項の規定による届出に準用する。この場合において、第8条第4項中「大規模行為」とあるのは「特定行為」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第9条から第12条までの規定は、条例第34条第4項において準用する条例第26条の規定による指導又は助言等に準用する。</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。</p> <p>3 知事は、景観づくりのために必要があると認めるときは、国等に対し、特定行為の景観づくり基準に適合するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第36条 前2条の規定は、第28条第1項各号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>2 第32条から前条まで及び前項の規定は、重点地域の指定又はその区域の変更により新たに重点地域となった区域において、当該指定又は変更の際既に着手している行為及び当該指定又は変更の日から起算して30日以内に着手する行為については、適用しない。</p> <p>（ふるさと眺望点の指定）</p> <p>第37条 知事は、優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点として指定することができる。</p> <p>2 知事は、ふるさと眺望点を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、当該市町村の区域において優れた景観を眺望できると認められる地点があるときは、ふるさと眺望点の指定について、知事に対し、その旨の申出をすることができる。</p> <p>（利用のための措置）</p> <p>第38条 県は、市町村と連携し、ふるさと眺望点が県民及び県を訪れる者によって広く利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（既存施設等に対する要請）</p> <p>第39条 知事は、景観づくりを推進する上で著しい支障があると認める建築物等、土地又は物品（屋外において集積され、又は貯蔵されたものに限る。）の所有者又は管理者に対し、重点地域に存するものにあつては当該重点地域に係る特定行為の景観づくり基準に、重点地域以外の区域に存するものにあつては大規模行為の景観づくり基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、富山県景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（屋外広告物）</p> <p>第40条 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この条において「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物という。）を掲出する物件の設置等については、この条例の規定のほか、法及び法に基づく条例の規定を遵守して行われるものとする。</p> <p>第4章 富山県景観審議会</p> <p>（設置及び所掌事務）</p> <p>第41条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(2) 富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、景観づくりの推進に関し必要な事項</p> <p>2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。</p> <p>（組織等）</p> <p>第42条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>第5章 財政措置等</p> <p>（財政上の措置等）</p>	<p>（富山県景観審議会）</p> <p>第21条 富山県景観審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集し、その会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（部会）</p> <p>第22条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>（庶務）</p> <p>第23条 審議会の庶務は、土木部都市計画課において処理する。</p> <p>（細則）</p> <p>第24条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

富山県景観条例（平成14年9月30日公布 富山県条例第45号）	富山県景観条例施行規則（平成15年3月31日公布 富山県規則第21号）
<p>第43条 県は、景観づくりに関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（顕彰）</p> <p>第44条 知事は、景観づくりに関し顕著な功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。</p> <p>（市町村条例との調整）</p> <p>第45条 第23条から第36条までに相当する規定を有する条例を制定している市町村の区域のうち、知事が別に指定する区域（以下「除外区域」という。）については、第23条から第36条までの規定は、適用しない。</p> <p>2 知事は、除外区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、除外区域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、除外区域の変更及び廃止について準用する。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>（提出書類の部数）</p> <p>第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類の部数は、第4条、第8条及び第20条に規定する書類にあっては正副2通、その他の書類にあっては、1通とする。</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第25条から第28条までの規定は、規則で定める日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条から第13条までの規定は、条例第25条から第28条までの規定の施行の日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p> <p>2 第25条第1項の規定の施行の際既に着手している行為及び同項の規定の施行の日から起算して30日以内に着手する行為については、同項の規定は適用しない。</p> <p>（富山県屋外広告物条例の一部改正）</p> <p>3 富山県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>富山県景観条例の一部の施行期日を定める規則 （平成15年10月24日公布 富山県規則第74号）</p> <p>富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）附則第1項ただし書きに規定する規定の施行期日は、平成16年4月1日とする。</p>

別表第1 (第7条関係)

行為の種類	規模
1 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物等の新築又は移転	<p>(1) 建築物 次のいずれかに該当する規模 ア 高さ20メートル イ 建築面積1,500平方メートル</p> <p>(2) 第2条第1号から第5号までに掲げる工作物 高さ20メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル)</p> <p>(3) 第2条第6号に掲げる工作物 高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。(4)、2の項の(3)及び(4)において同じ。)30メートル</p> <p>(4) 第2条第7号に掲げる工作物 次のいずれかに該当する規模 ア 高さが20メートルであり、かつ、表示面積が10平方メートルであること。 イ 高さが10メートルであり、かつ、表示面積が50平方メートルであること。</p> <p>(5) 第2条第8号に掲げる工作物 次のいずれにも該当する規模 ア 高さ5メートル イ 長さ10メートル</p> <p>(6) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物 次のいずれかに該当する規模 ア 高さ20メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル) イ 築造面積1,500平方メートル</p>
2 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物等の増築又は改築	<p>(1) 建築物 次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ20メートル イ 増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が150平方メートルであり、かつ増築又は改築後の建築面積が1,500平方メートルであること。</p> <p>(2) 第2条第1号から第5号までに掲げる工作物 増築又は改築後の高さ20メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル)</p> <p>(3) 第2条第6号に掲げる工作物 増築又は改築後の高さ30メートル</p> <p>(4) 第2条第7号に掲げる工作物 次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが20メートルであり、かつ、増築又は改築後の表示面積が10平方メートルであること。 イ 次のいずれにも該当する規模 (ア) 増築又は改築に係る部分の表示面積の合計が5平方メートルであること。 (イ) 増築又は改築後の高さが10メートルであり、かつ、増築又は改築後の表示面積が50平方メートルであること。</p> <p>(5) 第2条第8号に掲げる工作物 次のいずれにも該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ5メートル イ 増築又は改築後の長さ10メートル</p> <p>(6) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物 次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ20メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、5メートル) イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が150平方メートルであり、増築又は改築後の築造面積が1,500平方メートルであること。</p>
3 条例第23条第1項第2号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物等の規模が1の項の(1)から(6)までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める規模に該当すること。 イ 行為に係る部分の面積の合計が建築物等の外観に係る面積の2分の1に相当する面積であること。
4 条例第23条第1項第3号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルであり、かつ、当該法面の長さが10メートルであること。
5 条例第23条第1項第4号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為の用に供される土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 集積又は貯蔵の高さが3メートルであること。
6 条例第23条第1項第5号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5メートルであり、かつ、当該法面の長さが10メートルであること。

別表第2（第8条関係）

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 条例第23条第1項第1号又は第2号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外構施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
2 条例第23条第1項第3号又は第5号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 行為後の土地の高低 エ 行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地の利用計画及び緑化の方法 カ 行為中における周囲の道路等からの遮へいの方法（条例第23条第1項第5号に掲げる行為に限る。）
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 条例第23条第1項第4号に掲げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 集積又は貯蔵の位置及び形状 エ 周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
4 共通	その他知事が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

富山県景観づくりの基本方針（平成15年9月5日策定）

前文

- 第1 景観づくりに関する目標
- 第2 景観づくりに関する基本的方向
- 第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項
- 第4 景観づくりを推進するための体制の整備に関する事項
- 第5 その他景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

私たちのふるさと富山は、山、川、平野、海が一望できるまとまりのある地形の中に、雪を戴く雄大な立山連峰、緑豊かな砺波平野等の散居村、世界遺産に登録された五箇山の合掌造り集落などの我が国を代表する景観のほか、大きく広がる田園、河川や水路、海や渚、あるいは歴史や文化に彩られた伝統的な町並みなど、多様で個性ある景観に恵まれている。

先人達は、このような美しい環境の下で暮らしを営み、伝統を受け継ぎ、さらには、新しい文化や新しいまちを興しながら、地域性あふれる優れた景観を形成し伝えてきた。

こうした優れた景観は、心の豊かさを育み、地域の魅力と活力を生み出し、郷土への誇りと愛着を育てる県民共有の貴重な財産である。快適な生活環境に対する県民の関心が益々高まり、うるおいある環境など生活空間の質的な向上が求められている中で、優れた景観の価値を認め、積極的に生かすことが私たちの課題である。また、県土を一層美しく風格のあるものとして、よりよい姿で次代に適切に引き継いでいくことが、現代を生きる私たち一人ひとりの責務となっている。

そして、景観づくりは、県民一人ひとりがかけがえのない美しく優れた景観を大切にしたいという気持ちを等しく持ち、景観づくりに関わる県、市町村、県民、事業者が連携し、たゆみない努力を積み重ねることにより推進される。

以上のことから、行政と県民等が力を合わせて、地域の特性を生かした優れた景観を保全又は創造し、水と緑といのちが輝く美しい県土を形成するために、ここに、富山県景観条例の理念の下、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる方針を定める。

第1 景観づくりに関する目標

地域らしさと富山らしさの双方を大事にしながら、全体として美しい県土となるよう優れた景観を守り、創り、その景観を楽しむとともに、次代に適切に引き継いでいく必要がある。このため、県土の景観づくりの目標を次のとおりとする。

1 美しく豊かな自然を基本とした景観づくり

富山の心象を形成し、景観の基本をなしているものは、立山連峰等の山岳景観、富山湾の眺望、広がりある扇状地の風景など、豊かな自然とその大きな造形である。この美しく多様な自然をかけがえのないものとして大切に守り、景観づくりの基盤とする。

2 歴史、文化等の地域の個性を生かした景観づくり

地域の人々によって守り、育てられてきた歴史的な町並み、集落、神社仏閣、遺跡、伝統行事等は、地域の個性となり、地域の誇りともなっている。また、近代的、現代的な施設の建造や新しい都市空間の形成が行われるなど、多様な景観が創られてきた。これらの歴史的な資源や文化等を引き継ぎ、創意と工夫により景観づくりに生かすことにより、個性豊かな地域の景観づくりを進めるとともに、県全体として多様で豊かな景観を確保する。

3 水と緑で彩られた、魅力あふれる景観づくり

水と緑は、生活環境にうるおいや安らぎを与える大きな要素である。水と緑を活用し、現代的で洗練された環境、人の活動が生

み出す活気や賑わいなども生かしながら、魅力ある都市空間の形成を進めるとともに、散居村等の伸びやかな田園景観の適切な保全を図るなど、水と緑に彩られた、いのち輝くまちの景観を創る。

第2 景観づくりに関する基本的方向

景観づくりに関する目標を達成するためには、その基本的方向として、景観づくりに関わる者がそれぞれの責務を自覚し適切な役割を担うとともに、総合的、計画的かつ継続的に取り組むことが必要である。

1 役割分担と連携・協力

景観づくりには、県民、事業者、行政など多くの者が様々な形で関わっている。これらの者が皆、景観が貴重な共有財産であるとの意識を持ち、その景観を美しく保つ責任とそのために果たすべき責務とを十分に認識し、それぞれ適切な役割を担うとともに相互に連携・協力することにより、景観づくりを効果的に推進する。

(1) 県民の責務

景観の受益者であるとともに、身近な景観づくり及び相互に協力して地域における景観づくりの担い手となる県民は、景観づくりの主役であり、その自覚と行動が景観づくりの成功の鍵を握っている。県民は、自らのふるさとを魅力あるものにしていくという意欲と情熱を持ち、家庭や地域等における緑化、美化その他の身近な又は地域における景観づくりの主役となって主体的に関わり、積極的に参加するよう努める。また、景観づくりの次世代への継承を図るため、将来の取組を担う子供たちの景観づくりの心を育てよう努める。

(2) 事業者の責務

地域社会の一員であると同時に、建築や開発といった事業活動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことがある事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の景観づくりに努めるとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに寄与しよう努める。また、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力しよう努める。

(3) 行政の責務

行政は、公共事業の実施等において率先して景観づくりに配慮するとともに、県民や事業者の景観づくり活動を積極的に支援し、振興する。特に、市町村は、住民に最も身近な基礎的な行政主体であり、地域の景観特性や実情を把握し易いことから、その地域の特性に応じた景観づくりの施策を推進しよう努める。また、県は、より広域的な観点から、各地域における主体的な取組、創意工夫を尊重しつつ、景観づくりに対する意識を高めるための情報提供、普及・啓発、市町村や県民による景観づくりの取組に対する支援等を通じ、先導的な役割を果たすよう努める。

さらに、県が定める景観づくりに関する方針等は、市町村の景観づくりの方針等との整合性に留意するとともに、景観づくり施策についても、県と市町村、国との連携に努める。

2 総合的で計画的な取組

景観は多くの要素により構成され、景観づくりの手法も多岐にわたる。また、効果的な景観づくりのためには、都市計画や農村計画、自然保護など景観づくりに関連する他の取組と有機的な連携を図ることが必要である。これらの観点から、ソフト、ハード両面の施策を展開するとともに、関連の取組との連携を強化するなど、景観づくりの取組を総合的かつ計画的に推進する。

3 担い手の育成

景観づくりは、守る、育てる、創るといった取組において

も、県民一人ひとりの景観づくりの心とそれに基づく行動が基本である。また、景観づくりは一朝一夕には達成されず、息の長い取組を必要とする。そのため、県民や事業者の景観づくりについての意識を高めるとともに、地域のリーダーや専門家、ボランティア、まちづくり団体など、景観づくりを担う人づくり、団体づくりを進める。

第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項

景観づくりに関する目標や基本的方向を実現するため、県民が主役の景観づくりを基本とし、水と緑など本県の特性を生かした景観づくり、県内全域にわたる景観づくりを進める観点から、次の施策を体系的に推進する。

1 県民等の活動による景観づくり

(1) 県民等の参加の促進

県民や事業者の景観づくりへの意識や関心を高め、ボランティア活動などの自主的な取組を促進するため、市町村や関係機関と連携しながら、景観づくりに関するシンポジウムの開催、学校や社会教育における学習機会の提供、優良事例等の顕彰、景観アドバイザーの派遣など、普及・啓発、支援等のための施策を講ずる。また、景観づくり施策について県民や事業者、まちづくり団体等の意見が反映されるよう努める。

(2) 景観づくり住民協定

地域に根ざした自主的な景観づくりを目的として、集落や沿道単位の住民協定の締結を促進するため、市町村と連携しながら、技術的な指導、助言の実施や景観アドバイザーの派遣等の支援に努める。

(3) 特定事業者景観づくり協定

地域の景観に大きな影響を与える、大規模な店舗や工場などで事業を営む者や県内各地で営業を行う事業者と、市町村と連携しながら、建物や緑化等の景観づくりに関する事項の協定締結に努める。

2 水と緑とふるさとの景観づくり

(1) 水辺の景観づくり

美しい水辺の景観は、人々にうるおいや安らぎを与え、大小数多くの河川や大きく広がる湾などに恵まれた本県において、景観づくりを進めるうえで欠くことのできない重要な要素である。地域の特性に応じて、次の事項に留意しながら、水辺の景観づくりを進める。

ア 水辺の眺望に対する配慮

水辺からの周囲の眺望の保全や水際線の連続性の確保など、水辺の持つ広がりのある開放的な眺望を生かすよう配慮する。

イ 地域の水辺の活用

生活や産業活動の場として親しまれてきた水辺を景観づくりに生かすとともに、利用のための親水性の向上などに配慮する。

ウ 水辺の生態系への配慮

水辺の景観の基盤となっている水辺の生態系の保全や再生のほか、水量の確保や水質の保全に配慮する。

(2) 花と緑による景観づくり

美しい花と緑で彩られた景観は、人々にうるおいや安らぎを与え、景観づくりを進めるうえで欠くことのできない重要な要素である。地域の特性に応じて、次の事項に留意しながら、花と緑による景観づくりを進める。

ア 緑の保全と充実

山々や田園の緑を守り、育てるとともに、公共空間や住

宅、事業所などの身近な花と緑を充実させるよう配慮する。

イ 地域の緑の活用

社寺林や屋敷林など、人々の生活の中で培われてきた地域の緑を景観づくりに生かすとともに、地域の環境に合った緑の育成に配慮する。

ウ 緑と水の組み合わせ

水辺の自然植生の保全や都市の緑にせせらぎを配するなど、緑と水を組み合わせることにより、魅力的な景観の創出に配慮する。

(3) ふるさとの記念物の指定

ア 地域の住民に親しまれ、地域の風土と一体となって優れた景観を形成している建造物、遺跡、樹林等は、地域の歴史や文化を物語るものであり、景観づくりにおける貴重な財産である。こうした建造物等で、所有者や関係市町村が積極的に保存し景観づくりに生かそうとしているなど、指定することによりその保全が図られ景観づくりの推進が期待できるものを、ふるさとの記念物に指定する。

イ 市町村と連携しながら、ふるさとの記念物を保存するための修理等を支援する。

3 公共事業及び大規模行為の景観づくり

(1) 公共事業の景観づくり

道路、橋梁、河川等の公共土木施設や学校、庁舎等の公共建築物は、その規模が大きく、多くの県民の目にも触れることから、地域の景観に大きな影響を与えるため、公共事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 地域特性への配慮

地域の人々に親しまれてきた自然、歴史、文化等の景観上の特性に配慮して、地域の人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。

イ 先導的役割の遂行

事業の機能性や安全性を確保のうえ、経済性も考慮しつつ、地域の景観特性や事業の景観に対する影響を適切に把握して、周辺景観との調和など、地域の景観づくりに率先して配慮する。

ウ 住民の参加機会の確保

地域の景観に大きな影響を及ぼし、あるいは地域のシンボルとなるような事業については、計画策定等に際し、住民の意見が適切に反映されるよう配慮する。

エ 景観づくり施策等との整合

景観づくりに関連する各種法令のほか、市町村の条例、計画等に基づく施策や地域住民による景観づくり活動と整合を図るよう配慮する。

オ 公共事業相互における連携

地域における景観づくりを一体的に推進するよう、公共事業に係る景観づくりに関して、同一地域で行われる国、市町村等の公共事業と十分に連携を図る。

(2) 大規模行為の景観づくり

大規模な建築物等の建設や開発行為、屋外における物品の集積等は、地域の景観に大きな影響を与えることから、次の事項に留意して、大規模行為を行う者に対して景観づくりへの配慮を促す。

ア 地域特性への配慮

地域の人々に親しまれてきた自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握して、景観づくりに適切に反映させる。

イ 多様な発想の尊重

周辺景観との調和に配慮するとともに、様々な工夫や多様な発想を尊重して、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。

ウ 景観づくり施策等との整合

景観づくりに関連する各種法令のほか、市町村の条例、計画等に基づく施策や地域住民による景観づくり活動との整合を図る。

エ 届出の適切な運用

大規模行為の届出に対する指導、助言等は、地域の特性を十分考慮のうえ、景観への阻害防止を旨として行う。

オ 啓発等の実施

計画等の初期段階から景観づくりに十分配慮されるよう、また、大規模行為の届出が円滑に行われるよう、事前協議の実施や関係団体等と連携した啓発などに努める。

4 重点地域の指定等による景観づくり

(1) 重点地域の指定による景観づくり

特に優れた景観を有する地域や新たに優れた景観を創造していく地域について、次の事項に留意しつつ、重点地域への指定等を行い、重点地域において行われる建築物等の建設や開発行為等の特定行為を行う者に対して景観づくりへの配慮を促すとともに、必要な支援等を行う。

ア 重点地域の指定

重点地域は、共通の特に優れた景観特性を有するまとまりのある地域等で、景観づくりに関する地域住民や関係市町村の合意が形成され、積極的な取組が期待できる地域を指定する。

イ 重点地域基本計画等の策定

重点地域基本計画や特定行為の景観づくり基準の策定にあたっては、地域の景観特性に配慮するとともに、地域住民や関係市町村の意見を十分反映させる。

ウ 届出制度の適切な運用

特定行為の届出に対する指導、助言等は、地域の優れた景観が維持され、又は向上することを旨として行う。

エ 住民等への支援

住民や事業者等の自主的な景観づくりが促進されるよう、特定行為の景観づくり基準等に基づき行う修景事業に対し、市町村と協力して支援を行う。

オ 公共事業の先導的役割

公共事業を実施する者は、重点地域基本計画や特定行為の景観づくり基準に十分配慮するとともに、当該地域の景観づくりに先導的な役割を果たすよう努める。

カ 啓発等の実施

計画等の初期段階から景観づくりに十分配慮されるよう、また、特定行為の届出が円滑に行われるよう、事前協議の実施や関係団体等と連携した啓発などに努める。

(2) ふるさと眺望点の指定

ア ふるさと眺望点の指定

ふるさと眺望点は、県民や地域住民に親しまれ、一定の広がりのある優れた景観を眺望できる場所を指定する。

イ 利用のための措置

周辺整備や広報による県民等への周知により、ふるさと眺望点の利用や観光資源としての活用を促進するよう努める。

(3) 既存施設等への要請

ア 既存施設等の所有者や管理者への必要な措置の要請は、当該既存施設等が地域の景観を著しく阻害し、放置することが地域の景観づくりを進めるうえで大きな支障となると認める場合に行う。

イ 要請にあたっては、市町村と協力して、既存施設等の所有者等の理解を十分求めるとともに、修景に対する支援を行う。

第4 景観づくりを推進するための体制の整備に関する事項

1 県の体制の整備

(1) 景観づくりの推進に関し必要な事項について調査審議するため、学識経験者、県民等からなる富山県景観審議会を設置する。

(2) 景観づくりの担当部署を置くとともに、条例の運用、施策の実施等に関する連絡調整を行い、総合的かつ計画的な施策を推進するために、関係部署で構成する推進会議を設置する。

2 市町村との連携・調整

県と市町村で構成する推進会議を設置し、相互の施策の連携・調整を図る。

3 行政職員の資質の向上

届出の審査、指導や景観施策の立案、実施などの景観づくりに携わる行政職員の資質の向上に努める。

第5 その他景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 市町村への支援等

地域づくりの主体である市町村において、当該地域の特性に応じた景観施策が展開されるよう、その取組に配慮しつつ、次のような支援等を行う。

(1) 景観づくりの優れた事例や技術に関する情報の提供、景観アドバイザーの派遣等を行う。

(2) 市町村の景観に関する計画の策定や市町村が行う景観づくり事業に対する支援を行う。

2 関連法令の効果的な運用や関連施策の積極的な推進

(1) 都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等の法律やこれらに基づく条例など、景観に関連する法令等の運用に際し、富山県景観条例との緊密な連携を図り、効果的な景観づくりを行う。

(2) 良好な広告景観の創出や美化活動など、景観づくりに関連する施策を積極的に進める。

第1 基本事項

- 1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

第2 個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

- ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。
- イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。
- ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

- ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。
- イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

(3) 色彩

- ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
- イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。
- ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

(4) 素材

- ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。
- イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。
- ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並

みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(5) 敷地の緑化

- ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。
- イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。
- ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

- ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。
- イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。
- ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

- ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。
- イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。
- ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

- ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。
- イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。
- ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

(3) 色彩

- ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
- イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。
- ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使

用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

3 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む。)

(1) 土地の形状

従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を自立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望

点からの眺望を損なわないよう配慮する。

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を自立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

(2) 跡地の形状

地形の変更をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

(3) 跡地の緑化

掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

大規模行為届出様式

条例・規則・方針・基準

様式第3号（第8条関係）

大規模行為（変更）届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

富山県景観条例第25条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更		
			用途（ ）		
	(2) 工作物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更			
		種類（ ）			
	(3) 土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む。)	目 的			
(4) 屋外における物品の集積又は 貯蔵					
(5) 鉱物の掘採又は土石の類の採 取					
行 為 の 場 所					
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日	
連 絡 先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ） -			
	名称及び担当者名	名称 担当者名			
※ 受 付 欄	市町村	県	※ 処 理 欄		

(備考)

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 富山県景観条例施行規則別表第2に掲げる図書を添付してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：一戸建て住宅、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、広告板、高架水橋、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 4 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。

別紙 1

行為の内容（建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更）

		届出部分		既存部分		合計		
新築・増築・改築・移転	敷地面積		m ²	m ²	m ²		m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²		m ²	
	延べ面積		m ²	m ²	m ²		m ²	
	高さ		m	m	m		m	
	構造							
			届出部分		既存部分			
外部仕上げ	屋根	素材						
		色彩						
	外壁	素材						
		色彩						
		届出部分		既存部分		合計		
敷地の緑化	緑地面積		m ²	m ²	m ²		m ²	
	樹種等							
広告塔、広告板等の設置の有無		有・無		屋外設備機器の設置の有無		有・無		
外観の変更	(対象建築物)		変更面積		変更後		変更前	
	・外観面積 m ²	屋根	素材	m ²				
			色彩	m ²				
	・建築面積 m ²	外壁	素材	m ²				
			色彩	m ²				
	・延べ面積 m ²							
・高さ m								
・構造								
景観上配慮した事項 その他参考となる事項								

(備考)

- 1 高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：日本瓦葺き、着色鉄板瓦葺き、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。（例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、建築物の外壁、屋上等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、建築物の屋上等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙2
行為の内容（工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更）

工作物の種類		届出部分	既存部分	合計	
新築・増築・改築・移転	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	() m	() m	() m	
	構造				
	仕上げ	素材	届出部分		既存部分
		色彩			
	敷地の緑化	緑地面積	m ²	m ²	m ²
		樹種等			
		広告塔、広告板等の設置の有無	有 ・ 無	屋外設備機器の設置の有無	有 ・ 無
	外観の変更	(対象工作物) ・ 外観面積	変更面積	変更後	変更前
・ 築造面積		素材	m ²		
・ 高さ		色彩	m ²		
・ 構造					
景観上配慮した事項その他参考となる事項					

(備考)

- 「高さ」欄には、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、()内に地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例：濃い茶色 (5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー (5Y8/1.5) 等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、工作物の外面等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、工作物の外面等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

別紙 3

行為の内容（土地の区画形質の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の類の採取）

土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）	土地の面積 _____ m ²	変更後の土地の形状	
	法面の規模 高さ _____ m	緑化の方法	
	長さ _____ m	法面等の外観	
屋外における物品の集積又は貯蔵	土地の面積 _____ m ²	物品の種類	
	集積又は貯蔵の高さ 高さ _____ m	集積又は貯蔵の方法	
		遮へいの方法	
鉱物の掘採又は土石の類の採取	土地の面積 _____ m ²	遮へいの方法	
	法面の規模 高さ _____ m	跡地の処理の方法	
	長さ _____ m	跡地の緑化の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(備考)

- 1 「土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）」欄
 - (1)「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2)「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
 - (3)「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- 2 「屋外における物品の集積又は貯蔵」欄
 - (1)「物品の種類」欄には、集積又は貯蔵する物品の種類について記入してください。
 - (2)「集積又は貯蔵の方法」欄は、整然とした集積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3)「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 3 「鉱物の掘採又は土石の類の採取」欄
 - (1)「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
 - (2)「跡地の処理の方法」欄には、跡地の法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
 - (3)「跡地の緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
- 4 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 5 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

大規模行為等の景観づくり基準チェックシート

条例・規則・方針・基準

それぞれ該当する大規模行為の種類ごとに、「大規模行為等届出書」に必要な添付書類の一つとして、以下のチェックシートを提出してください。(地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。)

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。	
		イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	
		ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	
	(2) 形態及び意匠	ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	
		イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	
		ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別事項	(3) 色彩	ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。		
		ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。		
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。		
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に 応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、 周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた 植栽等を活用するよう配慮する。		
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り 保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の 修景に生かすよう工夫する。		
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を 植栽するなど、町並み等にうるおいを与える よう配慮する。		
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない 範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や 位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽 減するよう配慮する。		
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に 散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方 法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮す る。		
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場 合は、増築等に併せて景観に対する支障を減 らすよう配慮する。		

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。	
		イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	
		ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	
	(2) 形態及び意匠	ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	
		イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	
		ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	

	項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別事項	(3) 色彩	ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。		
		ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。		
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。		
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。		
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。		
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうおいを与えるよう配慮する。		
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。		
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。		
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。		

3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	
	(2) 土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	
	(3) 法面の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	

4 屋外における物品の集積又は貯蔵			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 集積又は貯蔵の方法 集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。		
	(2) 遮へい 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。		

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 遮へい 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。		
	(2) 跡地の形状 地形の変更をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。		
	(3) 跡地の緑化 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。		

